

農業農村整備事業制度の概要

～県内の農業生産の早期回復，新たな農業・農村モデルの構築～

平成 24 年 度 版

平成 25 年 3 月

宮城県農林水産部

利用にあたって

本書は、平成24年度農業農村整備事業を実施するにあたり、本県で実施する事業の制度を要約したものです。制度の詳細など、不十分な点は、それぞれの要綱・要領を確認のうえ御利用願います。また、本県で実施していないため、本書に記載されていない事業制度もありますので、“農業農村整備事業等便覧”（(社)農業土木機械化協会発行）等合わせて御利用願います。

利用上の注意

- | | |
|-------|--|
| 事業名 | 平成24年度本県で実施する予定の事業および平成23年度新規制度の事業の主なものを掲載しています。 |
| 所管課班 | ①：事業実施に必要な調査計画を実施する担当班
②：調査計画された事業を実施する担当班
①②の記載のないもの：調査計画および事業実施を担当する班 |
| 事業の内容 | 事業の主要事業内容 |
| 採択基準 | 事業採択基準のうち主なもの（離島地域の特例等本県に該当しないものは記載していない。） |
| 負担割合 | ○ 平成24年4月現在負担割合の決まっていない事業については未定としています。
○ 団体営事業で政令指定都市が事業主体となり実施する国庫補助事業について県の補助率は1%です。 |
| その他 | 農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金創設に伴い、平成24年度から事業再編や申請事業名が変更となった事業について、本県で平成24年度に新規採択が無い事業については、旧事業のみの掲載としています。 |

目 次

1. 宮城県農林水産行政の基本方針	1
2. 宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画の実現に向けた取組（農業農村整備事業関係）	2
3. 農業農村整備事業負担割合一覧表	4
4. 事業制度概要	
(1) かんがい排水	
・国営かんがい排水事業（S24～）	7
・国営土地改良事業に係る調査計画制度	8
・水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）（H23～）	9
・水利施設整備事業（基幹水利施設型排水対策特別型）（H23～）	10
・水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（H23～）	11
・水利施設整備事業（地域農業水利施設保全型）（H23～）	13
・水利施設整備事業（地域用水機能増進型）（H23～）	15
・県営かんがい排水事業（S25～）	16
・地域水田農業支援排水対策特別事業（H16～）	17
・広域農業用水適正管理対策事業（H4～）	18
・基幹水利施設ストックマネジメント事業（H19～）	19
・農業用水水源地域保全対策事業（H19～）	20
・地域水ネットワーク再生事業（H20～）	21
・水利区域内農地集積促進整備事業（H21～）	23
(2) 農地整備（ほ場整備）関係	
農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（一般型））（H15～）	24
（旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型））（H20～）	27
（旧経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型））（H19～）	30
・農地整備事業（耕作放棄地解消・発生防止基盤整備）（H20～）	32
・経営体育成基盤整備事業（H15～）	33
・経営体育成促進事業（H16～）	34
(3) 償還対策	
・農家負担金軽減支援対策事業（H23～）	35
・国営土地改良事業負担金償還助成事業（H2～）	39
・国営土地改良事業負担金償還対策事業（H18～）	41
(4) 農 道	
・県営農道整備事業（S26～）	42
・ふるさと農道緊急整備事業（H5～）	44

(5) 農村総合整備

・農業農村整備事業実施計画費（H14～）	45
・集落基盤整備事業（H23～）	46
・農業集落排水事業（S58～）	48
・農業集落排水整備推進交付金事業（H13～）	49
・地域用水環境整備事業（H12～）	50
・中山間地域総合整備事業（H2～）	53
・農村環境計画策定事業（H12～）	54

(6) 防災関係

・ため池等整備事業（S28～）	55
・地域ため池総合整備事業（H21～）	58
・地すべり対策事業（S33～）	59
・海岸保全施設整備事業（S33～）	60
・湛水防除事業（S37～）	62
・水質保全対策事業（一般型）（S40～）	63
・防災ダム事業（S40～）	65
・農村地域環境保全整備事業（S40～）	66
・障害防止対策事業（S35～）	67
・農村災害対策整備事業（H20～）	69
・農地・農業用施設災害復旧事業（S25～）	70
・震災対策農業水利施設整備事業（H23～）	71-1
・直轄災害復旧事業	72

(7) 施設管理

・土地改良施設維持管理適正化事業（S52～）	73
・基幹水利施設保全対策（H23～）	74
・基幹水利施設管理事業（H8～）	75
・国営造成施設管理体制整備促進事業（S60～）	76
・新農業水利システム保全対策事業（H16～）	78
・特定農業用管水路等特別対策事業（H18～）	79

(8) 県単独補助事業

・土地改良施設機能診断事業（H15～）	80
・みやぎグリーン・ツーリズムアドバイザー派遣事業（H17～）	81

(9) 市町村振興総合補助金（農業農村整備事業関係）

・みやぎの生き生き地域づくり支援事業（H14～）	82
・豊かなふる里保全整備事業（H16～）	83
・グリーン・ツーリズム促進支援事業（H16～）	84

(10) 非公共事業

・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（H19～）	85
（基盤整備）	88
・中山間ふるさと・水と土保全対策事業（H5～）	89
・中山間地域等直接支払交付金事業（H12～）	90
・農地・水保全管理支払交付金事業（H19～）	91

(11) 農山漁村地域復興基盤総合整備事業

・農山漁村地域復興基盤総合整備事業（水利施設整備事業）（H24～）	93
・農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）（H24～）	95
・農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業）（H24～）	96

5. 参 考 資 料

(1) 農業農村整備事業等の実施手続	97
(2) 県営土地改良事業条例	127
(3) 国営土地改良事業負担金等徴収条例	131
(4) 国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則	138
(5) 国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱	142
(6) 国営土地改良事業負担金償還対策事業実施要綱	155
(7) 補助金等交付規則	169
(8) 宮城県地域指定図	173
(9) 事業目的別索引	175
(10) 農業水利施設のストックマネジメント対策関連事業概念図	177

※農村整備課所管事業の補助金交付要綱は農村整備課のホームページに掲載しています。

1. 宮城県農林水産行政の基本方針

「一日も早い農林水産業の復興を目指して」

◆ 5つの展開方向と重点施策

展開方向Ⅰ 震災からの生産力の回復

- 生産基盤の早期回復
- 農林漁業者の事業再開・再建支援
- 食品関連施設等の早期回復

展開方向Ⅱ 災害に強い農林水産業と農山漁村づくり

- 災害対策の推進
- 農山漁村の活性化と相互理解の推進
- 地球温暖化防止対策の推進と県産木材の利用推進
- 多面的機能の維持・発揮

展開方向Ⅲ 実需者を意識した農林水産物の生産体制の強化

- 経営体の育成・強化
- 園芸・畜産の振興
- 需要に即した生産・供給の推進
- 安全・安心の強化

展開方向Ⅳ “みやぎ”ブランドの再生と販売力の強化・消費拡大

- “みやぎ”ブランドの生産体制の再構築
- 「食材王国みやぎ」の展開
- 農商工連携や6次産業化の推進
- 県産農林水産物の消費拡大

展開方向Ⅴ 原子力災害に伴う農林水産物への影響対策

- 放射性物質検査体制の整備
- 県民に分かりやすい検査結果の情報発信と農業者等への技術支援
- 汚染物質の円滑な処理の推進

◆ 各分野の特徴的な取組

1. 農業

- (1) 県内の農業生産力の早期回復
- (2) 新たな時代の農業・農村モデルの構築

2. 林業

- (1) 森林・林業・木材産業のサプライチェーンの復興
- (2) 被災した海岸防災林の再生と県土保全の推進
- (3) 木質バイオマスの多角的利用モデルの推進

3. 水産業

- (1) 水産業の早期再開に向けた取組
- (2) 漁港機能の集約再編
- (3) 新しい経営形態の導入

4. 食産業

- (1) 「食材王国みやぎ」の復興と発展
- (2) 食品製造業の復興支援

2. 宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画の実現に向けた取組（農業農村整備事業関係）

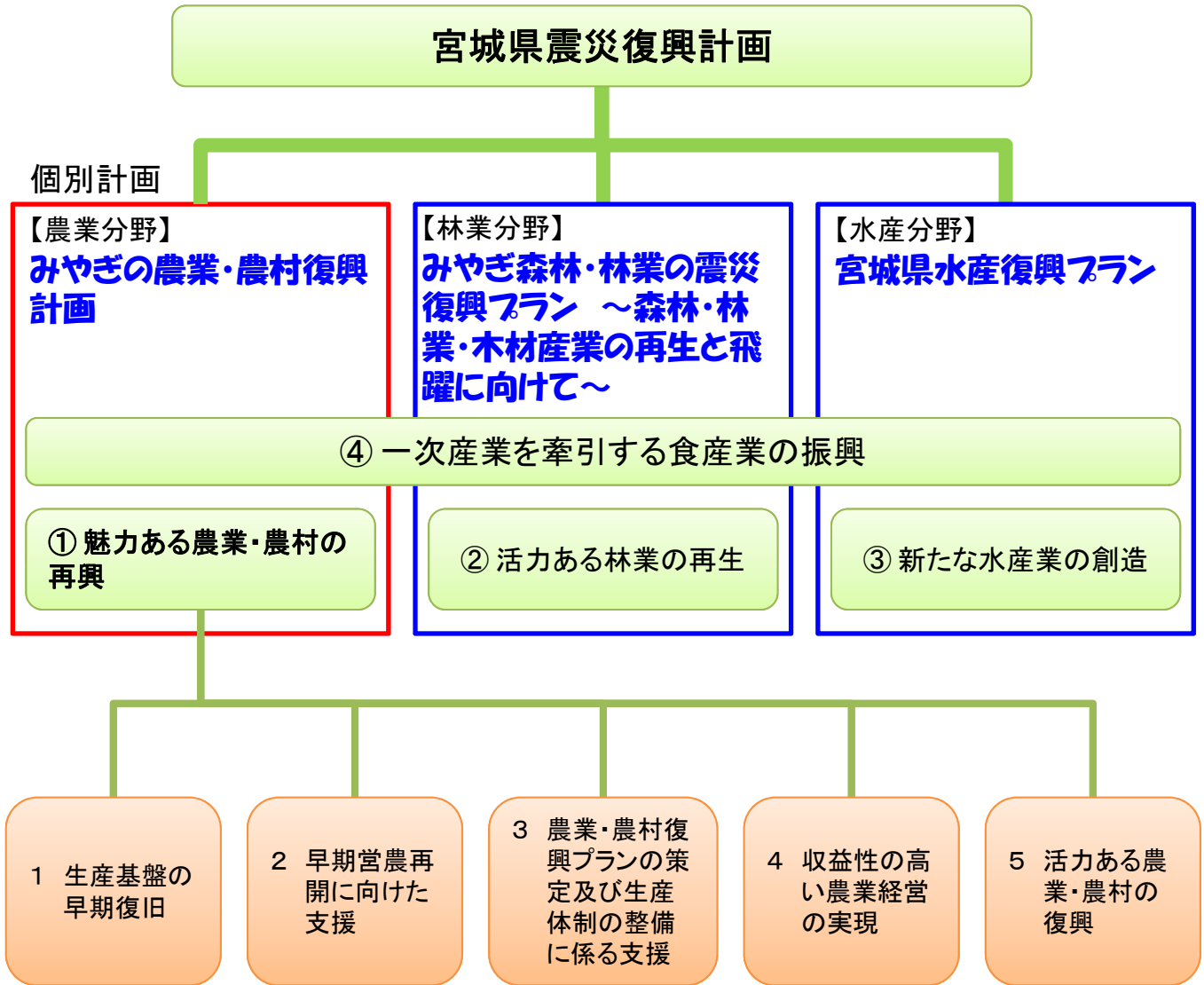
宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画

- ◆ 県政運営の理念である「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を実現するため、3つの政策推進の基本方向に沿って宮城の未来をつくる**33の取組**、及び「宮城県震災復興実施計画」に掲げた**7つの分野**ごとに事業を行います。

宮城の将来ビジョンにおける体系		農林水産部 主要事業	将来ビジョンへの位置づけ
基本方向・取組名			
1. 富県宮城の実現 ～県内総生産10兆円への挑戦～			
(2) 観光資源、知的資源を活用した商業・サービス産業の強化			
5 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現		グリーン・ツーリズム促進支援事業	○
(3) 地域産業を支える農林水産業の競争力強化			
6 競争力のある農林水産業への転換		県営農道整備事業	○
		県営水利施設整備事業	
		県営農地整備事業	
(5) 産業競争力の強化に向けた条件整備			
11 経営力の向上と経営基盤の強化		農業経営高度化支援事業	○
		国営土地改良事業負担金償還対策事業(非)	○
3. 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり			
(2) 豊かな自然環境、生活環境の保全			
29 豊かな自然環境、生活環境の保全		みやぎの田園環境教育支援事業(非)	○
(3) 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成			
30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成		みやぎ農業水利ストックマネジメント推進事業	○
		土地改良施設維持管理適正化事業	
		農地・水・農村環境保全管理事業	○
		中山間地域等直接支払交付金事業	
		農地・水・農村環境保全管理復旧活動支援事業	○
(4) 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり			
31 宮城県沖地震に備えた施設設備や情報ネットワークの充実		海岸保全施設整備事業	○

注) 非: 非予算的手法を表す。

宮城県復興計画 分野別の復興の方向性((4)農業・林業・水産業)



農地復旧・復興に係る基本的考え方

- 「みやぎの農業・農村復興計画」において、「農地の面的な集約・経営の大規模化・高付加価値化」を図っていくこととしており、このため、可能な限り、経営体育成基盤整備事業(区画整理)に加え、農業経営高度化促進事業等の土地利用調整等の効果的・効率的実施に資するソフト施策を適切に組合せる必要があります。
- また、営農の早期再開を目指すため、原形復旧による一時利用を行いつつ、並行して区画整理等を進めるなど、地域の実情を踏まえ、適切に推進します。
- 農地の復旧・復興に当たっては、土地改良区が本来有する土地利用調整機能を活用し、地域の合意形成を通じた地域づくりや農村コミュニティの再生に一定の役割を担うことが期待されます。

3. 農業農村整備事業負担割合一覧表

● 県営事業

区分	事業名		負担率			
			国	県	市町村	その他
農業生産基盤整備・保全事業	水利施設整備事業 基幹水利施設整備型	一般型 ※ () はダムに係る分 ※ [] はH23新規地区以降適用	50	30 (40) [25]	10	10 (-) [15]
	水利施設整備事業 排水対策特別型	排水対策特別型 ※ [] はH23新規地区以降適用	50	30 [25]	10	10 [15]
	水利施設整備事業 基幹水利施設保全型	基幹水利施設ストックマネジメント事業 (機能保全計画策定) ※ [] はH22新規地区まで適用	50	25	25	
		対策工事及び緊急補修工事 ※ [] はH22新規地区まで適用	50	25 [30]	10	15 [10]
	農山漁村地域復興基盤 総合整備事業 (水利整備事業)	(一般地域に適用)	75	17	8	
	農地整備事業 (旧一般型)	※ [] はH22新規地区まで適用 ※ < > はH17新規地区まで適用 ※ () は中山間地域に適用	50 (55)	27.5 [30] <32.5>	10 (5)	12.5 [10] <7.5>
		(旧ほ場整備事業・担い手育成型) ※ [] はH13～14新規地区適用	50	35 [32.5]	10	5 [7.5]
		(旧土地改良総合整備事業・一般型一般地域) ※ [] はH13～14新規地区適用	45	33 [32.5]	10	12 [12.5]
		東日本大震災復興交付金地区 ※ () は中山間地域に適用	75 (77.5)	16.1842 (15.6823)	6.3158 (4.5677)	2.5 (2.25)
	(旧面的集積型)	一般 ※ [] はH12新規地区まで適用 ※ < > はH17新規地区まで適用 ※ 【 】 はH22新規地区まで適用 ※ 《 》 は東日本大震災復興 交付金地区適用	50 《75》	27.5 [35] <32.5> 【30】 《16.1842》	10 [5] <7.5> 【10】 《6.3158》	12.5 [10] <10> 【10】 《2.25》
		中山間等 ※ [] はH22新規地区まで適用 ※ 《 》 は東日本大震災復興 交付金地区適用	55 《77.5》	27.5 [30] 《15.6823》	7.5 [5] 《4.5677》	10 《2.25》
	(旧農業生産法人等育成型)	() は中山間地域に適用	50 (55)	30	10 (5)	10
	※ 農山漁村地域復興基盤 総合整備事業 (農地整備事業)	(一般地域に適用)	75	17	8	
	広域営農団地農道整備事業		50	36	14	
	基幹農道整備事業 (旧農免農道整備事業)		50	11/30	4/30	
県営一般農道整備事業	一般・樹園地	50	30	20		
	集落間	50	30	20		

区分	事業名	負担率				
		国	県	市町村	その他	
農業生産基盤整備・保全事業	ため池等整備事業	(大規模) ため池 ※ [] はH23新規地区以降適用	55	34 [28]	11 [17]	
		(小規模) ため池 40ha以上100ha未満 ※ [] はH23新規地区以降適用	50	39 [33]	11 [17]	
		(小規模) ため池 20ha以上40ha未満 ※ [] はH23新規地区以降適用	50	39 [29]	11 [21]	
		うち利活用保全整備工事 ※ [] はH23新規地区以降適用	50	30 [29]	20 [21]	
		(大規模) 河川対応 1億円以上	55	37	8	
		(小規模) 河川対応 5千万円以上	50	42	8	
		(小規模) 河川対応 5千万円未満	50	32	18	
	湛水防除事業	(大規模) 400ha以上	55	37	8	
		(小規模) 300ha以上 400ha未満	50	42	8	
		(小規模) 基幹施設 30~300ha未満	50	37	13	
		(小規模) その他 30~300ha未満	50	32	18	
	水質保全対策事業	一般型(基幹)	50	34	16	
		(その他), (併せ行う)	50	32	18	
	防災ダム(防災ため池)	防災ため池	55	34	11	
地すべり対策事業		50	50			
農村整備事業	地域用水環境整備事業	地域用水環境整備型 歴史的施設保全型	50	25	25	
	農村災害対策整備事業	調査計画事業	50	25	25	
		整備事業 () は中山間地域	50 (55)	29	14	7 (2)
	特定農業用管水路等特別対策事業	県営造成施設	50	35	10	5
	中山間地域総合整備事業	生産基盤整備以外 ※ [] はH23新規地区以降適用	55	32.5 [30]	12.5 [15]	
生産基盤整備 ※ [] はH23新規地区以降適用		55	32.5 [30]	12.5 [15]		
その他	海岸保全施設整備事業	高潮対策, 侵食対策 () は離島	50 (55)	50 (45)		
		局部改良	1/3	2/3		
		海岸耐震対策緊急事業	50	50		
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業	50	50		
		海岸環境整備	1/3	2/3		
障害防止対策事業		100~66.7	0~16.7	0~16.6		

●団体営事業

区分	事業名		負担率			
			国	県	その他	
農業生産基盤整備・保全事業	水利施設整備事業 基幹水利施設保全型	(対策工事)	50	15	35	
	水利施設整備事業 地域農業水利施設保全型	(対策工事) ()は4法指定地域	50 (55)	15 (15)	35 (30)	
	水利施設整備事業 地域用水機能増進型	ソフト事業	50	25	25	
	ため池等整備事業	市町村営	50	15 [1]	35 [49]	
	※ []はH19新規地区以降適用	その他営	50	15 [1]	35 [49]	
	国営造成施設管理体制整備促進事業	操作体制整備型		60	1	39
		管理体制整備型(推進・支援事業) ※ []はH19新規地区以降適用		50	25 [1]	25 [49]
		管理体制整備型(計画策定事業)		50	50	—
	農村整備事業	集落基盤整備事業	農業生産基盤整備 及び集落基盤整備	50	1	49
実施設計の策定			50	1	49	
農業集落排水事業		施設等の整備又は改築 ※県の嵩上げは農業集落排水整備推進 交付金で交付	50	—	50	
		施設等の調査及び計画の策定	50	1	49	
		最適整備構想の策定	100 (定額)	—	—	
農村環境計画策定事業		農村環境現況調査	50	—	50	
		農村環境計画の策定	50	—	50	

●非公共事業

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (基盤整備)	一般地域	基盤整備 ※ []はH22新規地区以降適用	50	15 [0]	35 [50]
		農用地等集団化事業の内換地等調整 と交換分合	50	0	50
		地形図作成業務	50	0	50
	中山間地域	基盤整備 ※ []はH22新規地区以降適用	55	15 [0]	30 [45]
		農用地等集団化事業の内換地等調整 と交換分合	55	0	45
		地形図作成業務	55	0	45
中山間地域等直接支払交付金事業	4法指定地域	1/2	1/4	1/4	
	知事特認地域	1/3	1/3	1/3	
農地・水・環境保全管理支払交付金事業	共同活動支援交付金	1/2	1/4	1/4	
	向上活動支援交付金	1/2	1/4	1/4	
	復旧活動支援交付金	1/2	1/4	1/4	

4. 事業制度概要

国営かんがい排水事業	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
------------	--------	--------------------

事業の内容

基幹的な用排水施設であるダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の新設、改修、さらに農業水利制御システムの整備及びそれに付帯する工事。

採択基準

〔かんがい排水事業〕

受益面積がおおむね3,000ha(現に農業用用水施設のない土地又は開田を目的とするものにあたってはおおむね1,000ha、離島にあっては、おおむね1,000ha(ため池の新設は500ha))以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね500ha(畑に係るものにあつては100ha、離島の排水にあってはおおむね200ha)以上の農業用排水施設の新設又は変更を行う事業。

ただし、地区の実情を勘案し、上記末端支配面積に満たない施設についても、農業水利制御システム及び畑地におけるファームポンドに限り事業の対象。

国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設(通水量等がおおむね0.5m³/s以上で老朽化著しく維持管理に支障が生じるもの等)の更新のために行う事業は、当該施設の整備を行った国営土地改良事業の受益地がおおむね3,000ha以上現に存り、かつ、末端支配面積がおおむね500ha以上の施設が対象。

〔国営造成土地改良施設整備事業〕

国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設(上記要件を満たす)に係る軽微な変更の事業(総事業費がおおむね10億円以上であり、1施設1億円以上であること)。

負担割合	区 分	国	県 (条例)	市町村	その他
(H5年度以降 着工地区)	1. ダム				
	受益面積 5,000ha 貯水量 700万m ³ 以上	70	25	5	—
	共同ダム(農業用)	2/3	20.9	8	4.5
	(その他)	2/3	19	8	6.4
	一般 上記以外のダム	2/3	17	6	10.4
	2. 頭首工				
	受益面積5,000ha以上	70	25	5	—
	5,000ha未満	2/3	17	6	10.4
	3. 排水機場, 樋門				
	受益面積5,000ha以上	70	25	5	—
	5,000ha未満	2/3	17	6	10.4
	4. 排水路				
	全施設	2/3	17	6	10.4
	5. 用水機場, 樋門, 導水路				
	全施設	2/3	17	6	10.4
	6. 用水路				
	全施設	2/3	17	6	10.4
	7. 農業水利制御システム				
	末端受益面積 100ha以上	2/3	17	6	10.4
	" 100ha未満	50	25	10	15

国営土地改良事業に係る 調査計画制度	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
-------------------------------	--------	--------------------

趣 旨

国営土地改良事業を行うために必要な、その地域の課題把握、現況の土地・水利用状況の把握、施設計画、事業費概定、経済効果の算定、環境との調和に配慮した調査計画の策定、更には受益農家への事業概要説明など、さまざまな調査計画業務、関係者との調整業務を行う。

また、土地改良事業により造成された施設が、造成後もその機能を継続的に発揮するためには適切な維持管理を行なうことが重要であり、造成施設の主たる管理者である土地改良区や県・市町村などに対し維持管理に必要な情報提供や連絡調整など（事業のフォローアップ）を行う。

主な調査計画制度

○広域農業基盤整備管理調査（国費：100%）

地域の農地、農業水利、農村環境等の農業基盤情報の収集・分析・提供を行い、農業振興上の課題を整理するとともに、国営完了地区においては、水利用・排水状況、水管理、施設管理、農業状況等の現状把握を行う。これらの調査成果を基に事業の必要性の検討、水管理方法の変更、営農改善方策の対応を検討するとともに、完了地区においては、事業実施後の事業効果について評価する。

○広域基盤整備計画調査（国費：100%）

食料供給の中核的役割を担う大規模かつ優良な広域の農業地域（広域農業地域）を適切に維持、存続させるため、国が基幹的農業水利施設を計画的、機動的かつ、長寿命化に配慮し、整備更新するための広域基盤整備計画を策定する。

○地域整備方向検討調査（国費：100%）

用水計画の見直しや新規の水源開発及び中山間地域の振興、多面的機能の維持・保全を図る国又は独立行政法人緑資源機構が行う事業の実現性の高い地域において、国営等事業の必要性、技術的可能性及び経済的妥当性について検討を行い、事業計画の案を作成するために行う調査に先立ち地域の課題及び整備構想の概略を検討する。

○地区調査（国費：100%）

国営土地改良に事業の実施が見込まれる地区において現状把握を行い、技術的・経済的妥当性を検討のうえ事業計画を策定する。

○全体実施設計（国費：当該国営土地改良事業実施要綱負担割合による）

地区調査が行われた地区において、工事計画に係る設計を行い、事業着手後に事業費が著しく変動しない精度の事業費算定を行う。

水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (旧県営かんがい排水事業)	事業主体 県	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊧農村整備課 水利施設保全班
---	--------	--

事業の内容

基幹的な用排水施設であるダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の新設、改修及びそれに付帯する工事。

採択基準

次に掲げる一に該当するもの。

- (1) 本事業を実施しようとするときは、地域における農業の振興方向、営農目標、生産基盤整備の内容、営農支援の体制等を定めた営農目標推進整備計画を作成するものとする。【戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業と農山漁村地域整備交付金で該当】
- (2) 国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体となつて行う事業であること。【戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業で該当】
- (3) 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、受益面積がおおむね200ha以上でありかつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの。
- (4) 現に農業用用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用用排水施設(以下「畑地を受益とする農業用用排水施設」という。)の新設又は変更であつて、受益面積がおおむね100ha以上であり、かつ末端支配面積がおおむね20ha以上のもの。
- (5) 国営事業施行部分に接続する農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、末端支配面積がおおむね100ha以上のものの受益面積の合計がおおむね200ha以上のもの。
- (6) 国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、末端支配面積がおおむね20ha以上のものの受益面積の合計がおおむね100ha以上のもの。
- (7) 農業用用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設(附帯施設を含む。)を伴う農業用用排水施設の新設又は変更であつて、受益面積がおおむね100ha以上のもの。
- (8) 河川に設置されている取水施設(農業用水として河水を得るための頭首工、集水きよ、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であつて、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね3分の2以下であるものをいう。)が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であつて、受益面積がおおむね200ha以上で、これに要する費用の額がおおむね5千万円以上のもの。
 ただし、この場合の事業費(取水施設の機能障害対策に係るもの。)にあつては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。
- (9) 「土地改良事業計画基準(排水・ほ場整備(畑))」(昭和53年9月12日付け53構改C第306号農林水産事務次官依命通達)により定められた排水に係る基準を上回る機能を有する排水施設を整備する必要がある地域において(1)の事業と併せて行う必要のある農地防災排水施設の新設、廃止又は変更であつて、受益面積がおおむね100ha以上であり、かつ、末端支配面積が併せ行う(1)の事業の末端支配面積と同一であるもの。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
一	般	50	25(40)	10	15(-)	

H23年度新規地区以降適用。()はダムに係る分

水利施設整備事業（排水対策特別型） （旧 地域水田農業経営支援排水対策特別事業）	事業主体 県	所管課班 ①農村振興課 地域計画班 ②農村整備課 水利施設保全班
--	--------	-------------------------------------

事業の内容

- ア 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機場，排水樋門，排水路（以下「排水施設」という。）等の更新又は整備を実施するもの。
- イ アの事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び生産基盤整備事業の（2）暗渠排水事業，（3）客土事業，（4）区画整理事業であって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とするものを併せて一体的に実施するもの。

採択基準

- ・ 地域水田農業ビジョンが定められており，水田の有効利用に向けた方向性が盛り込まれていること
- ・ 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであり，かつア又はイに該当する水田面積が受益地内のおおむね50%以上であること。
 - ア 降雨時において排水機，排水樋門，排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田
 - イ 常時地下水位が高い水田
 - ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田
- ・ 受益面積 20ha以上
- ・ 末端支配面積 5ha以上

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	排水対策特別型 （旧地域水田農業支援排水対策特別事業）	50	25	10	15	H23年度新規地区移行適用

水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (旧基幹水利施設ストックマネジメント事業)	事業主体 県 土地改良区等	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊧農村整備課 水利施設保全班
---	-------------------------	-------------------------------------

事業の内容

国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的な農業水利施設について、施設の有効活用を図るため、効率的な機能保全対策を推進するもの。

1. 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された施設に関する機能保全計画の策定
2. 国営土地改良事業により造成された施設について、国営造成水利施設保全対策指導事業により策定された機能保全計画に基づく対策工事及び県営土地改良事業により造成された施設について、1の機能保全計画に基づく対策工事の実施
3. 国営造成施設又は県営造成施設において発生した突発的事故に対する緊急補修工事等の実施

採択基準

1. 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業水利施設であること。
2. 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
3. 県の水利整備事業、基幹水利施設保全型の実施方針に位置づけられたもの。
4. 対策工事を法律補助事業で行う場合においては、受益面積100ha以上であること。
5. 営農目標推進計画は「本事業の実施により将来に発生することが見込まれる農業用排水施設の機能低下が会費されることに伴う地域の代表的な生産振興作物の単収が回復または向上すること。」【戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業と農山漁村地域整備交付金で該当】

運用方針（内部規定）

1. 機能保全計画の策定の実施基準

- (1) 対象施設は県営土地改良事業で造成された農業水利施設のうち、標準耐用年数を既に超過しているか、機能保全計画策定予定年から5年以内に超過する施設。
- (2) 対象施設の選定は、一次機能診断の数値評価結果等に基づき施設管理者と協議のうえ行う。
- (3) 地区の選定は各管内の状況を勘案し、管内ごと、市町村ごと、水系ごと、土地改良区ごと等にする。
- (4) 機能保全計画は策定後、施設管理者にその結果を速やかに報告する。

2. 対策工事の実施基準

国造施設については国営造成水利施設保全対策指導事業及び県営造成施設にあたっては、本事業等で作成した機能保全計画に基づき実施する。

- (1) 県営事業

法律補助事業（土地改良法の手続きを経る事業）を基本とし，1施設の受益面積が100ha以上かつ1地区の総事業費が5千万円以上とする。1施設あたりの事業費が概ね1億円で，また早急に事業課する必要がある場合はの地区については予算補助事業（土地改良法の手続きを経ない事業）を選択できるものとする。

(2) 団体営事業

1施設の受益面積が100ha以上で1地区の造事業費が3千万円以上かつ1施設あたりの事業費が2百万円以上の地区とする。

3. 緊急補修工事の実施基準

事業主体は施設管理者とし，対象施設は実施方針により選定された施設で事業費は2百万円以上を要件とする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	基幹水利施設 ストックマネジメント事業 (機能保全計画策定)	50	25	25		県営
	(対策工事) 及び(緊急補修工事)	50	25	10	15	県営 H23以降採択地区
		50	15	35		団体営

水利施設整備事業 (地域農業水利施設保全型) (旧地域農業水利施設ストックマネ ジメント事業)	市町村 事業主体 土地改良区等 県土地改良事業団体連合会	農村整備課 所管課班 水利施設保全班
---	------------------------------------	--------------------------

事業の内容

団体営造成施設等の劣化状況等の調査に基づき、施設管理の省力化や環境との調和へも配慮しつつ、機能を保全するために必要な対応方策を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）を作成、これに基づく施設の更新や予防的な保全対策、又は事後的な保全対策を適切に組み合わせて行うとともに、これらに取り組むための技術指導等を併せて実施するもの。

1. 団体営造成施設等に関する機能保全計画の策定（機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む）
2. 団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事（以下「対策工事」という。）の実施。
3. 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事（以下「事後保全」という。）の実施

採択基準

1. 県が作成する地域農業水利施設保全対策実施方針に位置づけられたもの。ただし、基幹水利施設ストックマネジメント事業の「当該計画の策定に関する実施方針」に位置づけられた施設は本事業の対象外。
2. 機能保全計画の策定においては、末端支配面積面積100ha以上であり、予防的な対策が有効と見込まれるもの。
3. 対策工事においては受益面積100ha以上（機能保全計画を当事業で実施していない場合で、別に機能保全計画を作成している場合は10ha以上）であること。
4. 事後保全においては、施設の劣化に起因すると想定されるもの。
5. 対策工事及び事後保全においては、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
6. 知事が地域における農業の振興方向、戦略作物の生産や耕地利用率に係る営農目標を定めた営農目標推進整備計画を作成して行うもの。【農山漁村地域整備交付金で該当】

運用方針（内部規定）

1. 機能保全計画の策定の実施基準

(1) 対象施設施設は団体営土地改良事業で造成された農業水利施設、県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹ストマネ実施方針に記載されていない施設又は現に農業水利施設として利用され、施設管理者（個人を除く）が明確な施設で、標準耐用年数を既に超過しているか機能保全計画策定予定年かた5年以内に超過する施設。

(2) 地区の設定は、管内の状況を勘案し、管内ごと、市町村ごと、水系ごと及び土地改良区ごと等とする。

2. 対策工事の実施基準

- (1) 1地区の総事業費が3千万円以上かつ1施設あたりの事業費が2百万円以上を要件とする。
- (2) 本事業で計画を策定した場合は1施設の受益面積（末端支配面積）が100ha以上とし、施設管理者独自で計画を策定した場合は1地区あたり受益面積（末端支配面積）が10ha以上とする。

3. 緊急工事

事後保全は以下の要件全てに合致する施設を対象とする。

- (1) 対象施設施設は団体営土地改良事業で造成された農業水利施設，県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹ストマネ実施方針に記載されていない施設又は現に農業水利施設として利用され，施設管理者（個人を除く）が明確な施設。
- (2) その事故が劣化に起因すると判断されるもの。

※：下記の補助率は，平成23年4月1日より適用

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	地域農業水利施設 ストックマネジメント事業 (機能保全計画策定)	50	15	35		団体営
	(対策工事) 及び(緊急工事)	50 (55)	15 (15)	35 (30)		団体営

※（ ）は 離島，特別豪雪地帯，振興山村，半島振興対策実施地域，過疎地域，特定農山村地域又は急傾斜畑地帯の場合

水利施設整備事業 (地域用水機能増進型) (旧団体営地域用水機能増進事業)	事業主体 県	所管課班 ㊦ 農村振興課 地域計画班 ㊧ 農村整備課 水利施設保全班
--	--------	--

事業内容

用排水施設整備事業を実施するものであって、地域用水機能を正當に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水のさらなる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能に資するもの。

事業主体

都道府県

採択基準

次の要件をすべて満たしていること

- (1) 受益面積がおおむね200ヘクタール(沖縄県にあっては、100ヘクタール)以上であって、かつ、末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上のものであること。
- (2) 当該地区内の末端支配面積5ヘクタール以上のすべての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として10パーセント以上であること。
- (3) 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合がおおむね5パーセント(地域用水機能増進事業実施要綱(平成10年4月8日付け10構改D第221号農林水産事務次官依命通達)に基づく事業と本事業を併せ行う場合にあっては10パーセント)以上であること。

地域用水機能増進事業実施要綱に基づく事業は以下のとおり。

- 1) 地域用水機能増進計画の策定
- 2) 地域用水機能増進支援活動
- 3) 地域用水機能増進活動
- 4) 3)を補完する施設等の改修整備

- (4) 本事業の申請に係る土地改良区又は市町村に、農村振興局長が別に定める地域用水対策協議会を設置すること。

負担割合	区 分	国	県	市町村 その他	備 考
県営	地域用水機能増進型	50	25	未定	

県営かんがい排水事業 <small>*この事業は継続地区に係る経過措置を除き廃止</small>	事業主体 県	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班
		㊧農村整備課 水利施設保全班

事業の内容

基幹的な用排水施設であるダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の新設、改修及びそれに付帯する工事。

採択基準

次に掲げる一に該当するもの。

- (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね200ha以上でありかつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの。（ほ場整備等面工事を含む事業に関連して行われるものであって、市町村が定める転作計画に即した営農計画が樹立されている地区にあっては受益面積・末端支配面積ともに60ha以上）
- (2) 現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設（以下「畑地を受益とする農業用排水施設」という。）の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上であり、かつ末端支配面積がおおむね20ha以上のもの。
- (3) 国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね100ha以上のものの受益面積の合計がおおむね200ha以上のもの。
- (4) 国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね20ha以上のものの受益面積の合計がおおむね100ha以上のもの。
- (5) 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設（附帯施設を含む。）を伴う農業用排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上のもの。
- (6) 河川に設置されている取水施設（農業用水として河水を得るための頭首工、集水きよ、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であって、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね3分の2以下であるものをいう。）が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であって、受益面積がおおむね200ha以上で、これに要する費用の額がおおむね5千万円以上のもの。
ただし、この場合の事業費（取水施設の機能障害対策に係るもの。）にあっては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。
- (7) 「土地改良事業計画基準（排水・ほ場整備（畑）」（昭和53年9月12日付け53構改C第306号農林水産事務次官依命通達）により定められた排水に係る基準を上回る機能を有する排水施設を整備する必要がある地域において(1)の事業と併せて行う必要のある農地防災排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上であり、かつ、末端支配面積が併せ行う(1)の事業の末端支配面積と同一であるもの。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	一 般	50	30(40)	10	10(-)	※1
	新農業水利システム保全整備事業	50	30	10	10	※2

※1 H22年度まで採択された地区に適用。（ ）はダムに係る分

※2 採択期間 H16～H24「農業水利システム保全計画」策定地区にあっては末端支配面積10ha以上

地域水田農業支援排水対策特別事業 (旧 水田農業経営確立排水対策特別事業) <small>*この事業は継続地区に係る経過措置を除き廃止</small>	事業主体 県	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊧農村整備課水利施設保全班
--	--------	------------------------------------

事業の内容

田畑輪換等を通じた水田の有効利用を促進する観点から排水条件が不良で転作が困難である地域において排水改良を目的とした施設の整備等を行い、もって地域水田農業ビジョンの実現に資する。

採択基準

- ・地域水田農業ビジョンが定められており、水田の有効利用に向けた方向性が盛り込まれていること
- ・受益地が原則として次のいずれかに該当するものであり、かつア又はイに該当する水田面積が受益地内のおおむね50%以上であること。
 - ア 降雨時において排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田
 - イ 常時地下水位が高い水田
 - ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田
- ・受益面積 20ha以上
- ・末端支配面積 5ha以上

事業採択期間

平成16～23年度

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	地域水田農業支援排水対策特別事業	50	30	10	10	H22年度採択地区まで適用

広域農業用水適正管理対策事業	事業主体 県，市町村 土地改良区等	所管課係 ①農村振興課 地域計画班 ② 未 定
-----------------------	-------------------------	-------------------------------

趣 旨

- 1) 国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了していない等のため、用途廃止されずに残存しているものを撤去することによって、当該流域の農業用水管理の適正化、災害の未然防止等を目的とするもの。

事業内容

- (1) 及び(2)に該当する農業水利施設の撤去を行う。
- (1) 国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき頭首工、水門、樋管、樋門等の農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了しない等のため、用途廃止されずに残存しているもの
- (2) 農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれのある農業水利施設

事業主体

県，市町村，土地改良区，その他知事が適当と認める者。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	広域農業用水適正管理対策事業	※1	※2			※1 従前の国営土地改良事業完了時の国庫負担率を適用。 ※2 国庫負担率以外の負担割合については、「ため池等整備（農業用河川工作物等応急対策）」の負担割合の区分に基づき要件を決定し、国のガイドラインにより負担割合を算出する。

基幹水利施設ストックマネジメント事業 <small>*この事業はH23より交付金対象となり「水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）に名称変更</small>	事業主体 県 土地改良区等	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊧農村整備課 水利施設保全班
--	------------------	-------------------------------------

事業の内容

国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的な農業水利施設について、施設の有効活用を図るため、効率的な機能保全対策を推進するもの。

1. 県営土地改良事業により造成された施設に関する機能保全計画の策定
2. 国営土地改良事業により造成された施設について、国営造成水利施設保全対策指導事業により策定された機能保全計画に基づく対策工事及び県営土地改良事業により造成された施設について、1の機能保全計画に基づく対策工事の実施
3. 突発的事故に対する緊急補修工事等の実施

採択基準

1. 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業水利施設であること。
2. 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
3. 県の基幹水利施設ストックマネジメント事業実施方針に位置づけられたもの。
3. 対策工事を法律補助事業で行う場合においては、受益面積100ha以上であること。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	基幹水利施設 ストックマネジメント事業 (機能保全計画策定)	50	25	25		県営
	(対策工事) 及び(緊急補修工事)	50	30	10	10	県営
		50	15	35		団体営

農業用水水源地域保全対策事業 (平成19年度～平成24年度)	事業主体	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
	保全促進対策：県 普及促進対策：県、市町村、土地改良区	

趣 旨

良質な農業用水の安定的な供給と国土保全のためには、水源地域における森林について、水源涵養機能の発揮、土砂流出防止機能の向上や良好な森林環境の形成を図る必要がある。また、地球温暖化の問題は、人類の生存基盤に関わるもっとも重要な環境問題の一つであり、京都議定書目標計画に定められた森林吸収目標1,300万炭素トンの達成に向けて、森林整備等の強力な推進が不可欠な状況にある。

宮城県は、この地球温暖化問題防止対策の趣旨に呼応し、県内にある137,500haの農地に係る「良質な農業用水の安定的な確保と有効利用を持続し、並びに森林と農業用水の関わりについて広く県民の理解を深めること」を目的に、各種調査等や普及促進活動を実施する。

採 択 要 件

1. 保全促進対策

- ・農業用水水源林保全調査は、農業用水関連特定森林整備事業（特定事業）又は耕作放棄地対策の実施が見込まれること。
- ・普及促進基本計画の策定は、同計画に即した活動の実施が見込まれること。
- ・耕作放棄地の利用計画の策定は、耕作放棄地対策の実施が見込まれること。

2. 普及促進対策

- ・保全促進対策の普及促進基本計画が作成され、事業実施主体の所在地又は水源地域のある森林計画内において、特定事業又は耕作放棄地対策が実施されること。

事業の内容

1. 保全促進対策

- (1) 水源地域における森林の整備事業等及び耕作放棄地を水源林にするために必要な整備事業の実施に必要な農業用水水源林保全調査
- (2) 農業用水と水源林の関わりについて理解を深めることや水源林により涵養された農業用水の有効利用を図ることを普及促進する活動等の実施に必要な普及促進基本計画の策定
- (3) 水源林周辺における耕作放棄地の利用計画の策定

2. 普及促進対策

農業用水と水源林の関わりについて理解を深めることや水源林により涵養された農業用水の有効利用を図ることを普及促進する活動等

負担割合	事業主体	国	県	市町村	その他	備 考
	保全促進対策	定額	—	—	—	県営事業
	普及促進対策	定額	—	—	—	県営、団体営事業

地域水ネットワーク再生事業 (平成20年度～平成24年度)	事業主体	所管課班 農村振興課 広域水利調整班 農村整備課 水利施設保全班
	用水施設整備等：県、市町村、土地改良区等 情報分析：県、市町村、土地改良区、民間団体等	

趣 旨

近年の農村地域は、都市化・混住化、畑地転換の増加等に伴う農業用水量の減少、非かんがい期における農業用水の不通、家庭雑排水の流入に伴う水質汚濁等によって、生活環境、自然環境、景観等が減退するとともに、農業者の減少により農業水利施設の維持管理負担が増大しており、この状況は今後更に顕著なものになっていくことが想定される。

このことから、本事業は、地域の生物多様性、水質、景観、生活環境等を保全するとともに、地域住民と農業者が一体となった農業水利施設の維持・保全管理を実現するため、環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水（非かんがい期の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。）用水等の用水を取得・再生し、農業用排水路等に通水させ、併せて水質を浄化するための施設整備や用水の利活用に必要な施設整備を実施することにより、農業用水等の更なる質的向上を図るものである。

採 択 要 件

1. 用水施設整備等事業

- (1) 次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - ア 農業水利施設における維持・保全管理負担が増嵩し、その継続に支障を来すことが懸念される地域であること。
 - イ 取得・再生される用水の通水施設が農村振興局長が別に定める基準を満たす農業水利施設であること。
- (2) (1)に定めるところのほか、環境用水又は冬期湛水用水を取得する場合にあっては、次に掲げる要件のうちア及びイを、消流雪用水を取得する場合にあっては、ア及びウを満たすものとする。
 - ア 河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業水利施設の維持・保全管理の主体となる地域水ネットワーク再生協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること。
 - イ 事業計画区域が、田園環境整備マスタープラン（「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱について」（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）」に定めるものをいう。以下同じ。）の環境創造区域若しくは環境配慮区域のいずれかに区分されること、又は地方農政局長等が認める環境配慮を重視する計画に位置付けられること。
 - ウ 事業で取得する消流雪用水が地方公共団体の除雪計画に位置付けられること。

2. 情報分析事業

用水施設整備等事業と一体的な実施が見込まれること。

事業実施主体

- 1 用水施設整備等事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区又はその他都道府県知事（以下「知事」という。）が適当と認める者とする。
- 2 情報分析事業の事業実施主体は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）及び地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が別に定める公募要領により、農村振興局長及び地方農政局長等が公募し、応じた者の中から事業実施主体として選定された団体（以下「公募団体」という。）とする。

事業の内容

本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

1. 用水施設整備等事業

- (1) 別表の1の(1)から(3)までに掲げる調査、調整、施設整備を総合的に行うものとする。
- (2) 別表の1の(4)に掲げる調査、調整を行うものとする。

2. 情報分析事業

別表の2に掲げる情報分析を行うものとする。

負担割合	事業主体	国	県	市町村	その他	備 考
	用水施設整備等	1/2	1/2	—	—	県営（県保有水利権に係る環境用水等の調査、調整）
	”	1/2	未定	未定	未定	県営（上記以外の調査、調整及び施設整備）※
	”	1/2	未定	未定	未定	団体営（冬季湛水に係る調査、調整以外）
	”	(定額)100%	—	—	—	県営、団体営（冬季湛水に係る調査、調整）
	情報分析	(定額)100%	—	—	—	公募団体（県、市町村、土地改良区、民間団体等）

※用水の取得・再生に係る施設整備のうち、冬期湛水に対応した施設整備による事業費増嵩分に対して促進費が交付される。（冬期湛水に対応した施設整備による事業費増嵩分の2/10相当）

別表

事 業 内 容
1 用水施設整備等事業
(1) 用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備
ア 用水の需要調査
イ 試験通水等による協議、操作管理等調整
ウ 用水の適正配水に係る分水施設、用水路等整備
エ 冬期湛水に資する水管理施設、用水路等整備
(2) 農業用排水路等の水質浄化を図る施設整備
ア 浄化水路整備
イ 曝気施設等の浄化施設整備
(3) 用水の利活用に必要な施設整備
ア 環境との調和に配慮した水路整備
イ 生物生態系に配慮した水路ワンド等整備
ウ その他用水の利活用に必要な施設整備
(4) 冬期湛水に資する調査、調整
2 情報分析事業
(1) 用水に関する分析
(2) 取水規定、財産、維持管理等の検討
(3) 費用便益分析

水利区域内農地集積促進整備事業	事業主体 県市町村 土地改良区	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊤農村整備課 水利施設保全班
-----------------	--------------------	-------------------------------------

趣 旨

基幹的な水利施設の整備（国営・県営かんがい排水事業）と一体的に末端の水利施設等の整備を行い、担い手への農地集積を促進させることを目的とする。

採択要件

(1) ハード事業

- ・国営・県営かんがい排水事業（基幹事業）で整備する農業用排水施設と連続性を持ったものであること。また、選択工種を実施する農地は、基幹事業の受益地内であること。
- ・基幹事業は、本事業の採択年度において実施中の事業であること。
- ・受益面積の合計が20ha以上であること。
- ・事業区域内において、事業完了時までに担い手への農地の面的集積又は利用集積が一定以上増加すること。

【面的集積の場合】

事業実施前	事業完了時
15%未満	20%以上
15～35%	5ha以下以上UP
35～40%	40%以上
40%以上	UP

または

【利用集積の場合】
（中山間地域に限る）

事業実施前	事業完了時
23%未満	30%以上
23～50%	7ha以下以上UP
50～57%	57%以上
57%以上	UP

(2) 関連支援

- ・目標年度までに高度経営体を1以上育成すること。
- ・ハード事業完了時までに、担い手への農地の面的集積又は利用集積が一定上増加すること。

【面的集積の場合】

事業実施前	事業完了時
13%未満	20%以上
13～35%	7ha以下以上UP
35～38.5%	42%以上
38.5～63%	3.5ha以下以上UP
63～66.5%	66.5%以上
66.5%以上	UP

または

【利用集積の場合】
（中山間地域に限る）

事業実施前	事業完了時
20%未満	30%以上
20～50%	10ha以下以上UP
50～55%	60%以上
55～90%	5ha以下以上UP
90～95%	95%以上
95%以上	UP

事業の内容

(1) ハード事業

- ・基幹工種：農業用排水施設
- ・選択工種：区画整理，暗渠排水，客土

(2) 関連支援

- ① 高度土地利用調整事業
都道府県が行う普及・指導活動に対する支援，土地改良区等が行う土地利用調整活動等に対する支援
- ② 高度経営体集積促進事業
基盤整備を通じて確保された生産性の高い農地を，高度経営体へ一定以上集積することを促進するための支援
- ③ 耕地利用高度化推進事業
基盤整備による耕作放棄地の発生防止効果を高めるための，営農上支障となる湧水，不陸等への対応，暗渠の維持管理等，小規模な条件整備等への支援
＜限度額＞ ハード事業費の2%

事業主体

- ハード事業：県
関連支援：①県，市町村，土地改良区等
②，③県，市町村

負担割合	区 分					
	国	県	市町村	その他	備 考	
	水利区域内農地集積促進整備事業	50 (55)	未定	未定	未定	()は中山間等

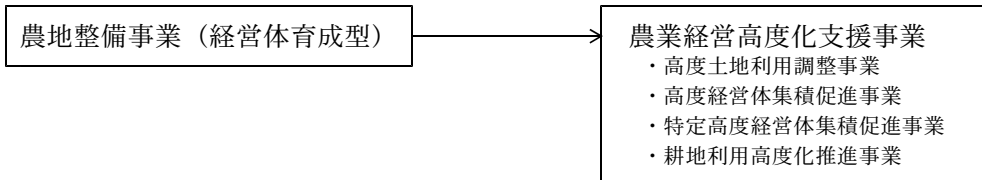
農地整備事業（経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業（一般型））	事業主体 県	所管課班 ㊦ 農村振興課 地域計画班 ㊧ 農村整備課 ほ場整備班
--	--------	--

目 的

区画整理を中心とした土地基盤の総合的な整備と、既に整備された優良農地の施設の老朽化等に対応した更新整備を、地域農業の展開や担い手の意向を踏まえつつ、地域の実情に応じて柔軟かつ弾力的に実施し、将来にわたって優良農地の適切な維持・保全を図るものであり、意欲ある経営体による農業の展開を推進する。

（ハード事業）

（ソフト事業）



※本事業は、経営体育成基盤整備事業（一般型）、経営体育成基盤整備事業（面的集積型）、経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）を統合したものであるが、採択要件、負担割合は旧事業に基づく。（ただし、東日本大震災復興交付金における農地整備事業の負担割合を除く）

採 択 要 件（旧経営体育成基盤整備事業（一般型）の採択要件による）

- 1 事業完了時において、次のいずれかを満たすこと。
 - ・認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る地域担い手育成総合支援協議会が作成するアクションプログラムに定める目標割合以上となること。
 - ・認定農業者が30%以上増加すること。
- 2 事業完了時において、事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が以下のとおり増加することが確実に見込まれること。
 - ・事業採択時における担い手農地利用集積率が20%未満である場合は、これが30%以上となること。
 - ・事業採択時における担い手農地利用集積率が20%以上50%未満である場合は、これが10ポイント以上増加すること。
 - ・事業採択時における担い手農地利用集積率が50%以上55%未満である場合は、これが60%以上となること。
 - ・事業採択時における担い手農地利用集積率が55%以上90%未満である場合は、これが5ポイント以上増加すること。
 - ・事業採択時における担い手農地利用集積率が90%以上95%未満である場合は、これが95%以上となること。
 - ・事業採択時における担い手農地利用集積率が95%以上である場合は、事業実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。
- 3 受益面積が20ha以上であること。
- 4 事業実施地区にかかる市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施すること。
- 5 農業経営高度化支援事業の実施に当たっては、上記1又は2及び次の要件を満たすこと。
 - (1) 事業実施地区において、農村振興局長が別に定める農業者又は農業者の組織する団体（以下「高度経営体」という。）が促進計画に定める目標年度までに一以上育成されることが確実に見込まれること。
 - (2) 別表の区分の欄の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)のアの高度経営体集積促進事業を行う場合にあつては、農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。
 - (3) 別表の区分の欄の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)のイの特定高度経営体集積促進事業を行う場合にあつては、農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。

事 業 内 容

(1) 農地整備事業（経営体育成型）

次に掲げるア～オの事業のうち2以上（アは単独でも可）の事業を実施。

- ア 区画整理
- イ 暗渠排水
- ウ 農業用排水施設
- エ 農道
- オ 客土

上記のほか、当該生産基盤整備事業と密接な関連事業と併せて一体的に実施するもの。

※ほ場整備事業実施要綱及び土地改良総合整備事業実施要綱により採択した事業については、経過措置として従前の例により継続するものとする。

- ・ほ場整備事業（担い手育成型）区画整理
- ・土地改良総合整備事業（一般型）

（戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金における農地整備事業の場合）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業 (経営体育成型) (旧経営体育成基盤整備事業 (一般型))	50 (55)	27.5 30 32.5 35	10 (5)	12.5 10 7.5 5	()は中山間等地域適用 H22まで新規地区適用 H17まで新規地区及びH19まで 新規の2期地区に適用 H12まで新規地区適用

（東日本大震災復興交付金における農地整備事業の場合）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業 (経営体育成型) (旧経営体育成基盤整備事業 (一般型))	75 (77.5)	16.184 (15.6823)	6,3158 (4.5677)	2.5 (2.25)	()は中山間等地域適用

(2) 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。

（戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金における農地整備事業の場合）

区分	事業種類	事業内容	国	県	市町村	備考	
農業経営 高度化支 援事業	(1) 高度土地利用調整事業						
	ア 指導事業	土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動	50 (55)	50 (45)	—		
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	50 (55)	30 (27)	20 (18)	H22年度以前の採択地区	
			50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H23年度以降の採択地区	
	(2) 農業経営高度化促進事業	高度経営体集積 促進事業	高度経営体への農地の利用集積に向けた促進支援	50 (55)	35 (31.5)	15 (13.5)	H12年度以前の採択地区
				[35]	[35]	—	
				<38.5>	<31.5>	—	
				50 (55)	50 (45)	—	H13～15年度の採択地区
				50 (55)	20 (18)	30 (27)	助成割合は2.5%まで
				[20]	[20]	—	助成割合2.5～5%まで
<22>				<18>	—		
50 (55)				35 (31.5)	15 (13.5)	H16～17年度の採択地区	
[35]	[35]	—					
<38.5>	<31.5>	—					
50 (55)	30 (27)	20 (18)	H18～22年度の採択地区				
[30]	[30]	—					
<33>	<27>	—					
50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H23年度以降の採択地区				

(戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金における農地整備事業の場合 続き)

区分	事業種類	事業内容	国	県	市町村	備考
農業経営高度化支援事業	(3)耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	50 (55)	—	—	

- ・ (1)のイと(2)及び(3)については、市町村が事業主体
- ・ ()は中山間等地域に適用
- ・ []は市町村の負担が無い場合に適用
- ・ < >は市町村の負担が無い場合の中山間等地域に適用

(東日本大震災復興交付金における農地整備事業の場合)

区分	事業種類	事業内容	国	県	市町村	備考
農業経営高度化支援事業	(1)高度土地利用調整事業					
	ア 指導事業	土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動	75 (77.5)	25 (22.5)	—	
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25)	
	(2)農業経営高度化促進事業					
	高度経営体集積促進事業	高度経営体への農地の利用集積に向けた促進支援	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25) (22.5)	
	(3)耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	75 (77.5)	—	—	

- ・ (1)のイと(2)及び(3)については、市町村が事業主体
- ・ ()は中山間等地域に適用

農地整備事業（経営体育成型） (旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型）)	事業主体 県	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 ほ場整備班
--	--------	-------------------------------------

目 的

区画整理を中心とした土地基盤の総合的な整備と、既に整備された優良農地の施設の老朽化等に対応した更新整備を、地域農業の展開や担い手の意向を踏まえつつ、地域の実情に応じて柔軟かつ弾力的に実施し、将来にわたって優良農地の適切な維持・保全を図るものであり、意欲ある経営体による農業の展開を推進する。

(ハード事業)

農地整備事業（経営体育成型）

(ソフト事業)

農業経営高度化支援事業

- ・高度土地利用調整事業
- ・高度経営体集積促進事業
- ・特定高度経営体集積促進事業
- ・耕地利用高度化推進事業

※本事業は、経営体育成基盤整備事業（一般型）、経営体育成基盤整備事業（面的集積型）、経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等体育成型）を統合したものであるが、採択要件、負担割合は旧事業に基づいている。（ただし、東日本大震災復興交付金における農地整備事業の負担割合を除く）

採 択 要 件 （旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型）による）

- 1 事業完了時において、事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、農村振興局長が別に定める集積団地要件を満たす農用地面積の割合が以下のとおり増加することが確実に見込まれること。
 - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が13%未満である場合は、これが20%以上となること。
 - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が13%以上35%未満である場合は、これが7ポイント以上増加すること。
 - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が35%以上38.5%未満である場合は、これが42%以上となること。
 - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が38.5%以上63%未満である場合は、これが3.5ポイント以上増加すること。
 - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が63%以上66.5%未満である場合は、これが66.5%以上となること。
 - ・事業採択時における担い手農地利用集積率が66.5%以上である場合は、事業実施により、これらの担い手への面的集積が図られること。
- 2 受益面積が20ha以上であること。（ただし、合計60ha以上の営農上のまとまりある区域内であれば、20haがまとまってなくとも可）
- 3 事業実施地区にかかる市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施すること。
- 4 農業経営高度化支援事業の実施に当たっては、上記1及び次の要件を満たすこと。
 - (1) 事業実施地区において、農村振興局長が別に定める農業者又は農業者の組織する団体（以下「高度経営体」という。）が促進計画に定める目標年度までに一以上育成されることが確実に見込まれること。
 - (2) 別表の区分の欄の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)の高度経営体面的集積促進事業を行う場合に当たっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。

事業内容

(1) 農地整備事業（経営体育成型）

次に掲げるア～オの事業のうち2以上（ア、イは単独でも可）の事業を実施。

- ア 区画整理
- イ 暗渠排水
- ウ 農業用排水施設
- エ 農道
- オ 客土

上記のほか、当該生産基盤整備事業と密接な関連事業と併せて一体的に実施するもの。

※ほ場整備事業実施要綱及び土地改良総合整備事業実施要綱により採択した事業については、経過措置として従前の例により継続するものとする。

- ・ほ場整備事業（担い手育成型）区画整理
- ・土地改良総合整備事業（一般型）

（戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金における農地整備事業の場合）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業 （経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業 （面的集積型））	50	27.5	10	12.5	一般地域に適用
			30			
			32.5	7.5	10	H18～H22新規地区適用
			35	5		H13～H17新規地区適用 ～H12まで新規地区適用
		55	27.5	7.5	10	中山間等地域に適用 ～H22まで新規地区適用
			30	5		

（東日本大震災復興交付金における農地整備事業の場合）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業 （経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業 （面的集積型））	75	16.1842	6.3158	2.5	一般地域に適用
		77.5	15.6823	4.5677	2.25	中山間等地域に適用

(2) 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。

（戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金における農地整備事業の場合）

区分	事業種類	事業内容	国	県	市町村	備考
農業経営 高度化支 援事業	(1)高度土地利用調整事業 ア 指導事業	土地利用調整及び農用地 の利用集積を推進するた め、都道府県が行う普及 ・指導活動	50 (55)	50 (45)	—	
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活 動、土地利用調整活動、 関係機関との調整等調査 ・調整活動	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	

(戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業，農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金における農地整備事業の場合 続き)

区分	事業種類	事業内容	国	県	市町村	備考
農業経営高度化支援事業	(2)農業経営高度化促進事業 高度経営体面的集積促進事業	高度経営体への農用地の面的利用集積に向けた促進支援	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(3)耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平，暗渠の維持管理，その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	50 (55)	—	—	

(1)のイと(2)及び(3)については，市町村が実施主体
()は中山間地域に適用

(東日本大震災復興交付金における農地整備事業事業の場合)

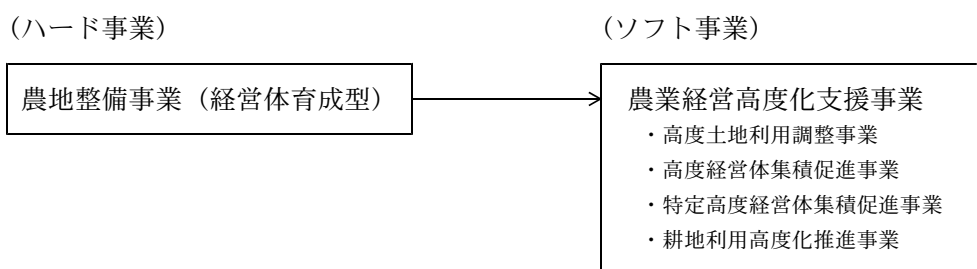
区分	事業種類	事業内容	国	県	市町村	備考
農業経営高度化支援事業	(1)高度土地利用調整事業 ア 指導事業	土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため，都道府県が行う普及・指導活動	75 (77.5)	25 (22.5)	—	
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活動，土地利用調整活動，関係機関との調整等調査・調整活動	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25)	
	(2)農業経営高度化促進事業 高度経営体面的集積促進事業	高度経営体への農用地の面的利用集積に向けた促進支援	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25)	
	(3)耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平，暗渠の維持管理，その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	75 (77.5)	—	—	

(1)のイと(2)及び(3)については，市町村が実施主体
()は中山間地域に適用

農地整備事業（経営体育成型） (旧経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）)	事業主体 県	所管課班 ㊦ 農村振興課 地域計画班 ㊧ 農村整備課 ほ場整備班
---	--------	-------------------------------------

目 的

区画整理を中心とした土地基盤の総合的な整備と、既に整備された優良農地の施設の老朽化等に対応した更新整備を、地域農業の展開や担い手の意向を踏まえつつ、地域の実情に応じて柔軟かつ弾力的に実施し、将来にわたって優良農地の適切な維持・保全を図るものであり、意欲ある経営体による農業の展開を推進する。



※本事業は、経営体育成基盤整備事業（一般型）、経営体育成基盤整備事業（面的集積型）、経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）を統合したものであるが、採択要件、負担割合は旧事業に基づいている。

採 択 要 件 （旧経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）による）

- 1 事業完了時において、以下のいずれかを満たす農業生産法人等及び経営基盤強化法に規定する特定農業法人が育成されることが確実と見込まれること。
 - ①農業生産法人が存在しない地区
 - ・生産基盤整備事業等の完了時において、農業経営の法人化に関する計画を有するものが、同計画を達成するとともに、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する対象農業者である農業生産法人となることが確実と見込まれること。
 - ②農業生産法人が存在する地区
 - ・生産基盤整備事業等の完了時において、当該農業生産法人が特定農業法人として農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する対象農業者である農業生産法人となることが確実と見込まれること。
- 2 生産基盤整備事業等の完了時において、受益面積に占める1の要件を満たす農業生産法人等の経営等農用地面積の割合が、30%以上となることが確実と見込まれること。
- 3 受益面積が20ha以上であること。
- 4 事業実施地区にかかる市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施すること。
- 5 農業生産法人等農地集積促進事業を行う場合にあつては、上記のほか農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。

事業内容

(1) 農地整備事業（経営体育成型）

次に掲げるア～オの事業のうち2以上（ア、イは単独でも可）の事業を実施。

- ア 区画整理
- イ 暗渠排水
- ウ 農業用排水施設
- エ 農道
- オ 客土

上記のほか、当該生産基盤整備事業と密接な関連事業と併せて一体的に実施するもの。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業（経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業 （農業生産法人等育成型））	50 (55)	27.5	10 (7.5)	12.5 (10)	()は中山間等 地域

(2) 農業経営高度化支援事業

区分	事業種類	事業内容	国	県	市町村	備考
農業経営 高度化支 援事業	(1)高度土地利用調整事業					
	ア 指導事業	土地利用調整及び農用地 の利用集積を推進するた め、都道府県が行う普及 ・指導活動	50 (55)	50 (45)	—	
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活 動、土地利用調整活動、 関係機関との調整等調査 ・調整活動	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(2)農業経営高度化促進事業					
	農業生産法人等農地集積 促進事業	農業生産法人等水田・畑 作経営所得安定対策対象 経営者への農用地の利用 集積に向けた促進支援	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(3)耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処 理及び不陸均平、暗渠の 維持管理、その他の農用 地の良好な生産環境の維 持及び条件整備活動	50 (55)	—	—	

(1)のイについては、市町村、土地改良区等が実施主体、(2)、(3)については、市町村が実施主体
()は中山間地域に適用

農地整備事業 (耕作放棄地解消・発生防止基盤整備) (旧耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業)	事業主体 県 市町村 土地改良区	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 ほ場整備班
---	------------------------	-------------------------------------

目 的

耕作放棄が発生している未整備地区での基盤整備，整備済地区での簡易な整備を実施するとともに，当該農地における長期の活用を義務付けること等により，耕作放棄地の解消・発生防止を図る。

採 択 要 件

- ・耕作放棄地を一定割合以上含むこと
- ・整備対象となる耕作放棄地に長期の活用を義務付けること
- ・耕作放棄地解消等基盤整備基本構想を策定すること
- ・受益面積：20ha以上（なお，営農上まとまりのある一定区域の規模の合計が60ha以上であることを条件として，土地・水につながりにとらわれずに一定区域の範囲内で受益地を設定することも可。）
- ・なお，一定割合以上の耕作放棄地が担い手に利用集積される場合には，無利子融資を受けることが出来る

事 業 内 容

地域における耕作放棄地の発生や担い手への利用集積の状況等を踏まえ，必要となる基盤整備・関連支援施策を総合的・一体的に実施。

- (1) 農業生産基盤整備事業
 - ア 区画整理
 - イ 暗渠排水
 - ウ 農業用排水施設
 - エ 農道
 - オ 客土
 - カ 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備
(カは，ア～オのいずれかの事業と併せて実施)
- (2) 農業生産基盤整備附帯事業
- (3) 農村生活環境基盤整備事業
- (4) 耕作放棄地解消支援事業
- (5) 耕作放棄地活用推進事業
- (6) 特認事業

事 業 主 体

都道府県 …… (1)～(3)及び(6)
 都道府県，市町村，土地改良区等 …… (4)，(5)

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	50 (55)	未 定	未 定	未 定	()は中山間等

経営体育成基盤整備事業 <small>※この事業は、継続地区に係る経過措置を除き廃止</small>	事業主体 県	所管課班 ㊦ 農村振興課 地域計画班
		㊧ 農村整備課 ほ場整備班

目 的

地域農業の展開方向及び生産基盤の整備状況等を勘案し、経営体の育成を図りながら、所要の生産基盤と生活環境の整備を柔軟かつ弾力的に実施することにより、高生産性農業の展開が見込まれる大規模水田地域の整備の着実な推進や優良農地の将来にわたる適切な維持・保全及び経営体の確保を図り、もって、食料自給率の向上や農業の多面的機能の十分な発揮、農業の持続的な発展等に資するもの。

事業の統合・再編

従来の担い手への農地利用集積を要件とした事業を経営体育成基盤整備事業に一本化し、①担い手への農地利用集積、②面的集積の推進、③農業生産法人等の育成など、地域の目指す方向に即して事業の使い分けが出来るよう「型」として設定した。

従来) 経営体育成基盤整備事業	→	再編後) ①一般型
農地集積加速化基盤整備事業	→	②面的集積型
農業生産法人等育成緊急整備事業	→	③農業生産法人等育成型

採 択 要 件

	一般型 旧経営体育成基盤整備事業	面的集積型 旧農地集積加速化基盤整備事業	農業生産法人等育成型 旧農業生産法人等育成緊急整備事業
受益面積	・20ha以上	・20ha以上 (ただし、合計60ha以上の営農上のまとまりある区域内であれば、20haがまとまってなくとも可)	・20ha以上

事 業 内 容

	一般型	面的集積型	農業生産法人等育成型
(ハード事業)	次に掲げるア～オの事業のうち2以上の事業を実施		
農業生産基盤整備事業	ア 区画整理 (アは単独でも可)	イ 暗渠排水 (ア、イは単独でも可)	ウ 農業用排水施設 エ 客土 オ 農道
(ソフト事業)	①高度土地利用調整事業(指導事業、調査・調整事業)		
農業経営高度化支援事業	②高度経営体集積促進事業 ③特定高度経営体集積促進事業	④高度経営体面的集積促進事業	⑤農業生産法人等農地集積促進事業
(その他)	⑥耕地利用高度化推進事業(事業実施後の簡易な整備)		
	農業生産基盤整備附帯事業、農村生活環境基盤整備事業、特認事業		

国庫補助率

	一般型	面的集積型	農業生産法人等育成型
()は中山間地	50% (55%)	50% (55%)	50% (55%)

経営体育成促進事業	事業主体 市町村 土地改良区 農業協同組合 公募団	所管課班 ①農村振興課 地域計画班 ②農村整備課 ほ場整備班
-----------	---------------------------------------	--------------------------------------

目 的

将来の農業生産を担う効率的、安定的な農業を営み又は営むと見込まれる者（担い手）への農用地の利用集積を図る。

事業内容

- (1) 担い手育成農地集積事業
・農林公庫等が貸付対象者に対し農業基盤整備資金と併せて年度事業費の10%以内（農家負担金が10%以下の場合には負担金の5/6以内）に相当する額の無利子資金の貸付を行う事業

採択要件

対象事業

- ほ場整備事業（担い手育成型）H14年度まで採択地区
- (1) 担い手等の経営等農用地面積（受委託面積を含む）が対象事業の完了後、事業実施前と比較して、概ね20%以上確実に増加すること。
 - (2) 市町村において、農業経営基盤強化促進基本構想が定められていること。
 - (3) 農業農村活性化計画が定められていること。
- 経営体育成基盤整備事業（一般型、農業生産法人等育成型、農地集積加速化型）
- 1 本事業の実施に当たっては、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、告示第一号の基準については、市町村が農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を勘案できるものとする。
 - (1) 次の全てを満たすこと
 - ア 告示第一号及び第三号イの基準を満たすこと。
 - イ 担い手について、事業の完了時において、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。
 - (ア) 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る地域担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知）第1の3の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「地域協議会」という。）が作成するアクションプログラム（担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3の(1)のオに基づくものをいう。）に定める目標割合以上となること。
 - (イ) 対象事業実施地区において、認定農業者数が対象事業採択時に比べ30%以上増加すること。
 - (2) 告示第一号及び第三号ロの基準を満たすこと。
 - (3) 告示第一号ハ及び第三号イの基準を満たすこと、又は農村振興局長が別に定める基準を満たすこと。
 - (4) 告示第一号及び第三号ハの基準を満たすこと。
 - (5) 告示第一号及び第三号ニからリまでのいずれかの基準を満たすこと。
 - (6) 告示第三号に規定するまともりは、農村振興局長が別に定める基準を満たすこと。
 - 2 告示第一号イに規定する農地の整備に関する事業の施行に係る地域を対象に市町村が定める農業経営の育成に関する計画は、第4の(3)に定める促進計画等とする。
 - 3 告示第一号イ(三)に規定する農作業受託は、基幹ほ場3作業の受託をいう。
 - 4 告示第一号イ(三)に規定する経営等農用地は、事業地区外の農用地も含むものとする。
 - 5 告示第三号に規定するまともりは、農村振興局長が別に定める基準を満たすこと。

農家負担金軽減支援対策事業	事業主体 団体	所管課班 農村振興課 指導班 広域水利調整班
---------------	---------	---------------------------------

事業の内容

土地改良事業負担金の償還が困難な地区について、農林水産省農村振興局長が事業実施を採択した公募団体及び県が負担金の利子助成等を行い、農家負担軽減と計画的償還の推進を図る。

1 土地改良負担金償還平準化事業(平成2年度から実施、平成14年度拡充。)

負担金の償還の平準化を行うため、土地改良区等に平準化資金を融通する融資機関に対して利子補給を行う。ただし、新規採択は平成16年度で終了。

(1) 対象負担金

平成2年3月31日(ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意による自由化等の影響を受ける場合は平成6年3月31日)までに採択された土地改良事業に係る次の負担金。

- ・国営土地改良事業の受益者負担金
- ・独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- ・独立行政法人森林総合研究所事業の受益者負担金
- ・その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

(2) 認定要件

[第一要件]

転作率や輸入自由化影響農産物(米、麦など23種類)の作付け率が一定割合以上など

[第二要件]

償還額のピーク時における償還額が一定額以上

(3) 融資条件

融 資 額：平準化計画に定められた負担金の償還の平準化に必要な額

貸付期間：負担金の償還の平準化に必要な期間とする。

償還期限：10年以内

償還方法：元金均等年賦償還

貸付利率：無利子

2 特別型国営事業計画償還助成事業(平成2年度から実施、平成19年度拡充。)

特別型国営土地改良事業等に係る負担金を償還する土地改良区又は市町村等に対して、負担金の償還利息に相当する額の一部を助成する。

(1) 認定要件

① 計画償還制度適用地区

特別型国営土地改良事業地区にあって、昭和63年度までに事業に着手し、平成元年度以降に都道府県から国に負担金の支払が開始される地区で、次のア～ウに掲げる要件をすべて満たす地区。

ア 当初計画に比べ、自然増を除く地元負担がおおむね2.5倍以上

イ 振替後工期が当初予定のおおむね2倍以上、かつ、それに伴う地元負担増が地元負担総額のおおむね10%以上

ウ 10a当たり年償還額が農地造成でおおむね3万円以上、かん排(附帯事業を含む。)で1万5千円以上。ただし、当該地区が次のいずれかに該当する場合には、上記基準のうち1以上を満たすことにより適用できる。

イ) 受益地内の輸入自由化影響農産物の作付面積割合が地区全体のおおむね1/3以上

ロ) 受益地内の田面積割合が地区全体のおおむね2/3以上、又は輸入自由化影響農産物の作付面積割合と田面積割合とを加えた割合がおおむね1/2以上

② 平成元年3月31日以前に負担金の支払いを開始した特別型国営土地改良事業地区のうち負担金の円滑な償還が困難となっている地区。(10a当たり年償還額が①のウの額以上となること。)

(2) 助成額

各年度の償還額から、利率を4%とした場合の各年度の償還額を控除した額以内又は償還利率による各年度の償還額から、利率を農林漁業金融公庫が定める農業基盤整備資金の一般補助事業の貸付利率を基に算出した利率とした場合の各年度の償還額を控除した額

(3) 対象負担金

特別型国営土地改良事業の地元負担金

(4) 平成19年度制度拡充について

助成対象となる金利に農林漁業金融公庫の変動金利の適用を選択できることとされた。

3 担い手育成支援事業（平成7年度から実施，平成12年度及び平成17年度拡充。）

担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区であって、負担金の水準が一定以上の地区に対して、償還利息の一部に相当する額を助成する。ただし、新規採択は平成12年度で終了。

(1) 対象地区

平成6年3月31日までに採択された土地改良事業地区のうち、次の①、②の条件をともに満たす地区

① 事業認定後5年以内に担い手への経営等農用地面積が3割又は地区における担い手の経営する面積が一定割合以上の場合は2割を超えて増加することが認められる地区

② ピーク時年償還額が基準年償還額（以下のうち最少となる額）以上の地区

ア 10a当たり 3万円

イ 戸当たり 20万円

ウ その他輸入自由化農産物転作率等（地域特産品を含む。平成17年度拡充。）に応じた特認額

(2) 助成要件

助成額は負担金の償還利率が最大2.0%を超える利息相当額を限度として、年償還額が基準年償還額とピーク時年償還額の70%相当額とのいずれか高い額を超える期間

① 土地利用高度化加算（平成12年度拡充）

水田を中心とした土地利用の高度化に積極的に取り組む地区について、一定の要件を満たす場合、利子助成の加算（助成限度利息から1%を引いた利息相当額）を行う。

② 広域・専業特例（平成12年度拡充）

専業率等が高い（戸数又は面積で2分の1以上）1,000ha以上の地区において、水田を中心とした土地利用の高度化に積極的に取り組む場合で、一定の要件を満たした場合は、土地利用高度化加算を行う。

4 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

担い手への農用地利用集積が一定以上増加することが確実と見込まれる地区であって、かんがい排水事業等の償還を行っている土地改良区等に対して、負担金支払いの一部に充てる資金の貸付けを行う。

(1) 対象事業

平成6年4月1日以降に採択された次の事業。ただし、国営土地改良事業、独立行政法人水資源機構事業及び独立行政法人緑資源機構事業にあつては、平成6年3月31日以前に採択された地区であっても平成19年度以降負担金の償還が開始される場合は対象とする。

① 国営土地改良事業

② 独立行政法人水資源機構事業

③ 独立行政法人森林総合研究所事業

- ④ 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業
- ⑤ 国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、①から④までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業

(2) 事業地区要件

目標年度までに、担い手農地利用集積率が、一定割合以上増加することが確実と見込まれること。

(3) 貸付条件等

- 貸付限度額：借入主体が負担する額の6分の5
- 貸付利率：無利子
- 償還期限：25年以内（据置期間を含む。）
- 据置期間：10年以内
- 償還方法：均等年賦償還

5 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る被災年度の負担金の償還利息に相当する額を、土地改良区等に対して助成する。

(1) 助成対象負担金

- ① 国営土地改良事業の受益者負担金
- ② 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- ③ 独立行政法人森林総合研究所事業の受益者負担金
- ④ 土地改良法に基づき国の補助事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- ⑤ その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

(2) 事業地区要件

被災した農用地又は土地改良事業等により造成された土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けているもの。

- ① 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法第169号)
- ② 土地改良法第88条
- ③ 海岸法（昭和31年法律第101号）第5条又は第6条
- ④ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第7条又は第10条
- ⑤ 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第3号
- ⑥ 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第9号（土地改良施設に限る。）及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第6号

(3) 助成額

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る被災年度の負担金の償還利息に相当する額

6 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区であって、事業要件を達成できると見込まれる地域（土地改良区又は市町村、以下「土地改良区等」。）に対し、負担金の利子助成を行い、農家負担の軽減対策を実施する。

1 事業期間

平成21年度から平成27年度までの7年間

2 助成対象負担金

- (1) 国営土地改良事業の受益者負担金
- (2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- (3) 独立行政法人森林総合研究所事業の受益者負担金
- (4) 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- (5) 国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、(1)から(4)までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業の受益者負担金

3 助成対象地域

土地改良事業等の地区で、未償還の受益者負担金があり、以下の(1)又は(2)の要件を満たす地域

- (1) 経営所得安定対策加入者などの担い手への集積要件について、以下のいずれかに該当(中山間地域等には1/2の緩和要件を適用)
 - ① 担い手への農地集積率の増加が一定割合以上見込まれること
 - ② 担い手への面的集積率の増加が一定割合以上見込まれること
 - ③ 担い手者数の増加が15パーセントポイント以上増加することが見込まれること
- (2) 受益者負担の要件について、以下のいずれかに該当
 - ① 受益者負担率が一定割合以上
 - ② 10a当たり合算総償還額が87,000円以上であること
 - ③ 1戸当たり合算総償還額が1,470,000円以上であること

4 緊急支援計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、緊急支援計画を作成し、公募団体の認定を受ける。

※ 認定期間は平成21年度から平成25年度まで

5 助成額

- (1) 各年度の対象地域における対象事業の受益者負担金又は償還金に係る償還利息相当額(ただし、合算総償還額の全体利子相当額の6分の5を超えることができない)
- (2) 土地改良負担金償還平準化事業による平準化資金の借入の償還金については、借換を行った年度の償還利息相当額又は借入額のいずれか小さい額を(1)の償還利息相当額とみなす。

国営土地改理事業負担金 償還助成事業(県単)	事業主体 県	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
-----------------------------------	--------	--------------------

趣 旨

国営土地改理事業の公共性にかんがみ、同事業実施に伴う農家負担の軽減を図るための措置で、平成2年度以降に徴収を開始する国営かんがい排水事業及び国営農地再編整備事業に係る農家負担金償還に対し助成を行うもの。

助成の時期は事業負担金の償還時期で、事業に要した額に所定の率を乗じた額を負担金納入者の申請に基づいて助成する。

国営かんがい排水事業等の事業費負担割合は、平成元年度に国営基幹かんがい排水事業が創設されたことにより、それまで一律に60%であった国費の割合を施設区分及び規模別に段階的な割合(75%, 70%, 65%, 60%)となった(平成5年度からは、70%, 2/3, 1/2)ことから、継続地区と新規着工地区との負担額の格差の解消を図ることと、更に平成2年度の地方財政措置の拡充により、国営事業県負担金の35%が後年度償還時に事業費補正の対象となり地方交付税措置が適用されることとなったため、その一部を地元へ還元し農家の負担軽減を図る目的から制定・改正された。

更に平成12年度に事務手続きの明確化と県財政の危機的状況を回避するための後年度繰り延べ措置を明記するため、「国営土地改理事業負担金償還助成措置要綱」の全面改正を行い、新たに「国営土地改理事業負担金償還助成事業補助金交付要綱」を制定している。

交付対象

国営土地改理事業負担金徴収条例(昭和34年宮城県条例第36号)第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始するかんがい排水事業及び農地再編整備事業の農家等負担金について、補助金等交付規則及び国営土地改理事業負担金償還助成事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付が決定された地区のみ適用される。(対象は、平成18年度地区調査事業採択地区までとする。)

①県償還助成(対象：一般型、特別型)

国営かんがい排水事業等の国費負担割合の引き上げに伴う継続地区と新規着工地区との負担額の格差解消と国営事業県負担金の償還金の一部が地方交付税算定対象となったため、交付額の一部を地元へ還元することを目的としたもの。

○国営基幹かんがい排水事業助成(平成2年度以降開始した事業)

基 幹 工 種		助 成 率
1	ダム	
(1)	貯水量 700(1,000)万m ³ , 受益面積5,000(7,000)ha以上	—
(2)	" 未満	* 2.0
(3)	共同ダム(農業用)	4.5
(4)	" (その他)	6.4
(5)	一般	10.4
2	頭首工	
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	—
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	* 2.0
(3)	共同頭首工(農業用)	4.0
(4)	" (その他)	4.0
(5)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(6)	受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3	排水機場, 樋門	
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	—
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	2.0
(3)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(4)	一般	4.0
4	排水路	
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般	4.0
5	用水機場, 樋門, 導水路	
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般	4.0
6	用水路	
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般	4.0
7	水管理制御システム	
(1)	受益面積 100ha以上	4.0
(2)	受益面積 100ha未満	5.0

- ・*印は、鳴瀬川地区及び江合川地区については、特例として4.0%とする。
- ・基幹工種欄の()内記載事項は、平成4年度まで設けられていた区分を示す。

○国営かんがい排水事業助成（平成元年度までに開始した事業）

基 幹 工 種		助 成 率
1	ダ ム	
(1)	貯水量 700(1,000)万m ³ , 受益面積5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)	" 未満	10.4
(3)	共同ダム（農業用）	10.4
(4)	"（その他）	-
(5)	一 般	10.4
2	頭首工	
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3)	共同頭首工（農業用）	-
(4)	"（その他）	-
(5)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(6)	受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3	排水機場, 樋門	
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(4)	一 般	4.0
4	排 水 路	
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(2)	一 般	4.0
5	用水機場, 樋門, 導水路	
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一 般	4.0
6	用水路	
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一 般	4.0

・基幹工種欄の（ ）内記載事項は、平成元年度まで設けられていた区分を示す。

○国営農地再編整備事業助成

基 幹 工 種		助 成 率
全 施 設		
1	一 般 型	4.0
2	中山間地域型	4.0

②県要件助成（対象：特別型）

受益者負担金軽減のため、支払期間の延長を行い、かつ元利均等年賦支払方法以外の年賦支払とした場合に、平均償還額を越えた部分の1/2を助成するもの。

○県要件助成

該 当 地 区	補助金の額（助成率）
国営土地改良事業負担金計画措置実施要領(昭和62年8月21日付け62構改B第1133号)の規定により、償還計画について構造改善局長の承認を受けた地区	元利均等年賦支払以外の年賦支払の方法を併用する地区は、以下の算式により算定された額 $Y = \sum (X_i - \bar{X}) / 2$ ただし、 $X_i - \bar{X} < 0$ ならば $X_i - \bar{X} = 0$ とする。 Y：補助金の額 X _i ：i年度に地元が県に支払うべき負担金 i：償還期間中の各年度 X：X _i の平均

国営土地改良事業負担金 償還対策事業	事業主体	所管課班 農村振興課 広域水利調整班 県土地連・県

事業の趣旨

国営土地改良事業の農家負担金償還に係る金利負担を軽減するため、土地改良区の「区債」の発行、民間金融機関の低利資金の融資、県の損失補償等の組み合わせにより、農家負担金を一括繰上償還する。（平成18年度創設）

事業の内容等

1 事業内容

(1) 土地改良区債発行方式による繰上償還

国営土地改良事業の受益農家負担の償還金(土地改良法施行令で金利5%と規定)について、繰上償還できる国の制度を活用し、以下により、農家の金利負担を軽減するもの。

- ①関係土地改良区が区債を発行
- ②宮城県土地改良事業団体連合会が民間金融機関からの低利融資により区債を全額引き受け
- ③県は、上記の融資に対して損失補償を実施
- ④区債発行により資金を調達した土地改良区は、県を通して国に繰上償還を実施
- ⑤受益農家は、土地改良区に金利負担の軽減された負担金を納入
- ⑥土地改良区は、民間金融機関の低利融資と同じ条件で区債償還金を土地連に納入、土地連は納入された償還金をそのまま民間金融機関へ納入

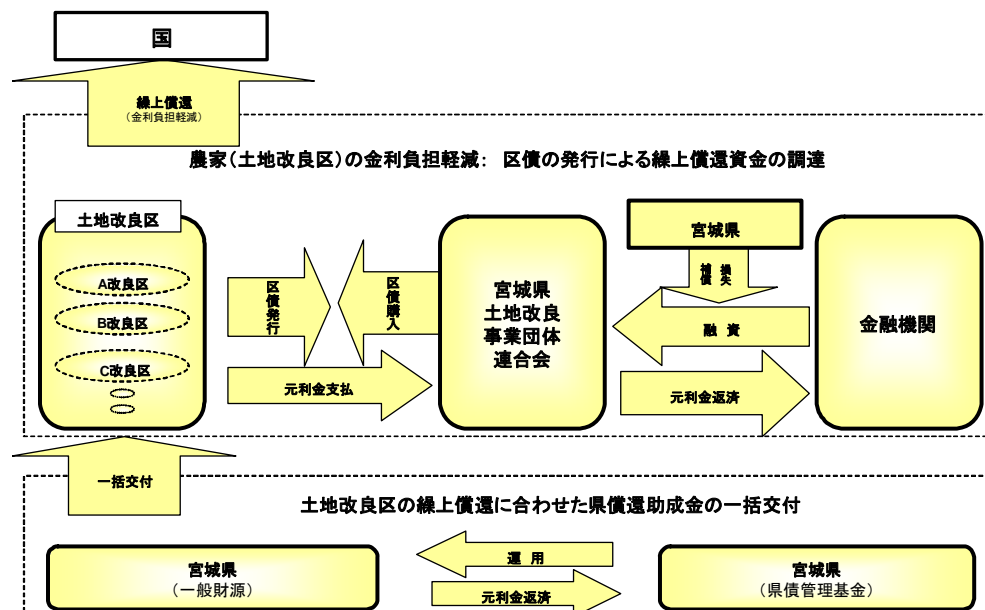
(2) 県償還助成金の一括交付

県は、受益農家負担金の繰上償還をする場合に、県基金の運用により土地改良区に償還助成金を一括交付する。

2 支援対象

県に国営土地改良事業負担金の繰上償還を要望する土地改良区。

国営土地改良事業負担金償還対策のイメージ



県営農道整備事業 <small>※この事業は、平成21年度以前に着手した農道に限定</small>	事業主体 県	所管課班	㊦農村振興課 地域計画班
			㊦農村整備課 農村環境整備班

事業の内容

農道網を有機的合理的に整備することにより高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するものである。

採択基準

1. 採択基準	事業区分								
	広域営農団地農道整備事業		基幹農道事業	一般農道整備事業				農道保全対策事業	
	広域	ふれあい		一般	樹園地	集落間	中山間	点検診断事業	保全対策事業 緊急対策事業
1) 受益面積 (農振農用地) 特例値 該当法令	おおむね 1,000ha以上	おおむね 200ha以上	おおむね50ha 以上	おおむね50 ha以上	同左	おおむね 30ha以上	同左	—	50ha以上
	おおむね 300ha以上 ①②③④⑤⑧	— —	おおむね30ha 以上	おおむね30 ha以上 ②③④	同左 同左	—		— —	— —
2) 事業費	20億円以上	20億円以上	1億円以上	5千万円以上	同左	同左	同左	—	3千万円以上
3) 車道幅員(m) 特例値 該当法令	車道幅員 5.0 4.0 ①②③④⑤⑧	連携する道 路事業と調 整した幅員	車道幅員 4.0 3.0	全幅員 4.5 4.0 ②③④⑥⑧	注1 注2 幹線は 同左	車道幅員 4.0 —	全幅員 4.0	— — —	— — —
4) その他基準	—	注4であっ て⑩に該当 する地区		—	樹園地 又は⑩ ⑫⑬を 主とし た区域	⑨又は⑩ に該当す る区域	②③④の いずれか 該当する 地域であ って注3 に該当	旧事業が広域農道事業 の場合は、広域農道事業 の予算の範囲内で実施 旧事業が一般農道事業 又は農免農道事業を除く その他の事業の場合は、 一般農道事業又は基幹農 道事業の予算の範囲内で 実施	
5) 車種構成	自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること								

特例値該当法令一覧

- ① 離島振興法
- ② 山村振興法
- ③ 過疎地域活性化特別措置法
- ④ 半島振興法
- ⑤ 特定農山村における農林業等活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ⑥ 豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯
- ⑦ 水源地域対策特別措置法
- ⑧ 急傾斜地帯（受益地の平均傾斜度が15度以上の地域、水田地帯は除く）
- ⑨ 構造改善局長が定める地域（林野率50%以上、主傾斜1/100以上の農用地の面積が50%以上）
- ⑩ 5法指定（①②③④⑤）を受けた区域および準ずる区域
- ⑪ 野菜生産出荷安定法
- ⑫ 田畑輪換を行う水田地帯の農用地
- ⑬ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律

注1：幹線は一般と同じ，全幅員支線3.0，末端2.0

注2：幹線は一般と同じ

注3：国営農地再編集整備事業（中山間地域型）と一体的に行う地区で中山間地域広域連携整備促進計画に位置づけられた地区

注4：「中山間活性化・都市交流促進モデル事業計画」に位置づけられている農道であること〔農道保全対策事業〕

点検診断事業 利用環境の把握，現状機能の評価，保全対策の検討に必要な調査，保全対策計画の策定

保全対策事業 施設機能保全対策：老朽化等により機能低下した施設の修繕，補強及び更新並びに施設機能の保全に必要なその他の工事

交通安全及び物流効率化対策：防護柵の整備，交差点の改良，歩道及び自転車道並びに横断歩道橋の整備，踏切，標識及び照明施設の整備，積雪寒冷地域対策工の整備，路面（路体，路床及び路盤を含む）の改良勾配及び線形の改良並びに駐車場，ライフライン収容施設及び農業多目的広場の整備

環境保全対策：農道沿道の並木，花壇等の施設用地，芝生，照明施設，農道の管理用として設置する遊歩道等整備，農道周辺の生態系の保全等に資する農道横断施設及び進入防止施設の整備

緊急対策事業 供用中の農道において災害等の不測の事態が発生し，又は発生するおそれがある場合の緊急的な機能回復又は予防等の措置

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
広 域 農 道	広 域 農 道	50	36	14	—		
	ふ れ あ い	50	未定	未定	—		
基 幹 農 道		50	11/30	4/30			
一 般 農 道	一 般 ・ 樹 園 地	50	30	20	—		
	集 落 間	50	30	20	—		
農 道 保 全 対 策	点 検 診 断 保 全 対 策 緊 急 対 策	50(45)	25(33)	25(22)	—	※（ ）は、旧農道環境整備事業	

ふるさと農道緊急整備事業	事業主体 県 市町村	①農村振興課 地域計画班
		所管課班 (県営のみ) ②農村整備課 農村環境整備班

趣 旨

農道整備事業は、農村地域において農業生産の近代化や農産物の流通の合理化を図り、併せて農村改善に資する事業として推進している。しかしながら、農村地域は過疎化、高齢化が特に進展しており、その活性化を図るためには、農業の振興と定住条件の整備を図ることが急務となっている。このため、農道整備事業と地方単独事業を効果的に推進していく「ふるさと農道緊急整備事業」を創設し、農道整備の一層の促進を図るものである。

事業内容

ふるさと農道緊急整備事業	事業内容	備考
1) 農道整備事業と組み合わせ実施する地方単独事業	<ul style="list-style-type: none"> 農道整備事業として採択された路線の一部を地方単独事業で実施（促進型） 農道整備事業に併設または、合併して実施する地方単独事業（合併型） 	<ul style="list-style-type: none"> 併設または合併する事業とは、歩道、幅員の拡幅等
2) 単独で実施する地方単独事業	<ul style="list-style-type: none"> 農道整備を地方単独事業として実施 	

採択要件

- ① 集落間または集落と基幹的道路若しくは基幹的公共施設等とを結ぶ等、農村地域の定住環境の改善に資する農道の新設・改良。
- ② 地方公共団体が実施し、管理することとなる農道。
- ③ 県営事業にあつては次の項目に該当するもの
 - ア) 農道の新設・改良
 - ・受益面積 50ha以上
 - ・車道幅員 4.0m以上
 - ・延長 1,000m以上（離島、振興山村、過疎地域にあつては800m以上）
 - イ) 橋 梁
 - ・受益面積 50ha以上
 - ・車道幅員 4.0m以上
 - ・延長 50m以上
 - ウ) 組合せ施行については、上記にかかわらず実施できる
- ④ 市町村営事業にあつては次の項目に該当するもの
 - ア) 農道の新設・改良（舗装のみを含む）または橋梁等特殊構造物
 - ・受益面積 おおむね10ha以上

事業主体、事業計画等

- ・事業主体 県、市町村
- ・事業計画 事業主体が「ふるさと農道緊急整備計画」を策定
- ・事業実施期間 平成20年度～平成24年度の5年間

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	県営ふるさと農道緊急整備事業		—	80	20	—
市町村営	”	—	—	100	—	”

農業農村整備事業実施計画費	事業主体 都道府県 市町村	所管課班 農村振興課 地域計画班
---------------	---------------------	------------------------

趣 旨

(1) 農業農村整備事業の事業計画段階においては、優良農地の有効利用，経営体の育成及び耕作放棄地の解消・発生防止，畑地帯の整備をはじめとする生産基盤対策，農村地域に有する資源の有効活用等農業の有する多面的機能に配慮した計画的，効率的な事業実施に資する農業農村整備事業の実施計画の策定が必要になっている。このため，経営体の育成に向けた基盤整備，畑地における優良農地の確保と担い手の育成等に必要な基盤整備の向上に資する各種事業に対応し策定する実施計画について助成し，もって農業農村整備事業の機動的，効率的かつ円滑な推進を図るものとする。

事業の内容

(1) 事業の内容

優良農地の確保と育成すべき担い手に農地集積を計る基盤整備の向上に資する各種事業について実施計画の策定に要する経費を助成する。

実施計画の対象地区は，下記事業に係る地域とする。

- ① 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業のうち農地整備事業
- ② 特定地域振興生産基盤整備事業のうち農地整備事業

(2) 事業実施期間：1年間

負担割合	事業主体	国	県	市町村	その他	備 考
	県	50	25	25	－	

集落基盤整備事業 (旧村づくり交付金)	事業主体 市町村 土地改良区等	所管課係 (計) 農村振興課 地域計画班
		(保) 農村整備課 農村環境整備班

趣 旨

集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落基盤の整備を一体的に実施するもの。

事業の内容

農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針に基づき作成される農村振興基本計画に即して作成される農村振興整備事業計画に基づき実施する事業又は農業生産基盤整備の実施に必要な実施計画を策定するための事業。

表1 工種及び内容

区分	工 種	内 容
1 農業生産基盤整備	(1)ほ場整備	農用地につき行う区画整理及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う整備
	(2)農業用排水施設整備	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	(3)農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更
	(4)農用地開発	農地の造成（農用地間の地目変更を含む）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更
	(5)農用地の改良又は保全	(1)から(4)までに掲げるもののほか、農用地の改良又は保全のために必要な整備
2 集 落 基 盤 整 備	(1)農業集落道整備	農業集落周辺における土地改良法に基づく農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬に供する農業集落道の整備並びに主として土地改良施設の管理等に供する連絡道の整備
	(2)営農飲雑用水施設整備	家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備
	(3)農業集落排水施設整備	農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれらに附帯する処理施設の整備
	(4)農業施設等用地整備	ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備
	(5)集落防災安全施設整備	集落の防災安全のために必要な、農業用排水路、農道等の農業施設と関連する施設の整備
	(6)自然環境・生態系保全施設整備	土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設の整備及びその周辺環境の美化を図るための修景施設
	(7)地域資源利活用施設整備	農村地域における地域資源を利活用（処理及び再利用を含む）して農業生産の補完等を行うための施設
	(8)施設補強整備	農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設のうち、安全性の確保のために必要な補強
	(9)地域農業活動拠点施設整備	農業生産活動、農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備

区分	工 種	内 容
2 集 落 基 盤 整 備	(10)集落農園整備	ほ場整備その他農用地の改良又は保全のため必要な整備であって次のいずれかの事項を内容とするもの ① 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ② 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ③ ①又は②に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備
	(11)情報基盤施設整備	土地改良施設等の維持管理やこれに関連する情報の伝達に必要な施設及びこれに附帯する緊急時の情報伝達に必要な施設の整備
	(12)施設環境整備	農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修
	(13)歴史的な土地改良施設 保全整備	歴史的な土地改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備
	(14)集落土地基盤整備	ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次の事項を内容とするもの ① 非農用地検出に必要な範囲内において農振白地農用地（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域（以下「農用地区域」という。）以外の区域の農用地をいう。）についてその性格にかんがみ農用地区域内農用地の整備水準との差をできる限り設けて行うもの。 ② ①と一体的に整備することが必要な農用地区域内の農用地を対象とするもの。

採択基準等

1 事業実施要件

- 1) 農村振興基本計画（基本計画）が作成されていること。
- 2) 農村振興整備事業計画（事業計画）が策定されていること。
- 3) 農業振興地域の区域であること。
- 4) 集落農園整備については、農業振興地域のうち農用地区域以外の区域を対象として実施することができる。
- 5) 農業集落排水施設整備を実施する場合の事業実施主体は、市町村又は一部事務組合とする。
なお、負担割合は農業集落排水事業に準ずる。

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
		50	1	49	農業生産基盤整備 及び集落基盤整備
			1	49	実施設計の策定

農業集落排水事業	事業主体	都道府県 市町村等	所管課班	農村整備課 農村環境整備班

趣 旨

農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資すもの。

事業の内容

- ①汚水、汚泥または雨水を処理する施設及びこれに付帯する施設の整備又は改築
- ②農業集落排水事業の施工に必要な調査及び計画の策定
- ③農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策工法等を定めた構想計画（最適整備構想）の策定

採 択 基 準

1. 受益戸数 おおむね20戸以上
2. 原則として農業振興地域でおおむね1,000人程度以下を単位とする。
3. 農業集落排水汚泥等の有機性廃棄物の循環利用に関する事項及び処理水の再利用等水循環の維持増進に関する事項を内容とする「資源循環促進計画」が策定されていること。
4. 改築の場合は、改築に要する費用が200万円以上で、かつ、供用開始後7年以上経過していること、又は供用開始後対象人口の著しい増加、水質基準の強化その他既存施設を取り巻く条件または環境の変化が認められること。（機能強化事業）
5. 農業集落排水施設等の整備における調査及び計画の策定の場合は、計画の概要を定める程度の精度を有する書類を作成する業務であること。
6. 農業集落排水施設等の改築における調査及び計画の策定の場合は、施設の更新又は改造の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること。
7. 最適整備構想の策定の場合は、既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町村に整備された農業集落排水施設であること。

事業主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、一部事務組合、その他農業者等が組織する団体

負担割合	区 分	国	県	その他	事業主体
		施設等の整備又は改築	50	—	50
施設等の調査及び計画の策定	50	1	49	市町村及び一部事務組合	
最適整備構想の策定		100 (定額)	—	—	市町村

農業集落排水整備推進交付金事業	事業主体 市町村 一部事務組合	所管課班 農村整備課 農村環境整備班
-----------------	-----------------------	--------------------------

趣 旨

農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び地域自主戦略交付金交付要綱に基づき実施した農業集落排水事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源等として（建設事業の財源（修繕等積立金を除く）に充当することはできない。）、予算の範囲内において農業集落排水整備推進交付金を交付する。

対象団体

農業集落排水事業を実施した市町村及び一部事務組合

交付対象等

区 分	交付金算定基準経費	単年度当たりの交付額	交付期間
通常分 平成22年度以降に事業採択された地区	市町村及び一部事務組合が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 （事務費を除く。）	交付金算定基準経費の1%以内の額を交付期間で除した額	事業着手年度から事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし、7年を超える場合にあつては、7年とする。
通常分 平成13年度以降に事業採択された地区	市町村及び一部事務組合が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 （事務費を除く。）	交付金算定基準経費の15%以内の額を交付期間で除した額	事業着手年度から事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし、7年を超える場合にあつては、7年とする。
特認分 平成12年度以前に事業採択された地区	平成13年度以降に市町村が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額（事務費を除く。）	交付金算定基準経費の18%以内（平成12年度採択地区にあつては、15%以内）の額を交付期間で除した額	平成13年度以降事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし、7年を越える場合にあつては、7年とする。

- (注) 1 交付金の交付始期は、国庫補助事業完了年度の翌年度からとする。
 2 「単年度当たり交付額」の欄において、政令指定都市にあつては、交付金算定基準経費の1%以内とする。
 3 特認分の交付金算定基準経費の欄は、平成12年度国庫債務負担行為分を含む。

地域用水環境整備事業 <small>(旧 水環境整備事業、農業水利施設魚道整備促進事業、歴史的 土地改良施設保全事業及び防災水利整備事業の整理・統合)</small>	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所属課班 農村振興課 地域計画班 農村整備課 水利施設保全班
---	--------------------------------	--

趣 旨

地域用水環境整備事業は、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進に資する施設の整備を行い、農村地域における生活空間の質的向上や低酸素社会づくりの促進を図るとともに、併せてこれら施設の整備を契機に、地域一体となった農業水利施設の維持・保全体制の構築に資することを目的とする。

事業の内容

1 地域用水環境整備事業

(1) この事業は、地域用水環境整備基本計画（以下「地域用水整備計画」という。）に即して作成される地域用水環境整備事業計画（以下「地域用水事業計画」という。）に基づき実施するものであって、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進に資する以下の施設の整備を総合的に行うものとする。

- ① 親水・景観保全施設
- ② 生態系保全施設（蛍ブロック、魚巣ブロック、草生水路、魚道等）
- ③ 地域防災施設整備（防火水槽、吸水枡、給水栓及びアクセス施設等の整備）
- ④ 渇水対策施設整備（渇水時に必要となる施設（堰、揚水機、送水管等））
- ⑤ 利用保全施設（ベンチ、パーゴラ、水質保全施設、緑化、便所、水飲み場、休憩所、駐車場、管理道路、遊歩道、案内板、照明、安全施設等）
- ⑥ 地域用水機能増進施設（共同洗い場、チェックゲート、反復利用施設等）
- ⑦ 小水力発電整備

(2) 特に必要とする場合にあっては、次の施設の整備を単独で行うことができるものとする。

- ア 防災施設整備事業計画に基づき都府県が実施するものであって、上記③の地域防災施設の整備
- イ 渇水対策施設整備事業計画に基づき都府県が実施するものであって、上記④の渇水対策施設の整備
- ウ 魚道整備事業計画に基づき都道府県が実施するものであって、上記②のうち魚道の整備
- エ 小水力発電整備事業計画に基づき実施するものであって⑦に掲げる小水力発電の施設整備及び導入支援。

2 歴史的施設保全事業

(1) 施設の機能の維持又は向上及び安全性確保のため緊急に必要な補強工事並びに当該工事と併せて行う当該施設の適切な保全・管理のため一体的に整備する必要のある以下の施設の整備を行うものとする。

- ア 当該施設に関連する資料の収集・保管庫の整備
- イ 管理道及び駐車場の整備
- ウ 当該施設の維持補修に必要な技術の習得等（実施期間：1地区最大3年間）

採 択 基 準

1 地域用水環境整備事業

(1) 次の要件にすべてに該当するものとする。

- ア 事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の区域計画等から、事業を実施することが適当と認められること。
- イ 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。
- ウ 総事業費が5千万円以上であること。
- エ 地域用水機能増進施設の整備を行う場合にあっては、地域用水機能増進基本計画が策定されていること。

(2) 単独地域防災施設整備，単独渇水対策施設整備，単独魚道整備及び小水力発電整備にあっては，採択基準(1)に定めるところにかかわらず次の要件に該当するものであること。

ア 単独地域防災施設整備

- a 地域防災整備事業計画が，地域防災計画（災害対策基本法第40条により作成される都道府県地域防災計画及び第42条により作成される市町村地域防災計画）を踏まえたものであるか，地震防災緊急事業五箇年計画（地震防災対策特別措置法第2条により作成される計画）において定められ，又は定められる見込みであること。
- b 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。
- c 総事業費が3千万円以上であること。

イ 単独渇水対策施設整備

- a 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。
- b 総事業費が3千万円以上であること。
- c 近年，渇水に伴う取水制限が行われている地域として次のいずれかに該当する地域における施設整備であること。
 - (a) 直近10年間において，当該地域が属する水系における水利調整を行う組織の決定等により，一定期間の取水量の減量等を行ったことがあること。
 - (b) 直近10年間において，他種水利者等関係機関から申し入れ等を踏まえ，渇水調整に係る活動を行ったことがあること。

ウ 単独魚道整備

以下のいずれかの施設を対象に行われる施設整備であること。

- a 国営土地改良事業若しくは都道府県営土地改良事業によって河川に設置された農業水利施設次のいずれかに該当するもの。
 - a) 魚道が未整備又は現に設置されているが通水能力が小さいために，常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な施設。
 - b) 河川の流水による魚道の損傷若しくは施設下流部の河床低下部等により，魚道の遡上の障害となっている施設又は常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な施設。
 - c) 水産庁（都道府県の水産部局を含む。）河川管理者，流域内の利水者協議会等から魚道の整備を要請されている施設
- b 取水量が大きく河川の流況若しくは生態系に影響を及ぼす恐れがある都道府県土地改良施設に相当する規模を有する農業水利施設として次の全てに該当するもの。
 - a) a) a), b)又はc)に該当するもの。
 - b) 一級河川又は二級河川に設置された農業水利施設のうち河川を横断する大規模な工作物で取水能力が0.3m³/s以上の施設。
- c 前後一連の区間で魚道が整備，又は整備が予定されている農業水利施設で当該施設の魚道が整備されていないため，魚類の遡上の障害となっていることが明らかなもの。

エ 小水力発電

以下の要件を満たす農業水利施設を活用した小水力発電のための施設整備又は導入支援であること。

a 施設整備

(a) 土地改良施設等の維持管理の節減が見込まれ、次の全てに該当するもの

i 以下の施設を対象に電力を供給する小水力発電であること。

- ① 土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設。
- ② 農業農村振興に資する公的施設

ii 土地改良区が事業主体となる場合であって、発電した電力を売電し、電力供給対象施設に必要な電力を購入する場合には、小水力発電の発電能力を発揮した結果得られる見込みの収入が、電気供給対象施設に係る電力料と受電・発電に必要な費用の合計額を過度に超えない範囲の規模であること。

iii 発生電力を一旦売電し、電力供給対象施設に必要な電力を購入する場合には売電単価を電気事業者と協議を了している、又は了することが確実に認められること。また、発電施設の建設単価及び発電単価が売電単価からみて相当な水準であること。

(b) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われること。

b 導入支援

- 1) 小水力発電施設を設置した場合の経済性を検討することが適切と認められること。
- 2) 平成25年度までに実施されるものであること。

2 歴史的施設保存事業

(1) 次に該当するものとする。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、第57条第1項、第78条第1項、第109条第1項、第182条第2項の規定に基づき重要文化財として指定され、若しくは指定されることが確実に認められる土地改良施設又は地域における歴史風致維持及び向上に関する法律第5条第8項に基づき認定された歴史的風致維持向上計画に位置付けられた土地改良施設であること。

イ 当該施設の支配面積又は、一連の群として関連性を持つ複数の施設の末端支配面積の合計が20ha以上であること。

ウ 事業により整備される施設の適正な維持管理がおこなわれることが確実に認められること。

エ 総事業費が3千万円（ため池にあっては8百万円）以上であること。

負担割合	区 分	国	県	市町村・その他	備 考
県営 (団体営については未定)	地域用水環境整備事業	50	25	25	H23年度新規地区より適用
	歴史的施設保全事業				

中山間地域総合整備事業	事業主体	県	①農村振興課 地域計画班
		市町村	②農村整備課 農村環境整備班

事業の内容

条件不利地である中山間地域（5法指定地域及び準ずる地域）の活性化を図るため、農業生産基盤や生活環境施設を中心として早急に必要な工種内容を整備し、早期に事業の効果を発現させるものである。

採択基準

1. 離島振興法，山村振興法，過疎地域自立促進特別措置法，半島振興法，特定農山村における農林業等活性化のための基盤整備の促進に関する法律の指定を受けた市町村及び準じる市町村であり，林野率50%以上かつ主傾斜1/100以上の農地の面積が50%以上の区域であること。
2. 中山間地域総合整備実施計画が策定されていること。
3. 受益面積（農業生産基盤整備のうち2以上の事業の合計面積）

型		受益面積(ha)	備 考
集 落 型	一 般 型	60 (20)	
		20 (10)	山間地域（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上50%以上の区域）
	生産基盤型	20 (10)	農業生産基盤（県営については，ほ場整備10haを含む）のみを行う
広 域 連 携 型		60	

※（ ）は団体営の場合

4. 標準工期 5年

事業種類

- 1) 農業生産基盤整備事業
 - ① 農業用排水施設整備事業
 - ② 農道整備事業
 - ③ ほ場整備事業
 - ④ 農用地開発事業
 - ⑤ 農地防災事業
 - ⑥ 客土
 - ⑦ 暗渠排水
 - ⑧ 鳥獣侵入防止施設整備事業
 - ⑨ 農用地の改良又は保全
- 2) 農村生活環境整備事業
 - ① 農業集落道整備事業
 - ② 営農飲雑用水施設整備
 - ③ 農業集落排水施設整備
 - ④ 集落防災安全施設整備事業
 - ⑤ 用地整備事業
 - ⑥ 活性化施設整備事業
 - ⑦ 集落環境管理施設整備事業
 - ⑧ 交流施設基盤整備事業
 - ⑨ 情報基盤施設整備事業
 - ⑩ 市民農園等整備事業
 - ⑪ 生態系保全施設等整備事業
 - ⑫ 交換分合事業
- 3) 特認事業

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
	県 営	生産基盤整備以外		55	32.5 (30)	12.5 (15)	
生産基盤整備		55	32.5 (30)	12.5 (15)			
団 体 営	基 盤 整 備		55	1	44		
	施 設 整 備		55	1	44		

※（ ）は平成23年度新規地区から適用

農村環境計画策定事業	事業主体 市町村 県	所管課班 農村振興課 地域計画班
------------	------------------	------------------------

趣 旨

農業農村整備事業の計画段階においても、地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業農村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮や環境との調和への配慮に対応するため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上で地域の整備計画を策定し、事業上の対応方策や各種環境整備メニューの最適な選定に対する検討を行うことが必要となっている。

このため、都道府県知事が策定した農業農村整備環境対策指針等に基づき、環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想である「農村環境計画」の策定を行い、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進に資する。

実施地域

主として農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域を主たる対象として、環境に配慮して農業農村整備事業を実施するに当たり、農村環境計画が必要となっている地域とする。

調査計画の内容

1 策定内容

(1) 現況調査

策定対象地域における自然環境及び社会環境について現況を調査する。

(2) 農村環境計画の策定

(1)の結果に基づき、対象地域における農村環境計画を策定する。

2 農村環境計画の内容

(1) 地域内の環境評価に関する事項

(2) 環境保全の基本方針に関する事項

(3) 地域の整備計画

(4) 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項

(5) 農業農村整備事業における整備計画

(6) その他必要と定める事項

採択基準等

- ・農業農村整備事業の実施が予定されていること。
- ・標準事業費：10,000千円程度
- ・実施期間：1～2年

負担割合	策定主体（実施主体）		国	県	市町村	その他	備 考
	市町村	農村環境現況調査	50	-	50	-	
農村環境計画の策定							
県	農村環境現況調査	50	未 定	未 定	-		
	農村環境計画の策定	50	未 定	未 定	-		

ため池等整備事業	事業主体	県	①農村振興課 地域計画班
		市町村等	②農村整備課 防災対策班

事業の内容

1. 一般

(1) ため池整備工事

〔事業内容〕

- ア. 築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応し又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある早急に整備を要する農業用ため池等の整備
 イ. 築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して、早急に整備を要する複数の農業用ため池の多面的整備を図るため、ため池再編総合整備計画に基づき実施する複数のため池及び関連施設の整備

- ・ため池及び付帯施設の改修・新設・廃止
- ・災害発生の防止等が必要なため池のしゅんせつ
- ・緊急放流を行うための施設の改修・新設
- ・農業生産回復のための水質汚濁防止施設の改修・新設・廃止
- ・ため池利活用保全整備工事（別表－1参照）

〔採択要件〕

- ・大規模 県 営 受益面積100ha以上で、総事業費が8,000万円以上
 （中山間地域の場合は、受益面積が70ha以上で、3,000万円以上）
- ・小規模 県 営 受益面積2ha以上で、総事業費が5,000万円以上
 ※2ha以上10ha未満の場合は高度な技術を要する場合に限る
- 団体営 受益面積5ha以上で、総事業費が800万円以上

※但し、受益面積が10ha未満のものは以下の要件のすべてに該当するものに限る

- ・貯水量が1,000立方メートル以上であること
- ・関係する農家が2戸以上あること
- ・周辺住民の生命に対する危険又は主要な公共施設に対する被害が予想される
- ・災害防止のため応急工事等を実施したものであること

(2) ため池整備工事（特別対策型）

〔事業内容〕

- ア. 災害発生の防止等が必要なため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替ため池の新設及び付帯施設の整備
 イ. ため池再編総合整備計画に基づき実施する複数のため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替ため池の新設及び付帯施設の整備
 ウ. 中山間地域において、築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する単一又は複数の旧農業用ため池の廃止又は変更及びこれらの付帯施設の整備
- ・ため池廃止と併せ行う代替ため池の新設及び付帯施設の整備
 - ・旧農業用ため池の廃止又は変更
 - ・農業生産回復のための水質汚濁防止施設の改修・新設・廃止
 - ・ため池利活用保全整備工事（別表－1参照）

〔採択要件〕

(1)ため池整備工事に同じ

(3) ため池整備工事（都市型緊急整備事業）

〔事業内容〕

- ア. 災害発生の防止等が必要なため池のうち、とりわけ甚大な被害が生ずるおそれがあるものの新設、廃止又は変更及びこれらの付帯施設の整備
 イ. とりわけ甚大な被害を生ずるおそれがある農業用ため池を対象とする「ため池再編総合整備計画」に基づき実施する複数のため池及びこれらのため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更及びこれらと併せ行う付帯施設の整備
- ・ため池及び付帯施設の改修・新設・廃止
 - ・農業生産回復のための水質汚濁防止施設の改修・新設・廃止
 - ・ため池利活用保全整備工事（別表－1参照）

〔採択要件〕

(1)ため池整備工事に同じ

※但し、公共施設、周辺人家等の想定被害額がおおむね1億円以上であるものに限る

(4) 用排水施設整備工事

〔事業内容〕

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する。①ため池以外の農業用排水施設の改修、②他動的要因に起因する災害防止のための農業用排水施設の改修、③土砂崩壊による農用地等の災害防止のための土留工、水路等の整備。

- ・ため池以外の農業用排水施設の改修・新設・廃止
- ・付帯施設の改修・新設
- ・管理施設の改修・新設
- ・土留工、水路等の改修・新設
- ・併せ行う工事として親水護岸等及び利用者の安全のための防護柵等（用排水施設等利活用保全整備工事）

〔採択要件〕

- ・大規模 県 営 受益面積が400ha以上で、総事業費が8,000万円以上
（中山間地域の場合は、受益面積が200ha以上で、3,000万円以上）
- ・小規模 県 営 受益面積が20ha以上で、総事業費が5,000万円以上
（中山間地域の場合は、受益面積が20ha以上で、3,000万円以上）
団体営 受益面積が20ha以上で、総事業費が800万円以上
（中山間地域の場合は、受益面積が10ha以上で、800万円以上）
- ・土砂崩壊 県 営 受益面積が5ha以上で、総事業費が5,000万円以上
（中山間地域の場合は、受益面積が5ha以上で、3,000万円以上）
団体営 総事業費が800万円以上

(5) 湖岸堤防工事

湖沼隣接農用地の外水保全のために行う堤防、樋門の新設、変更等

- ・併せ行う工事として親水護岸等及び利用者の安全のための防護柵等（用排水施設整備等利活用保全整備工事）

県 営 受益面積が20ha以上で総事業費が5,000万円以上

団体営 受益面積が20ha以上で総事業費が800万円以上

(6) ため池緊急防災対策事業

人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報の整備

対 象 貯水量がおおむね1,000%以上のため池が対象

2. 農業用河川工作物応急対策

(1) 農業用河川工作物応急対策

〔事業内容〕

河川の直轄区間及び知事管理区間で河道の整備されている一連の区間に設置された農業用河川工作物のうち河川管理施設等応急対策基準に照らして改善措置を要するものについて、災害を未然に防止するため、頭首工、水門、樋門、橋梁等の整備、補強、工作物の撤去等を行うもの。

〔採択要件〕

大規模 1億円以上

小規模 800万円以上

(2) 農業用道路横断工作物緊急耐震対策

〔事業内容〕

耐震補強対策の必要がある農業用道路横断工作物のうち地震の際に緊急輸送路として活用される道路（高速自動車国道又は一般有料道路に限る）の機能確保及び道路交通車両の安全確保を要するものについて、災害を未然に防止するため、水管橋、水路橋及び農道橋等の整備補強等の改善措置を行うもの。

〔採択要件〕

800万円以上

別表－1

ため池整備工事の工種別の利活用保全施設の実施可能メニュー一覧表

施設のメニュー 工事のメニュー	親水・景観保護施設(親水護岸, 遊水施設, 類似施設)	生態系保全施設(蛍ブロック, 魚巢ブロック, 草生, 類似施設)	ため池利用保全施設(ベンチ, 緑化, 消雪施設, 便所, 水飲場, 休憩所, 駐車場, 巡回用道路, 遊歩道, 案内板, 照明, 安全施設, 類似施設)	地域活性化施設(用地造成, 整備)	消防用水, 生活用水等貯水機能を付加させる堤体嵩上げ, 浚渫, 防災利用のための取水, 導水施設等の整備, 浚渫土利用等による避難地等の基盤整備等	構改局長特認施設
ため池等整備事業(一般)						
(1)ため池整備工事						
ア 一般防災対策	親水護岸に限る	○	巡回用道路, 安全施設類似施設に限る	×	○	受益5ha(中山間2ha)未満に限る
イ ため池再編総合整備計画	○	○	〃	×	○	○
ウ 地震対策地域	親水護岸に限る	○	〃	×	○	○
(2) 特別対策型						
ア 一般防災対策	○	○	巡回用道路, 安全施設類似施設に限る	×	○	受益5ha(中山間2ha)未満に限る
イ ため池再編総合整備計画	○	○	〃	×	○	○
ウ 中山間地域旧ため池	○	○	〃	×	○	○
(3) 都市型緊急整備事業						
ア 一般防災対策	○	○	○	○	○	○
イ ため池再編総合整備計画	○	○	○	○	○	○

負担割合 県 営	区 分	国	県	その他	備 考
	一 般 大規模 ため池100ha以上 用排 400ha以上	55	34 (28)	11 (17)	()はH23年度採択以降適用
	小規模 ため池40ha以上, 用排200ha以上 ため池2ha以上, 用排20ha以上	50	39 (33) (29)	11 (17) (21)	()はH23年度採択以降適用
	うち利活用保全整備工事	50	30 (29)	20 (21)	()はH23年度採択以降適用
	農業用河川工作物応急対策 大規模(1億円以上)	55	37	8	—
	小規模(5千万円以上)	50	42	8	—
	小規模(5千万円未満)	50	32	18	—
負担割合 団体 営	区 分	国	県	その他	備 考
	一 般 小規模 ため池5ha以上 用排 20ha以上	50	1	49	H19新規以降適用
	うち利活用保全整備工事	50	1	49	H19新規以降適用

地域ため池総合整備事業	事業主体 県	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班
		㊧農村整備課 防災対策班

趣 旨

近年のため池を巡る状況は、農家の減少・高齢化に伴い、維持管理が疎かになり、防災面での脆弱化やため池の多様な役割の発揮が困難になることが懸念されており、地域住民が参画した地域によるため池の保全体制の構築が必要である。

また、ため池の多くは長い歴史を有し、農業用水の水源として農業の礎を担うとともに、地域文化にも深く関わり、周辺の農地や里山と一体となって多様な生物の生育・生息の場となっており、豊かな自然環境と触れ合い・やすらぎの場、更には環境教育の場など、多様な役割を發揮できる場である。これらの役割を活かしつつ、ため池を核とした農村地域の活性化を図っていくことも重要である。

このようなことから、本事業は、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させ、併せて地域全体の活性化に資するよう、地域に所在する複数のため池を対象に、地域ため池総合整備計画を策定し、同計画に基づき、防災・減災を核とし、併せて環境・利活用を通じた保全を図るハード・ソフト対策を総合的に実施するものである。

事業内容

1. 調査計画事業

地域ため池総合整備計画を構成する全体基本計画及び整備事業計画の策定並びにこれらの計画の策定にかかる調査。

2. 総合整備事業

地域ため池総合整備計画に基づき実施する次に掲げる事業

(1) 防災・減災対策

- ①農業用ため池の改修 ②ため池機能保全工事 ③ため池下流水路整備
- ④旧農業用ため池の廃止 ⑤防災情報管理システムの整備 ⑥ハザードマップの作成
- ⑦危機管理向上施設の整備

(2) 環境・利活用対策

- ①環境保全・利活用施設の整備 ②水質改善対策 ③安全施設の設置
- ④旧農業ため池の廃止後の用地整備

(3) 保全対策

- ①地域住民参画による保全体制の整備及び活動

事業実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

採択要件

1. 調査計画事業

地域に所在する複数ため池を対象とする全体基本計画及び総合整備事業のための整備事業計画が策定される見込みがあること。

2. 総合整備事業

地域ため池総合整備計画を構成する全体基本計画に位置付けられ、かつ、整備事業計画が策定されている事業であって、次のすべての要件を満たすこと。

(1) 総事業費がおおむね3千万円以上。

(2) 事業内容の2の(1)の①の事業を1箇所以上実施すること。

(3) 規模別要件

ア 大規模事業

(ア) 事業内容の2の(1)の①及び②並びに(2)の②の事業にあつては、受益面積おおむね100ha以上。

(イ) 事業内容の2の(1)の③の事業にあつては、受益面積おおむね400ha以上。

イ 小規模事業

(イ) 事業内容の2の(1)の①及び②並びに(2)の②の事業にあつては、受益面積おおむね10ha以上。

(ロ) 事業内容の2の(1)の③の事業にあつては、受益面積おおむね20ha以上。

(4) 事業内容の2の(1)の⑤から⑦までの事業にあつては、被害想定面積の合計がおおむね10ha以上。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、農村振興局長が別に定める要件を満たすもの。

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
	調査計画事業		50	25		25	
総合整備事業		50(55)	未定	未定	未定	未定	

() は中山間地域

地すべり対策事業	事業主体 県	所管課班 農村整備課 防災対策班
----------	--------	------------------

事業の趣旨

地すべり現象に対する国土保全及び民生の安定を図るための事業

採択基準

防止工事

- ・「地すべり等防止法」第3条により指定された地すべり防止区域であること。
- ・総事業費が1件当たり7,000万円以上のもの

関連工事

- ・地すべりによる被害を除去し、又は軽減するため必要があると認められる区画整理、暗渠排水、農道、農業用排水、ため池の整備
- ・受益面積がおおむね3ha以上
- ・総事業費が500万円以上

補修工事（継続地区のみ）

地すべり防止施設を補修する事業であって、次の要件のすべてに該当するもの

- ・地すべり防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設に係るもの
- ・地すべり防止区域による地すべり防止施設のうち老朽化等により著しく機能が低下したものに係るもの
- ・総事業費が1件当たり1,500万円以上のもの

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
防止工事	渓流工事	1/2	1/2	—	—	
	その他工事	1/2	1/2	—	—	
関連工事	区画, 整理, 暗渠排水	40	未定	未定		
	農道	45	未定	未定		
	”	50	未定	未定		傾斜度15°未満 ” 15°以上
	農業用排水, ため池	50	未定	未定		
補修工事		1/3	2/3	—	—	

海岸保全施設整備事業	事業主体 県	所管課班 農村整備課 防災対策班
------------	--------	------------------

事業の内容

津波、高潮、侵食等の自然災害の被害から背後農地を防護するための工事を実施するとともに、海岸環境を整備し、海岸利用の推進を図る。

採択基準

1. 高潮対策

海岸管理者が管理する海岸であって、高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れの大なる海岸の保全施設であって、1 km当たりの防護面積おおむね5 ha以上又は防護人口おおむね50人以上で総事業費おおむね10,000万円（離島にあつては5,000万円）以上。

2. 侵食対策

海岸管理者が管理する海岸であって、侵食による被害が発生する恐れの大なる海岸の保全施設であって、1 km当たりの防護面積おおむね5 ha以上又は防護人口おおむね50人以上で総事業費おおむね10,000万円（離島にあつては5,000万円）以上。

3. 局部改良

海岸管理者が管理する海岸であって、短年度施行をもって事業の効果を発揮し得るものあつて、総事業費おおむね5,000万円以上のもの。

4. 海岸耐震対策緊急事業

海岸管理者が管理する海岸であって、朔望平均満潮位以下の防護区域を有するか、東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害の恐れがある海岸であつて、堤防・護岸等の耐震対策を対象とし、総事業費5,000万円以上。

5. 海岸堤防等老朽化対策緊急事業

海岸管理者が管理する海岸であつて、老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設であつて、緊急にその機能の強化、又は回復を行う必要があると認められるもので、総事業費5,000万円以上。

6. 海岸環境整備

海岸法第40条第1項第3号、4号及び同条第2項に係る海岸保全区域で周辺に公営の公園海水浴場、ヨットハーバー等のレクリエーション施設のある地域又は計画中の地域においてより総合的なレクリエーション機能を発揮するために行う離岸堤、突堤、護岸、堤防、昇降路、砂浜、水叩兼用の遊歩道その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設又は改良若しくは汚染の著しい海岸のヘドロ等の除去であつて、総事業費おおむね8,000万円以上。

高潮対策、侵食対策において堤防、護岸等の整備の実施と一体的に防潮林の設置ができる。

海岸保全の施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難であるため、又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に制約があるため、緊急に養浜を実施しなければならない海岸、総事業費が8,000万円以上のもの。

海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業で、総事業費が1,000万円以上もの。

① 段階工およびこれと一体として整備する水叩兼用の遊歩道又は植栽の事業で、かつ、短年度施行をもって事業効果を発揮しうるもの。

② 海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するもの。

海浜からの飛砂により、背後地の生活環境が悪化している地域において行う飛砂を防止するための事業で、総事業費が1,000万円以上のもの。

〔以下、上記1～5と併せ行う事業（ネーミング事業）〕

7. 海岸保全施設緊急防災機能高度化事業

地震観測強化地域、地震特定観測地域等で、海岸管理者が防災機能を高める必要があると判断した箇所における海岸施設の耐震化対策、安全情報伝達施設、水門、陸閘の開閉自動化装置等

ただし、安全情報伝達施設については、海岸環境整備事業（環境局部改良を含む）のみ実施

できる。

8. 海と陸と緑のネットワーク事業

背後地で自然環境保全事業等が実施，又は予定されており防潮林等が計画されている海岸において，自然環境保全事業（ビオトープ事業等）との連携を図り，海岸事業における防潮林，植栽及びこれに関連する管理道路等の整備

9. エコ・コースト事業

国立公園，野鳥生息地など，自然環境や生態系，周辺景観との調和を図る必要がある海岸において，養浜，植栽，人工リーフ等の自然環境，生活環境に配慮した施設整備の推進

10. 海と緑の健康地域（健康海岸事業）

海と緑の健康地域，健康海岸に指定され，健康・保養・療養施設等が整備または予定されている海岸において行う，健康増進施設と砂浜の保全，復元，高齢者や身障者にも海岸利用が容易な緩傾斜堤げ，階段工等の海岸保全施設整備

11. いきいき・海の子・浜づくり事業

文部省所管の教育関連施設あるいは野外教育・地域社会教育活動等の施策と連携して，緩傾斜堤やスロープ，人工磯，リーフ等を整備し自然体験のしやすい海岸づくりを行う。

12. 渚の創生

一連の沿岸で砂が余剰傾向となっている箇所からの発生砂を活用し，離岸堤等の建設により砂浜の安定化対策を施すとともに，砂が不足している箇所（侵食海岸等）に養浜を行い，海辺の復元を図る。

13. 津波防災ステーション

津波来襲時に，潮位，津波高等の海象データや地震，津波情報等を収集し，水門等の施設を一元的に制御操作するための基地及びシステムの整備

14. 都市海岸高度化事業

人口が概ね30万人以上の都市，またはそれに市街地が連たんする都市を対象とし，背後地が商業・業務地帯，市民の利用が高い海岸において，耐震性に配慮した離岸堤，突堤，護岸，堤防及びこれらと一体となって整備される遊歩道，植栽，その他所期の目的を達成するために必要な施設の整備を行う。

15. 魚を育む海岸づくり推進事業

水産庁所管の沿岸漁場整備開発事業のうち，地先型増殖場造成事業，広域型増殖場造成事業又は養殖場造成事業と農林水産省の海岸事業を連携して藻場・干潟等の造成，増養殖場の整備，海岸の防護等を行う。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	高潮対策	50(55)	50(45)	—	—	()は離島
	侵食対策	50(55)	50(45)	—	—	()は離島
	局部改良	1/3	2/3	—	—	
	海岸耐震対策緊急事業	50	50	—	—	
	海岸堤防等老朽化対策緊急事業	50	50	—	—	
	海岸環境整備	1/3	2/3	—	—	

※7～15については上記負担割合に準ずるものとする。

湛水防除事業	事業主体 県	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊧農村整備課 防災対策班
--------	--------	--------------------------------------

趣 旨

原則として、かつて応急湛水排除事業が実施された地域に、あらかじめ防止施設を施行して、予想される被害を未然に防止する事業であり、排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修を主要工事とする。

事業の内容

(1) 排水施設整備対策工事

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、かつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路等の新設又は改修。

(2) 排水管理施設整備工事

同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設により排水される河川等をいう。）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（(1)と併せ行うものを除く。）

(3) 湛水防除施設改修工事

(1)により整備された農業用排水施設の機能低下により再び湛水被害が生ずるおそれのある地域における施設の機能回復のために行う施設の更新及び改良（採択基準の受益面積、総事業費は「排水施設整備工事」と同様とする）。

採択基準

農業以外の事業効果が全体の50%未満であること。

大規模

ア 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事

(1) 受益面積 400ha以上

(2) 総事業費 5億円以上

イ 排水管理施設整備工事

受益面積 1,000ha以上

小規模

ア 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事

(1) 受益面積 30ha以上

(2) 総事業費 5,000万円以上

イ 排水管理施設整備工事

受益面積 100ha以上

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	大規模	55	37	8	—	400ha以上
	小規模	50	42	8	—	30ha以上 400ha未満
	” 基幹施設	50	37	13	—	30ha以上 300ha未満
	” その他	50	32	18	—	”

備 考 基幹施設：排水機、排水樋門、第一線堤防、遊水池等貯留施設、地下浸透施設
(排水機、排水樋門には、これと一体不可分の関係にある導水路、操作管理設備等の施設が含まれるものとして取り扱われる)

その他施設：排水路等基幹施設以外の施設

水質保全対策事業	事業主体	県 市 町 村 土地改良区	所管課班	(計)農村振興課 地域計画班 (実)農村整備課 水利施設保全班
----------	------	---------------------	------	------------------------------------

趣 旨

農業用排水施設内の水質汚濁に起因する障害の除去により良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を図り、もって水資源の総合的な保全に資することを目的とする事業。

採択要件

1, (1), (2) のいずれかを満たすこと。

(1) 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね20ha以上のもの

(2) 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね10ha以上のもの。

事業内容

区分	工 種	事業内容	実施主体
1 農業用排水施設整備	(1) 水質汚濁等に起因する排水施設の新設、廃止若しくは変更	ア 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する障害が生じている場合に、障害を除去するための農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 (ア) 人の健康を損なうおそれがある有害な農畜産物が生産されていること (イ) 農作物等の生育が阻害されていること (ウ) 農作業の能率の低下を来していること (エ) 施設の管理に支障を来していること イ アと併せて行う客土 ウ 現にアの(ア)から(エ)までに掲げる障害が生じていないが、応急的な防止措置を実施するに要する程度の水質汚濁が生じている場合に行う農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 エ ウと併せて行う客土	県、市町村 又は土地改良区
	(2) 水質浄化施設整備	ア 水性生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ その他浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ 水路及び貯水池のしゅんせつ オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備	
	(3) 処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物に適切な回収・処理等を行うための施設整備	
	(4) 併せて行う施設整備	上記工種(1)から(3)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用排水施設、その他の施設整備	
2 水質保全施設整備	(1) 水質浄化施設整備	ア 水性生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ その他浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ 水路及び貯水池のしゅんせつ オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備	県又は市町村
	(2) 処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物に適切な回収・処理等を行うための施設整備	

防災ダム事業 (旧防災ため池事業)	事業主体 県	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊧農村整備課 防災対策班
----------------------	--------	--------------------------------------

事業の内容

台風、豪雪等で河川の増水による農地、農業用施設が被害を受け安定した経営を営むことができない地域に対して洪水調節用ダムの新設改修を行うもの。

採択基準

農業以外の事業効果が50%未満

1. 防災ダム工事

洪水調節用ダム（その他附帯施設を含む。）の新設又は改修であって受益面積がおおむね100ha以上、(但し、台風常襲地帯、豪雪地帯及び振興山村のいずれかであり、かつおおむね10か年間に激甚災害の指定を受けた地域において行うものにあつては、おおむね70ha以上)

2. 防災ため池工事

洪水調節の機能の賦与、増進のための農業用ため池の改修であつて、次の基準に該当するもの。

大規模 受益面積がおおむね100ha（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね70ha）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね40ha以上のもの。

小規模 受益面積がおおむね10ha（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね7ha）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね5ha（活断層等の影響が懸念される地域において行われるもの又は決壊による想定被害額が、おおむね3,000万円以上のものかんがい受益面積については、おおむね2ha）以上のものであつて、総事業費がおおむね3,000万円以上のもの。

防災ダム等の保全、管理及び利活用上必要な施設の新設又は改修であつて防災ダム等の工事と併せて行うもの。（防災ダム等利活用保全施設整備工事）

3. 地震対策ため池防災工事

大規模な地震等の発生に伴つて、決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがある農業用ため池の改修であつて、地震防災対策特別措置法に掲げる地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる予定があり、かつ、総事業費がおおむね800万円以上のもの。

大規模 受益面積がおおむね70ha以上で、かつ、かんがい受益面積がおおむね40ha以上のもの。

小規模 受益面積がおおむね7ha以上で、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ha以上のもの。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	防災ダム工事	55	39	6		
	防災ため池工事 大 規 模	55	34	11		
	小 規 模	50	34	16		
	地震対策ため池防災工事 大 規 模	55	34	11		
	小 規 模	50	34	16		
	利活用保全施設工事	50	未 定	未 定		

農村地域環境保全整備事業	事業主体 県	所管課班 ①農村振興課 地域計画班 ②農村整備課 防災対策班
--------------	--------	--------------------------------------

趣 旨

社会経済条件の変化に起因する土地改良施設の管理の粗放化等による機能低下や、混在化により災害時の被害が重大化している地域において、密接な関連のある各種農地防災保全事業を計画的、一体的に実施することにより、地域の総合的な防災安全度を向上させ、併せて地域環境の維持、保全を図るための制度を創設する。

事業内容

農村地域の防災安全度の向上及び地域環境保全をめざした農村地域環境保全計画に基づき、各種農地防災事業等を総合的・緊急的に実施する。

- ① 農地等防災保全対策工事 — 農地・農業用施設への複合・錯綜化した災害を未然に防止し又は解消するため、ため池等整備事業、防災ダム事業、水質障害対策事業（一般型）、湛水防除事業、農地保全整備事業、地盤沈下対策事業を併せて行う。
- ② 関 連 工 事 — ①の工事と併せて行うことが技術的経済的に適当と認められる農業用排水施設若しくは農道の変更、客土又は暗渠排水
- ③ 地域環境保全対策工事 — 地域環境及び集落管理機能の維持向上等を図るため、防災安全施設、農地防災施設管理連絡道及び保全管理・利活用を考慮した施設の新設又は改修であって①の工事と併せて行うもの。

補 助 率

- ・農地等防災保全対策工事 — 実施する事業ごとの補助率を適用する
- ・関 連 工 事 — 国：45% 県：未定
- ・地域環境保全対策工事 — 国：50% 県：未定

採 択 基 準

- ① 2以上の農地等防災保全対策工事を行うこと
- ② 農地等防災保全対策工事に係る合計受益面積60ha以上、かつ総事業費2億円以上

障害防止対策事業	事業主体 国 県	所管課班 農村整備課 防災対策班
----------	----------------	------------------

趣 旨

自衛隊の演習活動及び整備拡張等に起因して、周辺地域の用排水路への土砂の流入や流出量の増大及び農業用水不足等の障害が発生している場合、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法第101号,以下「法」という）に基づき、その障害を防止または除去・軽減するため各種対策工事を実施する。

事業の内容

【補助対象となる施設の具体的事例】

[洪水対策]

- a 洪水量の増加に対応できるよう河川改修，排水路の改修を行う。
- b 増加した洪水量を調節する洪水調整池（ダム）を建設する。
- c 河川等の改修と調整池を組み合わせる。
- d 増加した洪水量を排水するため，河川（排水路）改修と排水機（場）を組み合わせる。

[土砂流出対策]

- a 流出する土砂を溜めるため砂防ダムを建設する。
- b 溪流の安定を図るため，床固工，谷止工を建設する。
- c 裸地化した箇所や，崩壊地の植生回復を図るため，山腹工を施行する。

[用水対策]

- a 用水路（用排兼用水路）を装工する
- b 貯水用ダム（溜池）を建設する。
- c 地下水又は河川水を取水するため揚水（機）を設ける。

採 択 基 準

※

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）（抜粋）
（障害防止工事の助成）

第3条第1項

国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用，射撃，爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し，又は軽減するため，次に掲げる施設について必要な工事を行うときは，その者に対し，政令で定めるところにより，予算の範囲内において，その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 1 農業用施設，林業用施設又は漁業用施設
- 2 道路，河川又は海岸
- 3 防風施設，防砂施設その他の防災施設
- 4 水道又は下水道
- 5 その他政令で定める施設

○次に掲げる(1)～(3)の要件を満たしていること。

(1)：法第3条第1項又は政令第1条に規定する自衛隊等の行為があること。

※法第3条第1項に規定する行為

- ① 機甲車両その他重車両のひん繁な使用
- ② 射撃，爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施

※政令第1条に規定する行為

- ① 航空機の離陸，着陸，急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- ② 艦船又は舟艇のひん繁な使用
- ③ 防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- ④ 電波のひん繁な発射

(2)：(1)の自衛隊等の行為による障害があること

※例

- ① 戦車等の訓練によって演習場内が荒廃し，当該区域を流域に持つ河川において，洪水や土砂流出による被害が生じる。
- ② 機甲車両等のひん繁な使用による道路の損傷。
- ③ 通信施設からの強力な電波の発射や，航空機の低空飛行によって周辺民家等のテレビの映像を不鮮明にする。

(3)：障害を防止し，又は軽減するための工事の対象となる施設が，法第3条第1項又は政令第3条に規定する施設であること。

※法第3条第1項に規定する施設

- ① 農業用施設，林業用施設又は漁業用施設
- ② 道路，河川又は海岸
- ③ 防風施設，防砂施設その他の防災施設
- ④ 水道又は下水道

※政令第3条に規定する施設

- ① 鉄道
- ② テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	障害防止対策事業	100 ～66.7	0 ～16.7	0 ～16.6		障害(帰責原因)の度合いにより負担割合は変化する。

農村災害対策整備事業	事業主体	県 市 町 村 土地改良区等	所管課班	㊦農村振興課 地域計画班 ㊧農村整備課 防災対策班

趣 旨

農村地域には老朽化したため池や急傾斜地、地すべり地域等が存在し、集中豪雨や地震等により甚大な被害が発生するおそれが高く、大型化・頻発化している自然災害によって、多くの農村が被災し、貴重な人命や財産等が失われる被害が発生している。

農村災害対策整備事業は、このような状況を背景に地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている農村に対して、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るために、従来農地防災事業で実施してきた農地・農業用施設の被害防止対策のみならず、農村の防災・減災対策として、農村の農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を行うものとする。

また、特に甚大な被害を受けた地域において、再度の災害発生を防止するための農業用施設等の整備に併せて、持続的な営農が行われ農地・農業用施設等の洪水防止等の防災機能を十分発揮させるために、農業基盤整備と農村生活維持施設整備を行い、もって、被災農村における耕作放棄地の発生抑制や農村コミュニティ機能の回復に資することとする。

事業内容

1. 調査計画事業

(1) 災害防除対策推進地域の場合

- ① 農業用施設や農村防災施設等の調査
- ② 地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度の決定
- ③ 効率的な安全対策を行うための農村災害対策整備計画の作成

(2) 甚大な災害発生地域の場合

- ① 農業用施設や農村防災施設等の調査
- ② 再度災害防止の観点から必要となる施設整備の優先度の決定
- ③ 効率的な安全対策、持続的な営農の継続に必要な農業生産性の向上に資する農業生産基盤及び農村生活維持に必要な対策を行うための農村災害対策整備計画の作成

2. 整備事業

農村災害対策整備計画に位置付けられた、次に掲げる事業の実施

(※印付きは甚大な災害発生地域に該当する地域においてのみ対象となる。)

(1) 農業生産基盤整備

- ① 農業用ため池整備 ② 農業用排水施設整備 ③ 土砂崩壊防止施設整備 ④ 区画整理※
- ⑤ 農用地造成※ ⑥ 農道整備※ ⑦ 農用地の改良又は保全※

(2) 農村防災施設整備

- ① 緊急避難路整備 ② 緊急避難塔整備 ③ 防火水槽整備 ④ 緊急避難施設の耐震化
- ⑤ 情報基盤施設整備 ⑥ 雪崩防止施設整備 ⑦ 防護柵等安全施設整備

(3) 農村生活維持施設整備

- ① 農業集落道路整備※ ② 営農飲雑用水施設整備※ ③ 農業用集落排水施設整備※
- ④ 農業施設等用地整備※

事業実施主体

1. 調査計画事業

都道府県、市町村

2. 整備事業

都道府県、市町村、土地改良区又は農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるもの。

採択要件

1. 調査計画事業

- (1) 災害防除対策推進地域又は甚大な災害発生地域であること。
- (2) 事業実施主体等による地域の農業用施設や農村防災施設等の点検がなされていること。

2. 整備事業

農村災害対策整備計画に記載されている事業であって、次の要件を満たすこと。

(1) 県営事業

- ① 土地改良法施行令に定める受益面積要件を満たすこと。ただし、中山間地域においては受益面積の合計がおおむね10ha以上。
- ② 災害防除対策推進地域で実施する整備事業にあっては総事業費がおおむね1億円以上。

(2) 団体営事業

- ① 受益面積の合計がおおむね10ha以上。
- ② 災害防除対策推進地域で実施する整備事業にあっては総事業費がおおむね3千万円以上。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
調査計画事業		50	25	25		県営
		50	未定	未定		団体営
整備事業		50(55)	29	14	7(2)	県営
		50(55)	未定	未定	未定	団体営

() は中山間地域

農地・農業用施設 災害復旧事業	事業主体 県市町村 土地改良区等	所管課班 農村整備課 防災対策班
----------------------------	------------------------	---------------------

趣 旨

「農地・農業用施設災害復旧事業」は、農地（耕作の目的に供される土地）及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路及び農地等の災害を防止するため必要な施設）が被災した場合に復旧する事業である。この災害復旧事業は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号。通称「暫定法」。）に基づき、農地、農業用施設等の復旧に要する費用に国庫補助がなされ、もって農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

事業の内容

1. 事業の対象となる農地、農業用施設
 - ① 農地とは、現に耕作もしくは肥培管理を行っている土地又は耕作可能な休耕地等で、水田、畑地、果樹園、飼料畑、苗圃、わさび田、はす田、くわい田、茶園、桑園、石垣いちご畑等で受益戸数が1戸以上のもの。
 - ② 農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい施設、農業用道路（有効幅員1.2m以上）並びに農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設（干拓堤防、輪中堤防、海岸堤防、防災ため池、温水ため池、土留工、土砂ため工、階段工等）で受益戸数が2戸以上のもの。
2. 国庫補助となる災害復旧事業の定義

農地、農業用施設を原形に復旧することを目的とした工事（原形復旧、効用回復、原形復旧不可能な場合の復旧、原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合の復旧、施設を統合する復旧）で、次の条件に合致するもの。

 - ① 1箇所の工事の費用が40万円以上のもの。（1箇所の工事とは、同じ施設が被災した場合、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているものは1箇所と見なす。）
3. 適用除外

次に掲げるものは、災害復旧事業の適用除外となる。

 - ① 1箇所の工事費が40万円未満、②被害の事実のないもの、③異常な天然現象によらないもの、④過年災害によるもの、⑤経済効果小のもの、⑥対象外施設及び他の事業と重複したもの、⑦維持工事と見られるもの、⑧設計不備、施行粗漏、維持管理不良に基因するもの、⑨他事業の施行中の災害、⑩被害の小さい農地、⑪小規模施設
4. その他

農林水産省所管の災害復旧事業制度として、負担法に基づく「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業」、「災害関連事業」、「湛水排除事業」、「干害応急対策事業」、「鉍毒対策事業」等がある。

復旧手続き

被害が発生した場合は、市町村等から県に速やかに被害を報告し、最終的には災害発生後3週間以内に全被害額を報告する。そして、災害発生後60日以内に災害復旧事業計画概要書（いわゆる査定設計書）を作成して申請を行い、農林水産省の災害査定を受け、事業費が決定される。事業費の決定を受けると、事業に着手して良い（施越工事）。復旧工事は災害発生年を含めて3カ年以内に完了させなければならない。

災害要因

法の「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

- ① 降雨による災害にあつては、24時間雨量80mm以上又は時間雨量概ね20mm以上
- ② 暴風による災害にあつては、最大風速15m以上
- ③ 河川の出水による災害にあつては、その地点の水位が警戒水位以上又は融雪水のように長期にわたる出水
- ④ 高潮による被害にあつては、暴風等による高潮、波浪又は津波
- ⑤ 地すべりによる災害
- ⑥ 地震による災害
- ⑦ 火山噴火の降灰等による農地の災害にあつては、降灰厚が粒径0.25mm以下は5cm以上、粒径1mm以下は2cm以上
- ⑧ 干ばつによる災害にあつては、連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む）が20日以上
- ⑨ 落雷、雪害による災害

事業主体

県営 県管理施設又は県営事業の施行中の被災、管理委託の完了していないもの。大規模な被災であり復旧に高度な技術を要し、維持管理団体が県営事業としての実施を強く望むもの。その他特に知事が必要と認めるもの。

団体営 市町村営を基本として、被災地域の関係者が事業主体を定める。

(注. 県営及び市町村営に限り、起債充当が認められるほか地財措置の対象となる。)

負担割合

区分	国							県	地元
	暫定法補助率				激甚法補助率 嵩上げ				
	通常補助率	単年災 高率補助率		連年災補助率 嵩上げ					
		一次 高率	二次 高率						
	1戸当たり事業費(総事業費/耕作者実数)が8万円までのもの	1戸当たり事業費が8万円を越え15万円までのもの	1戸当たり事業費が15万円を超えるもの		1戸当たり負担額が1万円を超え2万円まで	1戸当たり負担額が2万円を超え6万円まで	1戸当たり負担額が6万円を超えるもの		
農地 農業用施設	50% 65%	80% 90%	90% 100%	1. その年の1戸当たりの事業費が4万円以上の市町村。 2. その年を含む過去3カ年の1戸当たりの事業費が10万円以上の市町村。 3. 上記1及び2を満たすものについては連年災補助額算定方式(その年を含む過去3カ年の事業費及び関係耕作者をその年の事業費及び関係耕作者数とみなして単年災の場合の補助算定方式により算出する)により補助額を算定した結果、単年災の補助額よりも有利な場合は連年災方式をとる。	70% 70%	80% 80%	90% 90%	(県営) ①国庫補助80%未満の場合。全体事業費から国庫補助と地元負担を除いた額 ②国庫補助80%以上の場合。 国庫補助残の60%	(県営) 全体事業費の8% 国庫補助残の40%
	注. 暫定法補助率の算定の場合の市町村ごとの1戸当たりの事業費は災害関連事業を除いたもので算出する。			注. その年の発生災害のうち、激甚災害に係る災害復旧事業について暫定法により算定された補助残額及び災害関連事業の補助残額の総額が1戸当たり2万円以上の市町村について、上記区分により適用される。				(団体営) - 国庫補助残	

震災対策農業水利施設 整備事業	事業主体	県	①農村振興課 地域計画班		
		市町村等	所管課係	②農村整備課 防災対策班	

趣 旨

地震による被災の影響が大きい農業水利施設の耐震性を点検・調査するとともに、地震により施設の損壊のおそれがあるなど必要な耐震性を有していない農業水利施設の整備を実施することにより災害の未然防止を図る。

事業の内容

(1) 耐震性点検・調査計画事業

大規模地震発生のおそれのある地域において、農業水利施設の耐震性を点検・調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定

(2) 耐震化整備事業

大規模地震発生のおそれのある地域において、地震により施設の損壊のおそれがあるなど必要な耐震性を有していない農業水利施設を策定

事業実施主体

都道府県または市町村

採 択 基 準

1 耐震性点検・調査計画事業

(1) 次のいずれかに該当する地域であること。

- ア. 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく地震防災対策強化地域
- イ. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）に基づく地震防災対策推進地域
- ウ. 過去に大規模地震が発生したことがある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域

(2) 農業用ため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）にあっては受益面積7ha以上かつかんがい受益面積2ha以上、農業用ため池を除く頭首工、樋門、用排水機場、水路等の農業水利施設にあっては受益面積30ha以上であること。

2 耐震化整備事業

(1) 1の(1)アからウまでのいずれかに該当する地域であること。

(2) 耐震化対策整備計画が策定されている事業であって、次の要件を満たすこと。

ア. 耐震対策ため池整備工事

大規模な地震等の発生に伴う決壊により湛水被害等が生ずるおそれのある農業用ため池の変更又は新設並びにこれと併せ行うため池の廃止及び附帯施設の整備

(ア) 大規模事業

受益面積70haかつかんがい受益面積40ha以上または受益面積7ha以上、かんがい受益面積2ha以上かつ農外想定被害額3億円以上

(イ) 小規模事業

受益面積7haかつかんがい受益面積2ha以上

イ. 震災対策用排水施設整備工事

大規模な地震等の発生に伴う決壊により湛水被害等が生ずるおそれのある頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備

(ア) 大規模事業

受益面積400ha以上

(イ) 小規模事業

受益面積30ha以上

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	調査事業・整備事業(大規模)	未定	未定	未定	
	調査事業・整備事業(小規模)	未定	未定	未定	

直轄災害復旧事業	事業主体 直轄(国)	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
----------	------------	--------------------

趣 旨

「直轄災害復旧事業」は、国が造成した、又は造成中の土地改良施設が被災した場合、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる場合に行われる事業である。この災害復旧事業は土地改良法に基づいて実施される。

事業の内容

1. 事業の対象となる農業用施設
農業用施設の定義は「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じであり、そのうち国が造成した又は造成中のもので、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる施設。
2. 災害復旧事業の定義及び適用除外
「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

復旧手続き

対象となる施設に被害が発生した場合は、都道府県知事から地方農政局長に速やかに災害報告書を提出する。(地方農政局長は災害発生後15日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出)
また都道府県知事は速やかに災害復旧事業計画書を地方農政局長に提出する。(地方農政局長は災害発生後30日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出)
農林水産大臣は提出された災害復旧事業計画書と現地調査の結果に基づいて事業費を決定する。

災害要因

「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

負担割合

区分	国			県	地元
	土地改良法国庫負担率				
	通常負担率	一次高率	二次高率		
	1戸当たり事業費(総事業費/耕作者実数)が8万円までのもの	1戸当たり事業費が8万円を越え15万円までのもの	1戸当たり事業費が15万円を超えるもの		
農業用施設	65%	90%	100%	①国庫負担80%未満の場合。 全体事業費から国庫負担と地元負担を除いた額	
				②国庫負担80%以上の場合。 国庫負担残の60% 国庫負担残の40%	

注：連年災補助率嵩上げ、及び激甚法補助率嵩上げは該当しない。

土地改良施設維持管理適正化事業	事業主体 団体	所管課班	農村整備課 水利施設保全班
-----------------	---------	------	------------------

趣 旨

土地改良施設の整備が急速に進展することに伴い，造成された施設が増加している。それらの施設は極めて強い公共性を有しており，社会資本の有効利用の観点から，その整備補修が重要な課題となっている。このため，行政の助成により管理補修の資金を手当し，定期的な補修を行い施設の機能保持と耐用年数の確保を図ることにより，社会資本の保持と農家負担の軽減に資するもの。

事業の内容

全国土地改良事業団体連合会が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金からの交付金をその事業費の一部として，土地改良区等が土地改良施設の定期的な整備補修（土地改良施設の効率的な運用を図るための一部更新を含む。）を行う。

採択基準

1 対象施設

県土地改良事業団体連合会が行う水土保全強化対策事業の診断・管理事業の対象となっている農業水利施設

2 整備補修の基準

ア 県土地改良事業団体連合会の管理専門指導員による診断・管理指導の結果，必要と認められた整備補修で，土地改良区等拠出金の対象となっているもの。

イ 対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設であること。

ウ 1地区当たりの事業費が200万円以上のもの。

3 整備補修工事の内容

ア 適正化事業・・・ おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって，毎年経常的に行うべきものは除く。（施設の一部更新を実施する場合を含む。）

イ 施設改善対策事業・・・ 地区内の円滑な転作の実施及び転作の団地化の促進に資するための小規模な施設の整備補修。

ウ 緊急整備補修・・・・・・ 適正化事業に加入して資金を拠出中の土地改良区等で，予測し得ない事故等の発生により緊急に対象施設の整備補修をする必要がある場合に行うもの。

4 事業実施例

ア 適正化事業・・・・・・ 水門扉の整備補修，原動機・ポンプのオーバーホール，電機設備の精密整備，門扉等の塗装，用排水路の小規模の補修しゅんせつ等

イ 施設改善対策事業・・・ 揚水機の変速機の設置，用排水路の整備改善，水門・分水工等の整備補修，簡易な貯水施設・かん水施設の設置等

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	土地改良施設維持管理適正化事業	30	30	40	
	施設改善特別対策事業	30	30	40	

基幹水利施設保全管理対策	事業主体 国、県	所管課班 農村整備課 水利施設保全班 (施設管理技術者育成対策のみ)
--------------	----------	--

趣 旨

農業生産基盤の保全管理・整備をより効率的・効果的に実施することが求められており、①施設管理者による適切な日常管理、②施設の状況に応じた定期的な施設機能診断、③地区全体において最適な工法選定等を行う機能保全計画の策定、④適時適切な対策工事の実施を段階的・継続的に行うストックマネジメントの取組が不可欠であり、農業生産基盤の保全管理・整備状況の的確な把握・解析を行うとともにストックマネジメントの取組の各段階における円滑な推進に必要な技術指針等の整備や体制整備を一体的に行うもの。

事業の内容

(1) 農業基盤情報基礎調査 (国費 100%)

各種の農業農村整備事業等に係る事業実績及び農地、基幹的農業水利施設、農業用ため池等の整備状況について、毎年一元的かつ体系的に把握し土地改良長期計画の作成および農業農村整備事業等の効率かつ効果的な実施に資するもの。

(2) 施設情報管理・分析対策 (国費 100%)

国営土地改良事業により造成された土地改良施設の戦略的な保全管理を推進していくため、農業水利ストック情報データベースシステムの運用、施設の状況に応じた定期的な機能診断及び地区全体において最適となる機能保全計画の作成に係る技術指針の策定等を実施するもの。

(3) 長寿命化施工技術推進対策 (国費 100%)

農業水利施設の補修・更新等でこれまでに施工された補修・補強技術データの収集・分析、地域特性に応じた補修・補強技術の体系化、情報の提供・共有体制、技術支援体制を構築し、農業水利施設の長寿命化の推進に資するもの。

(4) 施設管理技術者育成対策 (国費 30%)

基幹水利施設の計画的な点検・整備を通じて行う機能診断及び機能保全計画策定等に関する管理技術について施設の日常管理に携わる施設管理者の技術力向上を図るため、現地指導等を実施するもの

- 1) 施設の操作運転、点検及び整備に関すること。
- 2) 施設の機能保全に関すること。
- 3) 施設に係る災害・事故等のリスク管理に関すること。

対象施設は、国営土地改良事業等で造成され土地改良区等が管理している基幹水利施設で農村振興局長が定める「対象施設の評点の算定方法」に基づき算定した評点が5点以上の施設及びこれと併せて一体的な管理を行う必要のある水路又はその他施設とする。

事業主体 (1)～(3) までについては国、(4) については都道府県

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	基幹水利施設保全管理対策(1)～(3)	100	-	-	事業主体は国
	(4)	30	70	-	事業主体は県

基幹水利施設管理事業	事業主体 県 市町村	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
------------	------------------	--------------------------

事業の内容

地域に存する一連の基幹水利施設について、都道府県、市町村及び土地改良区等が推進委員会を設けて「基幹水利施設管理強化計画」を策定し、これに基づいて市町村等が土地改良区と連携をとりつつ、施設のもつ農業用排水の安定、農村地域の防災・環境保全等の機能を強化した管理事業を実施するもの。

採択基準

1. ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門、幹線用排水路であって、次の条件を全て満たす施設及びこれと一体的に管理する必要のある施設。
 - ア. 国より管理委託されたもの。
 - イ. 基幹水利施設管理強化計画に位置づけられ、かつ、その公共・公益的機能が高く適正な管理が特に必要と認められるもの。
 - ウ. 施設ごとに一定の規模要件を満たすもの。

施設の区分	施設の規模等に係る要件
ダム 頭首工 用水機場 排水機場 排水樋門 幹線用排水路	設計洪水量がおおむね300m ³ /S以上、または貯水量がおおむね2,500千m ³ 以上であること。 下記の要件のすべてに該当するものであること。 (1) 設計洪水量がおおむね300m ³ /S以上であること。 (2) ゲートを1門以上有すること。 (3) 最大取水量がおおむね1.0m ³ /S以上であること。 最大取水量がおおむね1.0m ³ /S以上であること。 排水機の総口径がおおむね3,000mm以上であること。 計画通水量がおおむね15m ³ /S以上であること。 幹線排水路にあっては計画排水量がおおむね15m ³ /S以上、幹線用水路にあっては計画通水量がおおむね5m ³ /S以上であって基幹水利施設と連携した管理を行うものであること、

2. 受益面積 1,000ha以上（畑地にあっては300ha以上）、地盤沈下地帯にあっては各々500ha、100ha以上
3. 非農地率 受益区域内において10%以上
(分母を受益農地に用排水効果が期待される非農地の面積を加えたもの)

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	基幹水利施設管理事業	30	30	40	市町村営

※他の土地改良施設管理費補助の対象経費との重複は認められない。

国営造成施設管理体制整備促進事業	事業主体 土地改良区等	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
------------------	-------------	-----------------------

趣 旨

国営造成施設のうち特に大規模で操作が複雑かつ高度である施設について、予定管理者である土地改良区等の操作技術の習熟と操作体制の整備の促進を図り、また、地域住民が享受している農業水利施設の多面的機能の発揮、環境への配慮、安全管理の強化、地域防災に対応するため、都道府県と市町村が連携し国営造成施設及び国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備を図り、国営造成施設の管理の適正化に資するもの。

事業内容

1 操作体制整備型

(1) 操作体制整備型は、国営土地改良事業の完了に伴い新たに市町村又は土地改良区等が管理を予定している国営造成施設について、その操作、運転、点検、整備等の業務（以下「操作業務」という。）を土地改良区等に委託し、国の指導のもとに土地改良区等に操作業務に関する技術を習得させるとともに、操作体制の整備を促進する。

(2) 事業実施期間は、原則として国営土地改良事業完了の2年前から2年間とする。

2 管理体制整備型

(1) 管理体制整備型は、都道府県と市町村が連携を図り、国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設（以下「国営造成施設等」という。）を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる全ての事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図るものとする。

① 管理体制整備計画の更新及び管理体制整備の推進活動（以下「計画推進事業」という。）

② 管理体制の整備・強化に対する支援（以下「支援事業」という。）

(2) 計画推進事業のうち管理体制整備計画の更新（新たな施設については当該計画の策定又は変更）（以下「計画更新活動」という。）においては、地域における適正な管理水準、適切な管理体制、適正な費用分担等の目標及びその実現のために必要な取組、並びにこれらを定着させるための方策等非農家を含めた地域住民等による管理参画の組織化、施設管理協定の締結、土地改良区間等におけるネットワーク化を明らかにするとともに、管理体制整備計画書を毎年適切に更新する。

(3) 管理体制整備の推進事業については、同事業の実施主体が管理体制整備推進協議会を設置するものとする。

なお、当該協議会は関係都道府県、関係市町村及び関係土地改良区等を基本とし、必要に応じて、国、都道府県土地改良事業団体連合会その他関係団体をもって構成するものとする。

(4) 事業実施期間は平成22年度から平成26年度までとする。

対象施設

1. 操作体制整備型の対象とする施設は、下記の条件を満たす国営造成施設とする。
 - (1) 予定管理者が土地改良区等である施設であること。
 - (2) 国営土地改良事業実施期間中に工事が完了した基幹水利施設（構造改善局長が別に定める基準に適合するダム，頭首工，揚水機場，排水機場，管水路に係る水管理施設その他の農業用排水施設に限る。）及びこれと一体的な操作業務を行うことを必要とする施設であること。
2. 管理体制整備型の対象とする施設は、下記の条件を満たす施設であること。
 - (1) 土地改良区等（連合）が直接管理する国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設であること。

※当該国営土地改良事業の事業計画上の関連事業，あるいは用水計画，排水計画に位置づけられている都道府県営造成施設である。

事業主体

1. 操作体制整備型の事業主体は、対象施設を管理する市町村又は土地改良区等とする。
2. 管理体制整備型の事業主体は計画推進事業のうち，計画更新活動にあつては都道府県，推進活動及び支援事業にあつては都道府県又は市町村とする。

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	操作体制整備型	60	1	39	
	管理体制整備型（推進活動・支援事業）	50	25 [1]	25 [49]	市町村営分 [] はH19新規 地区以降適用
	管理体制整備型（計画更新活動）	50	50	-	県営分

新農業水利システム保全対策事業	事業主体	県，市町村 土地改良区等	所管課班	農村整備課 水利施設保全班

趣 旨

農業水利システムは、我が国における食料の安定供給確保のための重要な基盤として、社会の安定及び国民の安心と健康の維持を図る上でその役割を永続的に発揮させることが不可欠である。

近年都市化・混住化や農家の減少・高齢化にともない管理能力の低下等が進行する中で、米政策改革による農業構造改革の加速化や多様な水田営農の展開に対応し、農業水利システムの役割を発揮させるためには、担い手中心の省力的システムに再構築することが必要である。

このため、地域水田農業ビジョンの実現に向けて農業水利システムを再構築することに合意した区域において、担い手への管理の集中・増大等といった農地の利用集積等への制約要因を除去し、担い手育成に資する合理的な水利用と管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムをモデル的に構築する。

事業内容

1. 農業水利システム保全計画策定事業

- ①水利施設等の機能診断
- ②水利用と管理のあり方の技術的検討
- ③農業水利システム保全計画の作成

2. 管理省力化施設整備事業

- ①除塵機の設置，分土工の自動化等の省力化のための農業水利施設の整備
- ②加圧機場の設置，調整池の設置等の畑地化，畑作本作化のための農業水利施設の整備

採択基準

- ・都道府県が設定する水利区域において、水利区域に係る農地の利用集積が一定以上推進されること等の目標が明確化された水利地域水田農業ビジョンが策定されていること。
- ・水利地域水田農業ビジョンと整合が保たれた農業水利システム保全計画の策定が確実と見込まれること。
- ・水利区域の農用地面積がおおむね20ha（中山間地域にあってはおおむね10ha）以上であり、かつ水利区域が属する一連の水利システムの農用地面積がおおむね100ha（中山間地域にあってはおおむね60ha）以上であること。
- ・事業実施期間 H16～H28（地区工期は5年間） ・採択期間 H16～H24

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	農業水利システム保全計画策定に係る分	100	-	-	定額
	管理省力化施設整備に係る分	50	1	49	団体営

特定農業用管水路等特別対策事業	事業主体	県	所管課班 農村整備課 防災対策班
		市町村等	

事業の趣旨

石綿を含有する製品は、価格が安く、施工性がよかったことから、昭和30年～50年にかけて農業用水路や機场上屋の内壁材等において採用されている状況にあるが、平成17年7月に「石綿障害予防規則」が施行され、石綿含有製品から石綿を含有しない製品に代替えするよう努めることが事業者の責務として明記された。

このような中、老朽化等に伴い石綿を含有する製品の破壊等により、将来的に農業者等の健康を害するおそれが懸念されることから、石綿を含有する製品について、必要な対策を講ずることにより、石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定及び農業の維持を図るものである。

事業内容

(1) 特別対策事業

石綿を含有する製品の実態調査を踏まえた更新整備のマスタープラン等に即して行う石綿を含有する製品の更新

採択要件

(1) 特別対策事業

石綿を含有する建材を使用した建築物あるいは石綿セメント管等を一定割合以上含んでいる地域であって、以下の受益面積を満たすもの

県 営：おおむね20ha以上

団体営：おおむね10ha以上

事業主体

(1) 特別対策事業：県，市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考		
		県 営	特別対策事業（県営造成施設）	50	35		10	5
負担割合	区 分	国	県	その他		備 考		
		団体営	特別対策事業（国営造成施設）	50	21		29	吹付け材の除去復旧に限る
		特別対策事業	50	1	49			

土地改良施設機能診断事業	事業主体 土地改良区等	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
--------------	-------------	--------------------------

趣 旨

経年変化により、機能低下が懸念される土地改良施設を対象に、機能診断劣化度の評価、整備補修年次計画作成整備補修工事を併せて行い、施設の長寿命化を図るもの。

事業内容

- 1) 外観及び分解検査による劣化度合の測定・評価
- 2) 施設診断カルテ及び整備補修年次計画作成（必須）
- 3) 小規模な整備補修

※事業実施期間 平成15年度～平成24年度

採択基準

- ・土地改良事業等で造成した受益面積20ha以上の施設（頭首工、揚水機場等）
- ・1地区の事業費が170万円以上の地区（複数施設可）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	土地改良施設機能診断事業	-	30	30	40	市町村が30%以上助成する場合に限る

みやぎグリーン・ツーリズム アドバイザー派遣事業	事業主体 県	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
-----------------------------	--------	--------------------

趣 旨

グリーン・ツーリズムに関連する都市と農山漁村との交流や農林漁業体験活動等（以下「グリーン・ツーリズム活動」という。）の開始から実践，継続において発生する課題の解決等を支援するため，グリーン・ツーリズム活動を行う団体等に対して，助言・指導等を行う各分野の専門家等を「みやぎグリーン・ツーリズムアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」として派遣し，県内の地域資源を活用した多様なグリーン・ツーリズム活動の推進を図るものである。

事業内容

1 概要

県はグリーン・ツーリズム活動を支援するため，次の事項について助言及び指導を必要とするグリーン・ツーリズム活動を行う団体等に対して，アドバイザーを派遣する。

- ① 農林漁家民宿・レストラン及び農林水産物直売所等の開業や経営改善等に関し，その起業や経営者の資質向上等に必要なノウハウについて
- ② 国庫補助事業等により整備したグリーン・ツーリズム関連の交流施設等の利用の向上について
- ③ その他，グリーン・ツーリズム活動の推進のために必要と認められる事項について
（経営改善，景観づくり，地域デザイン，地域ネットワークづくり，郷土史・芸能，郷土地理・気象，食品開発・生産方式，販売・マーケティングに関することなど）

2 アドバイザーの選定・登録

アドバイザーは，上記1の①から③について，専門分野を含めた総合的な地域活性化に必要な知識と経験を有し，かつ東北六県内に活動の拠点を置く者から，選考委員会において対象者を選定し，承諾を得て登録する。登録期間は2年以内とする。

なお，派遣を受けようとする者が自らアドバイザーとなり得る者を指名することも可能としており，この場合は別に選考委員会で審査の上，追加で登録する。

3 派遣対象者

派遣対象となるのは，グリーン・ツーリズム活動を行う団体等であり，かつアドバイザーへ依頼する助言・指導内容が具体化している者で，県が派遣による効果が見込めると判断したときのみアドバイザーを派遣する。

補 助 率

県費 100%

事業実施期間

平成17年度～平成24年度

(市町村振興総合補助金による事業)			
みやぎの生き生き地域づくり支援事業	事業主体	市町村	所轄課班 農村振興課 地域計画班

趣 旨

みやぎ食と農の県民条例基本計画の重点推進プログラムである「競争力と個性のある営農システムの構築」の施策に対応するため、地域住民自らが参画した地域活性化委員会を組織し、ワークショップ等地域住民参画型の手法を活用し、地域農地マネジメント構想、地域営農システム構想、農村環境保全構想等を内容とする「農村活性化ビジョン」を策定し、それを基にほ場整備等の農業農村整備に向けた実践活動を推進する。

事業内容等

1 事業内容

各地域の（１）の事業に対し補助

（１）地域活性化委員会等活動事業（事業主体：市町村）

①地域活性化委員会活動

地域住民の主体的取組みと創意工夫を基本とした「農村活性化ビジョン」策定に向けた活動

②市町村の支援活動

地域活性化委員会に対し市町村が行う支援活動

2 事業期間

1 地域 2 ヶ年を限度とする。

補 助 率

県 50%以内

補助金限度額

1 地域あたり 500 千円／年 以内

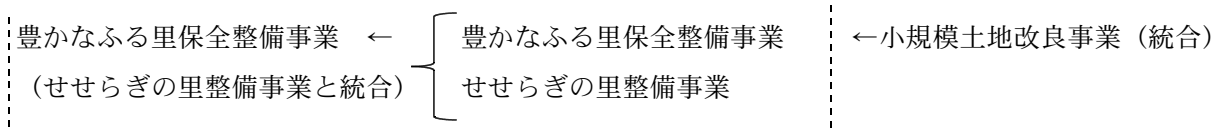
(市町村振興総合補助金メニュー事業) 豊かなふる里保全整備事業	事業主体 市町村 土地改良区等	所管課班 地域復興支援課 地域復興第二班 (農村整備課 農村環境整備班)
------------------------------------	-----------------------	--

事業の内容

1. 農業生産基盤整備 2. 農村環境基盤整備 3. 農村交流基盤整備 4. 特認事業

※事業の変遷

市町村振興総合補助金



採択基準

県費補助の対象として採択する事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 農業生産基盤整備を行うものについては、事業工種毎の受益面積が1ha以上で総受益面積が5ha以上、受益戸数が2戸以上であること。
- (2) 農業生産基盤整備を行うものについては、関係農家の権利移動や事業費負担を要する場合は、土地改良法に基づく事業認可を受けたもの又は受ける見込みが確実と認められること。
- (3) 総事業費が1,500千円以上50,000千円未満で、工期が3カ年以内であること。
- (5) 事業の施行者が市町村以外の場合は、市町村が総事業費の20%以上を施行者に助成すること。

事業種類の区分	工 種
1 農業生産基盤整備	・米政策改革の推進を図るための、ほ場整備、かんがい排水、農道整備、暗渠排水、客土、土壌改良及び農用地保全・造成 ・受益地内の転作田又は既存畑に畑作物を作付けしているもの又は作付けを計画しているもので、米政策改革に対応した多様な農産物の産地づくりに資するもの
2 農村環境基盤整備	・農業集落道整備、農業集落排水施設整備、公共施設保全整備、地域資源利活用施設整備、集落防災安全施設整備及び集落緑化施設・環境管理施設整備、せせらぎの里整備
3 農村交流基盤整備	・集落農園・市民農園整備、遊歩道整備、交流施設整備 集落案内施設整備及び景観保全・修景施設整備
4 特認事業	・知事が特に必要と認める施設の整備

負担割合	区 分					
	国	県	市町村	土改区等	備 考	
	豊かなふる里保全整備事業	－	40以内	20以上	40以下	

(市町村振興総合補助金メニュー事業) グリーン・ツーリズム 促進支援事業	事業主体 市町村	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
--	----------	--------------------

趣 旨

豊かな自然景観等を有する農山漁村地域を舞台とした、都市住民との多様な交流活動（グリーン・ツーリズム）の普及・推進と定着を図るとともに、地域の農林漁業の活性化を図るもの。

事業内容

1. 対象事業

(1) 人材育成に係る事業

講習会、研修会の開催や農山漁村文化の伝承等によるグリーン・ツーリズム実践者等の人材育成事業。

(2) グリーン・ツーリズムモデル構築に係る事業

地域の特色を生かした活動計画の策定と、体験交流事業の実践及び普及活動事業。

(3) その他当該事業の目的達成のために必要と認められる事業

* 市町村は、上記事業のうち（2）の事業を実施するとともに、実施地区の実態に応じて（1）及び（3）の事業を実施するものとする。

2. 対象経費

対象事業の実施に要する経費

3. 事業実施期間：平成16年度～平成24年度

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	みやぎグリーン・ツーリズムモデル構築支援事業	—	50%	50%	

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (旧：元気な地域づくり交付金)	事業主体	県，市町村 土地改良区等	所管課班	農村振興課 地域計画班 農村整備課 換地・用地班，農村環境整備班

趣 旨

農山漁村は、我が国にとってかけがえのない存在となっているものの、地域として活力の低下が続いている。このような中、新しい形態で農山漁村と関わりを持つものが増え始めている。

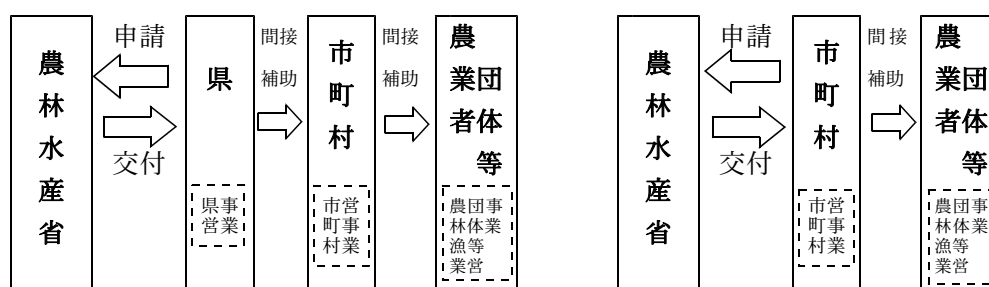
これらを踏まえ、農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律が制定された。このことを受け、県または市町村が創意工夫を活かし、地域住民の合意形成を基礎として作成する活性化計画に基づく取組を総合的かつ機動的に支援するため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を交付する。

交付金のポイント

- ①個別事業ごとに策定していた事業の計画を「活性化計画」に一本化し、その中で、地域の実情に応じた成果目標を達成するため、多様なメニューから必要な事業内容を幅広く選択可能。
- ②市町村への直接の助成が可能
- ③ワンストップ窓口（農村振興局整備部農村整備官農山漁村地域活性化支援室）

【県計画】これまでと同じ

【市町村計画】市町村に直接支援



事業内容

- (1) 生産基盤及び施設の整備
基盤整備，生産機械施設，処理加工・集出荷貯蔵施設，新規就業者技術習得管理施設
- (2) 生活環境施設の整備
情報通信基盤施設，簡易給排水施設，防災安全施設，農山漁村定住促進施設
- (3) 地域間交流拠点の整備
地域資源活用総合交流促進施設，農林漁業体験施設，自然環境等活用交流学習施設
- (4) その他省令で定める事業
遊休農地解消支援，総合鳥獣被害防止施設，地域資源活用起業支援施設，地域資源循環活用施設，地域住民活動支援促進施設，土地利用調整，農地等補完保全整備，景観・生態系保全整備，新規需要米生産製造連携支援
- (5) (1) から (4) の事業と一体になって実施する事業事務
創意工夫発揮事業，農山漁村活性化施設設備附帯事業

活性化計画

◎計画主体（「活性化計画」を作成する者）

県，市町村（単独又は共同して作成）

◎計画の内容

計画主体は，自主的かつ自立的な視点に立ち，計画作成時から起算して3年から5年後において，地域がどのような活性化を目指しているのか明確化する。

◎計画期間

3年間から5年間までの範囲内で設定する。

◎計画の審査基準

- 1 活性化計画の目標及び事業活性化計画が適切に，設定されていること。
- 2 交付金対象事業の総合的实施が，活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の達成に資すると認められること。

施策の実施

活性化計画に基づく施策の実施期間は，原則として1年間から3年間までとしているが，3年以上に及ぶ施策の実施の場合は，計画期間（最大で5年）を限度に実施可能。

事業実施主体

県，市町村，土地改良区，農業協同組合，NPO法人，農林漁業者等団体 など

その他

◎計画が終了する年度の翌年度に，事後評価を行い，その結果については学識経験者等第三者の意見を聞いた上で公表する。

◎事業は農山漁村活性化法により施行されるが，事業実施に当たり，土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づく施行認可を必要とするときは，事業実施主体は，関係法規の定めるところにより，当該許認可等を得るものとする。

交付率

負 担 割 合	事業 メニュー	上段 ----- 下段	国	県	その他	備 考
			一般 (中山間)	—	一般 (中山間)	
担 割 合	基盤整備 (ハード事業) ※P98の1及び2		50	15	35 (30)	左記の交付割合はH21新規採択地区まで。 H22以降採択地区は県負担0%
	農用地等集団化		(55)	0	50	
	地形図作成				(45)	
	その他メニュー		1/3~1/2	0	1/3~1/2	その他メニューについての交付率の詳細は，農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領を確認のこと

◎「元気な地域づくり交付金」から「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」へメニューの変遷

「元気な地域づくり交付金」

事業メニュー	新交付金要件類別
【元気な地域づくり交付金】	
○元気な地域づくり推進交付金	
遊休農地の解消	
遊休農地解消対策活動促進支援	1
遊休農地再生活動等総合支援	2
○元気な地域づくり整備交付金	
美の田園振興	3
情報基盤整備	4
やすらぎ空間事業	5
遊休農地活用土地条件整備	6
基盤整備促進	
農業生産基盤	7
農村生活環境基盤整備	8
農業経営高度化支援	9
地形図作成	10
農用地集団化	11
田園自然環境保全	12
戦略的畑地農業振興整備	13
農地情報整備	14
農林漁業の振興	
農業生産基盤整備	15
農業生産施設整備	16
林業生産基盤整備	17
林業生産施設整備	18
漁業生産施設整備	19
就業所得機会の創出	
地域資源活用起業化施設	20
山村と都市との交流促進	
多面的交流促進施設整備	21
文化教育交流促進施設整備	22
里地棚田・自然景観保全推進	
農林地利用・保全管理促進施設整備	23
集落機能・自然景観保全施設整備	23
里地棚田保全整備	24
定住促進生活環境の整備	25
高齢者・女性等生きがいの発揮促進	26

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」

事業名	事業メニュー	要件類別							
(1) 生産基盤及び施設の整備									
基盤整備	①農業用排水施設	7							
	②農業用道路	7							
	③暗きょ排水	7							
	④客土	7							
	⑤区画整理	7							
	⑥農地造成	7							
	⑦交換分合	7							
	⑧農用地保全	7							
	⑨土地改良施設保全	8							
	⑩農業集落道	5	8	12	24	25			
	⑪連絡農道	15	23						
	⑫農業経営高度化等支援	9							
	⑬地形図作成	10							
	⑭農用地等集団化	11							
	⑮農地情報整備	14							
	⑯林道・作業道	17							
	生産機械施設	⑰新規作物導入支援施設	16						
⑱育苗施設		16							
⑲農林水産物運搬施設		16							
⑳営農飲雑用水施設		8	16						
21高生産性農業用機械施設		13	16	32					
22農業経営改善安定機械施設		16							
23農林業基盤整備用機械		6	16						
24林業機械施設		18							
25特用林産物生産施設		18							
26種苗生産・蓄養殖施設		19							
27農林水産物処理加工施設		13	16	32					
処理加工・集出荷貯蔵施設	28乾燥調製貯蔵施設	16	32						
	29農林水産物集出荷貯蔵施設	13	16	19	32				
	30新規就業者技術習得管理施設	16							
31林業技術研修施設	27								
(2) 生活環境施設の整備									
情報通信基盤施設	32	30							
簡易給排水施設	33簡易給水施設	5	25						
	34簡易排水施設	5	25	30					
	35飲雑用水施設	12	24	30					
防災安全施設	36	12	24	30					
農山漁村定住促進施設	36の2								
(3) 地域間交流拠点の整備									
地域資源活用総合交流促進施設	37都市農山漁村総合交流促進施設	5	21	27	30				
	38廃校・廃屋等改修交流施設	5	23	27	30				
	38の2受入機能強化施設	5							
	39交流活動基盤施設	12	24						
	40木材利活用促進施設	18	29						
	41農林水産物直売・食材提供供給施設	16	28	30					
	42地域資源活用交流促進施設	21	30						
	43農林漁業体験施設	5	6	12	21	24	27	28	30
	44農山漁村体験施設	21	27	28	30				
	自然環境等活用交流学习施設	45自然環境保全・活用施設	5	12	23	24	27	28	30
45の2宿泊体験活動受入拠点施設		5							
46教養文化・知識習得施設		22	27	28	30				
(4) その他省令で定める事業									
遊休農地解消支援	47	1	2						
総合鳥獣被害防止施設	48	6	12	23	24				
地域資源活用起業支援施設	49	20	30						
地域資源循環活用施設	50リサイクル施設	16	27	30					
	51自然・資源活用施設	16	27	30					
地域住民活動支援促進施設	52高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	26	27	30					
	53健康管理等情報連絡施設	26							
	54船舶離着施設	30							
	55土地利用調整	11							
農地等補完保全整備	56産地振興追加補完整備	13							
	57小規模農林地等保全整備	3	6	8	12	15	23	24	
景観・生態系保全整備	58	3	12	24	27	30			
新規需要米生産製造連携支援	59	32							

◆その他の交付金

【森林づくり交付金】	
森林地域環境の整備	27
【強い林業・木材産業づくり交付金】	
森林空間活用施設整備	28
共生対流促進施設整備	29
【強い水産業づくり交付金】	
漁村コミュニティ基盤整備	30

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (旧：元気な地域づくり交付金：基盤整備促進)	事業主体 市町村 土地改良区等	所管課班 地形図 基盤整備 農村振興課 農村整備課 農村整備課 地域計画班 換地・用地班 農村環境整備班
---	-----------------------	--

趣 旨

農業の生産性の向上，効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため，地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備及び農用地の利用集積等の推進を支援する。

本施策については，土地改良法（昭和24年法律第195号），土地改良法施行令（昭和24年政令第295号），土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）に定めるところによる。

実施基準

1 生産基盤及び施設の整備

- (1) 基盤整備 ① 農業用排水施設 ② 農道 ③ 暗きょ排水 ④ 客土 ⑤ 区画整理
 ⑥ 農地造成 ⑦ 交換分合 ⑧ 農用地保全 ⑨ 土地改良施設保全 ⑩ 農業集落道
 (2) 生産機械施設 ① 営農飲雑用水施設

2 生活環境施設の整備

- (1) 防災安全施設 ① 防災安全施設

ア 上記に掲げる1の(1)の①から⑤までを行う施策であって，受益面積の合計がおおむね5ha以上であり，かつ，担い手（集積対象者）への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備・保全が見込まれるもの。（2つ以上を併せ行うことも可）。

イ 地域水田農業ビジョンに即して，上記に掲げる1の(1)の①，③，④，⑥及び⑧を行う事業であって，受益面積の合計がおおむね5ha以上であること。（2つ以上を併せ行うことも可）

ウ 上記に掲げる1の(1)の①から⑥及び⑧を行う事業であって，受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積が5ha以上であり，受益面積に占める耕作放棄地等の面積の合計面積の割合が6%以上となり，かつ，交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれること。（2つ以上を併せ行うことも可）

エ 上記に掲げる1の(1)の②，⑤，⑥，⑦及び⑧にあつては，上記アからウまでによるほか，②および⑤にあつてはイにより行う事業，⑥及び⑧にあつてはアにより行う事業，⑦にあつては，ア，イ又はウにより行う事業と併せ行うこと。

オ 上記に掲げる1の(1)の⑨，⑩，(2)の①及び2の(1)の①にあつては，ア，イ又はウにより行う事業と併せ行うこと。

3 地形図作成

受益面積がおおむね5ha以上であり，かつ，実施後3年以内に経営体育成基盤整備事業等（経営体育成基盤整備事業実施要綱及び耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱に規定する区画整理事業）又は上記に掲げる1の(1)の⑤に着手することが確実であること。

4 農用地等集団化

- (1) 換地計画 (2) 集落整備地域換地設計 (3) 経営体育成促進換地等調整
 (4) 交換分合 (5) 交換分合附帯農道等整備

受益面積がおおむね5ha以上であり，かつ，換地計画を定める土地改良事業の着手の見込みが確実である，又は農用地の集団化が見込まれるものであること。

交 付 率

前ページの農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付率を参考のこと。

趣 旨

土地改良施設及び土地改良施設と一体的に保全することが必要な耕作放棄地等を含む農地（以下「農地」という。）は農業生産に資する機能やこれと併せて発揮される国土の保全、生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様な公益的機能を有しており、このような機能を良好に発揮させるためには、土地改良施設及び農地の利活用に係る地域住民の共同活動の活発化を図ることが重要である。

中山間地域等においては過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化対策が農政上の重要な課題となっていることから、土地改良施設及び農地の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することは、地域の活性化を図る上で重要である。

このため、中山間地域等において、土地改良施設及び農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行うものである。

事業内容

市町村における地域住民活動の推進と連携して本対策事業を展開する。

- 1) 対象地域：中山間地域（4法指定地域）及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域。
- 2) 基金の造成：県に基金を造成し、国は県の基金造成に対し補助するものとする。（H5～9年造成済み）
（基金管理主体：県）
- 3) 基金運用益による事業
 - ① 調査研究事業
地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全・強化に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査並びに土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全に資する工法等の研究を行う事業。
 - ② 研修事業
①の調査の実施、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成を行う事業。
 - ③ 推進事業
 - ・都道府県委員会等の設置及び運営
 - ・ふるさと水と土指導員等による土地改良施設や農地の保全に関する現地診断・指導及び地域住民活動の活性化に関する推進指導
 - ・市町村単位に構成する保全・整備活動を実践するための組織（ふるさと水と土保全隊）の構想化
 - ・ふるさと水と土指導員、ふるさと水と土保全隊が行う、地域住民活動の活性化に関する推進、指導、活動等

中山間地域等直接支払交付金事業	事業主体 市町村	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
-----------------	----------	--------------------

趣 旨

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、農業生産活動等を行う農業者に対して交付金を交付する。中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進する。

対象要件

1. 対象地域

- ① 特定農山村法，山村振興法，過疎法，離島振興法の4法指定地域
- ② 知事特認地域
 - (1) 4法指定地域に接する農用地を有する地域
 - (2) 農林統計上の中山間地域
 - (3) 農林地率・人口減少率等が4法指定地域と同等の地域

2. 対象農用地

農振農用地区域内であり、1ha以上の団地又は協働取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の農用地で、次の①～③のいずれかに該当するもの。

- ① 急傾斜農地（田：1/20以上，畑：15度以上，草地・採草放牧地：15度以上）
- ② 自然条件により小区画・不整形な水田（大多数が30a未満で平均20a以下）
- ③ 市町村長の判断により対象となる農地で、次の(1)(2)いずれかに該当するもの。
 - (1) 急傾斜農地と連担した緩傾斜農地（田：1/20～1/100，畑・草地・採草放牧地：8～15度）
 - (2) 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

高齢化率：40%（農業従事者に対する65歳以上の農業従事者割合）

耕作放棄率：田8%以上，畑15%以上（経営耕地面積と耕作放棄面積の合計面積に対する耕作放棄地面積の割合）

3. 対象行為

「集落協定」及び「個別協定」に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の下での、5年間以上継続して農業生産活動や多面的機能増進活動等を行うこと。

4. 対象者

協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を対象とする。

5. 事業主体：対象地域を有する市町村

6. 事業実施期間：平成22年度～平成26年度

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	中山間地域等直接支払交付金事業 (4法指定地域)	1/2	1/4	1/4	
	〃 (知事特認地域)	1/3	1/3	1/3	

農地・水保全管理支払 交付金事業	地域協議会 事業主体 活動組織等	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
---------------------	------------------------	--------------------

趣 旨

近年における農村の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となっている状況にある。また、農地・農業用水等の保全に際しては、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への国民の要請、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要である。加えて、農地周りの農業用排水路等施設の老朽化への対応や集落機能の維持向上の観点から、地域主体の保全管理の取組を強化することが重要となっている。

このため、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動やその一環として行う農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化や東日本大震災の影響により破損や機能低下を生じた農地周りの施設の補修、水質・土壌等の高度な保全のための取組に対し農地・水保全管理支払交付金を交付する。

事業内容

- 1 共同活動支援交付金
〔事業主体：地域協議会〕平成24年度～平成28年度（5か年）
地域の農業者だけでなく、地域住民などの参画を得て、地域共同による農地、水路等の基礎的な保全管理活動及び農村環境の保全のための活動に取り組む活動組織の支援を行うもの。
- 2 向上活動支援交付金
〔事業主体：活動組織〕平成23年度～平成28年度（6か年）
上記1を行う活動組織を対象として、施設の長寿命化のための補修・更新や水質・土壌等の高度な保全活動等の支援を行うもの。
- 3 復旧活動支援交付金
〔事業主体：地域協議会〕平成23年度～平成25年度（3か年）
上記1を行う活動組織を対象として、東日本大震災の影響により破損や機能低下等を生じた農地周りの施設の補修等の支援を行うもの。
- 4 農地・水保全管理支払推進交付金
〔事業主体：地域協議会、県、市町村〕平成24年度～平成28年度（5か年）
上記1から3の適正かつ円滑な実施を図るため、地域協議会、県及び市町村へ交付するもの。

採択基準

○関係する実施要綱、要領

- ・農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日23農振第2342号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という)
- ・農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月6日23農振第2343号農林水産省農村振興局長通知、以下「実施要領」という)
- ・農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱(平成23年4月6日23農振第2344号農林水産事務次官依命通知、以下「復旧実施要綱」という)
- ・農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成23年4月1日22農振第2260号農林水産事務次官依命通知、以下「交付要綱」という)

- (1)実施要綱に定める事業実施主体の体制が整備されていること。
- (2)活動組織は、市町村と必要な要件を満たす協定が締結されること。

[基本的な交付金の限度額]

交付額 (10a当り)	区 分	地 目	国	県	市町村	備 考
	共同活動支援交付金	田	2,200円	1,100円	1,100円	5年間以上実施した場合は、左記の7.5割とする
		畑	1,400円	700円	700円	
		草 地	200円	100円	100円	
	向上活動支援交付金	田	2,200円	1,100円	1,100円	
		畑	1,000円	500円	500円	
		草 地	200円	100円	100円	
	復旧活動支援交付金	田	2,200円	1,100円	1,100円	
		畑	1,000円	500円	500円	
		草 地	200円	100円	100円	

* 交付金の額は、協定を締結する市町村が地域の実情に応じて設定することとなる。

農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (水利施設整備事業)	事業主体 県 他	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 水利施設保全班
--------------------------------	-------------	--

目 的

津波により被災（浸水）した農山漁村地域の復興を目的として、農地の湛水防止や農業施設等への浸水被害防止のため、農業基盤整備と調整を図りながら基礎となる農業用排水施設の整備等を実施する。

採択要件

事業実施要件の詳細は東日本大震災復興交付金交付要綱を参照。

○関係する実施要綱

東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）

（最終校正平成24年9月3日24地第178号農林水産事務次官依命通知）

別添1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業

別添1－4 水利施設整備事業に係る取扱

※参考URL（復興庁HPより）<http://www.reconstruction.go.jp/topics/000437.html>

事業内容

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 基幹水利施設整備型 | (5) 排水対策特別型 |
| (2) 農業用水再編対策型 | (6) 水利区域内農地集積促進型 |
| (3) 地域用水機能増進型 | (7) 基幹水利施設保全型 |
| (4) 流域水質保全機能増進型 | (8) 地域農業水利施設保全型 |

負担割合	区 分	国	県	市町村 その他	備 考
	復興基盤総合整備事業	75	17	8	一般地域に適用

農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (農地整備事業)	事業主体 県	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 ほ場整備班
------------------------------	--------	--

目 的

津波により被災（浸水）した農山漁村地域の復興を目的として農地等の生産基盤整備（区画整理）事業を行う。単なる原形復旧だけではなく、大区画化により農地の面的な集約，経営の大規模化・高付加価値化を行い，収益性の高い農業経営の実現を目指し，復旧・復興を加速化させるもの

(ハード事業)

農地整備事業（経営体育成型）

(ソフト事業)

農業経営高度化支援事業

- ・高度土地利用調整事業
- ・農業経営高度化促進事業
- ・耕地利用高度化推進事業

採 択 要 件

- 1 事業完了時において，事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち，農村振興局長が別に定める集積団地要件を満たす農用地面積の割合が以下のとおり増加することが確実に見込まれること。
 - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が13%未満である場合は，これが20%以上となること。
 - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が13%以上35%未満である場合は，これが7ポイント以上増加すること。
 - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が35%以上38.5%未満である場合は，これが42%以上となること。
 - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が38.5%以上63%未満である場合は，これが3.5ポイント以上増加すること。
 - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が63%以上66.5%未満である場合は，これが66.5%以上となること。
 - ・事業採択時における担い手農地利用集積率が66.5%以上である場合は，事業実施により，これらの担い手への面的集積が図られること。
- 2 受益面積が20ha以上であること。（ただし，合計60ha以上の営農上のまとまりある区域内であれば，20haがまとまってなくとも可）
- 3 事業実施地区にかかる市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施すること。
- 4 農業経営高度化支援事業の実施に当たっては，上記1及び次の要件を満たすこと。
 - (1) 事業実施地区において，農村振興局長が別に定める農業者又は農業者の組織する団体（以下「高度経営体」という。）が促進計画に定める目標年度までに一以上育成されることが確実に見込まれること。
 - (2) 別表の区分の欄の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)の高度経営体面的集積促進事業を行う場合に当たっては，農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。

○関係する実施要綱

東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）

（最終校正平成24年9月3日24地第178号農林水産事務次官依命通知）

別添1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業

別添1-2 農地整備事業に係る取扱

※参考URL（復興庁HPより）<http://www.reconstruction.go.jp/topics/000437.html>

事業内容

（1）農地整備事業（経営体育成型）

次に掲げるア～オの事業のうち2以上（ア，イは単独でも可）の事業を実施。

ア 区画整理

イ 暗渠排水

ウ 農業用排水施設

エ 農道

オ 客土

上記のほか、当該生産基盤整備事業と密接な関連事業と併せて一体的に実施するもの。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業 (経営体育成型)	75	17	8		一般地域に適用
	効果促進事業	80	12	8		

（2）農業経営高度化支援事業

区分	事業種類	事業内容	国	県	市町村	備考
農業経営 高度化支 援事業	(1)高度土地利用調整事業					
	ア 指導事業	土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動	75	25	—	
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活動，土地利用調整活動，関係機関との調整等調査・調整活動	75	12.5	12.5	
	(2)農業経営高度化促進事業					
	高度経営体面的集積 促進事業	高度経営体への農用地の面的利用集積に向けた促進支援	75	12.5	12.5	
	(3)耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平，暗渠の維持管理，その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	50	—	—	

(1)のイと(2)及び(3)については、市町村が実施主体

農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (復興基盤総合整備事業)	事業主体 県 市町村	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 農村環境整備班
----------------------------------	---------------	---------------------------------------

目 的

津波により被災（浸水）した農山漁村地域の復興を目的として農地等の生産基盤整備（区画整理）事業を行う。単なる原形復旧だけではなく、大区画化により農地の面的な集約，経営の大規模化・高付加価値化を行い，収益性の高い農業経営の実現を目指し，復旧・復興を加速化させるもの。また，集落周辺の地域における農業生産の整備を図るため，農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落生活環境施設の整備を総合的に実施し，農村生活環境の向上に寄与する。

採択要件

ほ場整備事業は，受益面積が20ha以上であること。

農業生産基盤の整備と集落生活環境施設の整備を総合的に実施する。

その他詳細は，東日本大震災復興交付金交付要綱を参照。

○関係する実施要綱

東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）

（最終校正平成24年9月3日24地第178号農林水産事務次官依命通知）

別添 1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業

別添 1 - 1 復興基盤総合整備事業に係る取扱

※参考URL（復興庁HPより）<http://www.reconstruction.go.jp/topics/000437.html>

事業内容

1 農業生産基盤整備

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) ほ場整備 | (4) 農用地開発 |
| (2) 農業用排水施設整備 | (5) 農用地の改良又は保全 |
| (3) 農道整備 | |

2 集落生活環境施設整備

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 農業集落道整備 | (5) 集落防災安全施設整備 |
| (2) 営農飲雑用水施設整備 | (6) 地域農業活動拠点施設整備 |
| (3) 農業集落排水施設整備 | (7) 集落土地基盤整備 |
| (4) 農業施設等用地整備 | |

負担割合	区 分	国	県	市町村 その他	備 考
	復興基盤総合整備事業	75 (77.5)	17 (14.5)	8 (8)	一般地域に適用 ()は中山間に適用

5. 参考資料

(1) 農業農村整備事業等の実施手続

1) 県営土地改良事業の調査及び計画

県営土地改良事業は、申請者が施行申請に必要な調査を行い、地区計画書を作成の上、事業計画の概要を策定し県に申請することとなる。

しかし、調査・計画には高度の技術と多額の費用を要することから、地元から調査委託の希望があった場合においては、施行申請に必要な調査・計画を「県営事業等調査及び計画受託規則」により県が実施できることとしている。

なお、県営事業の開始等の手続きについては、別に定める「宮城県農業農村整備事業等実施要綱」によるものとする。

2) 土地改良事業等調査及び計画受託規則

昭和48年3月16日
宮城県規則第5号

改正
昭和48年3月16日宮城県規則第5号
昭和56年9月18日宮城県規則第60号
昭和63年3月30日宮城県規則第14号
平成元年3月27日宮城県規則第20号
平成7年3月31日宮城県規則第38号
平成8年3月29日宮城県規則第42号
平成12年3月31日宮城県規則第40号
平成14年3月29日宮城県規則第65号
平成15年1月24日宮城県規則第1号
平成16年3月31日宮城県規則第73号
平成20年4月1日宮城県規則第56号

土地改良事業等調査及び計画受託規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、県営土地改良事業及びこれに準ずる県営事業（以下「県営土地改良事業等」という。）の実施を希望する市町村、土地改良区等からの委託を受けて行う当該県営土地改良事業等に係る調査及び計画（以下「調査事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査事業の範囲等)

第2条 この規則に基づき受託する調査事業は、国庫補助の対象となる県営土地改良

事業等のうち、次に掲げる事業（維持管理及び災害復旧に係る事業を除く。）のいずれかに係るものとする。

- 1 かんがい排水事業
 - 2 経営体育成基盤整備事業
 - 3 農道整備事業
 - 4 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業
 - 5 中山間地域総合整備事業
 - 6 農地防災事業
 - 7 地域用水環境整備事業
 - 8 その他知事が特に必要と認める事業
- 2 調査事業は、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第6条及び第14条の2の規定並びに関係法令の規定により作成する地区計画書の作成に当たり必要な調査及び計画の作成を行う。
- 3 調査事業の期間は、原則として3年以内とする。

（委託の申込み）

第3条 調査事業の委託をしようとするものは、調査事業の開始を希望する年度の前年度の7月末日までに土地改良事業等調査及び計画委託申込書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（受託の決定等）

第4条 知事は、前条の申込書を受理した場合は、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、受託の適否を決定するものとする。この場合において、知事は、速やかにその旨を様式第2号により通知するものとする。

2 前項の審査においては、別に定める計画検討委員会の意見を聴くものとする。

（契約の締結）

第5条 知事と前条の通知を受けたもの（以下「委託者」という。）は、調査事業のうち当該年度に実施する事業（以下「年度事業」という。）の委託契約を土地改良事業等調査及び計画委託年度契約書（様式第3号）により締結するものとする。

2 委託者は、委託料として当該年度の調査計画にかかる費用の2分の1に相当する額を負担しなければならない。

3 委託料は、県の発行する納入通知書により一時に納入しなければならない。

（調査事業の変更）

第6条 知事又は委託者は、調査事業の内容を変更しようとするときは、土地改良事業等調査及び計画委託変更協議書（様式第4号）により協議しなければならない。

（調査事業の廃止）

第7条 知事又は委託者は、調査事業を廃止しようとするときは、土地改良事業等調

査及び計画委託廃止協議書（様式第5号）により協議しなければならない。

（書類の経由）

第8条 この規則により知事に提出する書類は、正本及び副本各1部とし、調査事業の施行地を所轄する地方振興事務所長（以下「所長」という。）を経由しなければならない。

2 所長は、前項の書類の提出があったときは、意見を付して知事に送付しなければならない。

（年度事業の実施及び報告）

第9条 所長に、第5条第1項に規定する年度事業の委託契約を締結し、当該年度事業を実施する権限を委任する。

2 所長は、必要に応じ年度事業の一部を委託し、又はその委託の内容を変更することができる。

3 所長は、前項の規定による委託をしたとき又は委託の内容を変更したときは、知事に報告しなければならない。

4 所長は、年度事業が終了したときは、速やかに、様式第6号により年度事業の結果を知事に報告しなければならない。

5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、様式第7号により報告の内容を委託者に通知するものとする。

（調査事業の報告）

第10条 知事は、調査事業が終了したときは、速やかに、様式第七号により委託者に報告するものとする。

（雑 則）

第11条 この規則に定めるもののほか、調査事業の実施に関し必要な事項は、知事と委託者との間において協議の上定めるものとする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

土地改良事業等調査及び計画委託申込書

第 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住 所
氏 名 印

県営土地改良事業 地区調査事業を委託したいので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第 3 条の規定により下記の関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 事業計画書（別紙 1）
- 2 調査事業同意状況調書（別紙 2）
- 3 市町村長の意見書（別紙 3）
- 4 その他知事が必要と認める書類

- （注） 1 調査事業同意状況調書は、所有権等個人の財産権に変更が生ずる場合に添付すること。
- 2 市町村の意見書は、調査事業を委託しようとするものが市町村長以外のものである場合に添付すること。

別紙 1

土地改良事業計画書

地区名				市町村名			調査計画項目	調査期間	調査量	調査費			
所在地				水系名							調査計画内容	千円	
事業目的													
受益面積	水田	畑	樹園地	山林原野	計								
	ha	ha	ha	ha	ha								
事業費	県営	団体営・その他	計		反当事業費								
	千円	千円	千円		千円								
現況							備考						
計画													
主要工事			関連事業										

別紙2

調査事業同意状況調書

年 月 日現在

市町村名	大字名	集落名	有資格者数	同意者数	未同意者数	同意率	備考
計							

(注) 副本には同意書原簿の写し1部を添付し，県地方振興事務所で保管するものとする。

別紙 3

市町村長の意見書

市町村長名

1 事業の必要性

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

申込者 殿

宮城県知事

土地改良事業等調査及び計画の受託について（通知）

年 月 日付け〔第 号〕で申込みのあったこのことについて、下記のとおり受託する（しない）ので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 受益面積
- 4 その他

（注） 受託しないときは、4 その他に理由を記載する。

様式第3号(第5条関係)

土地改良事業等調査及び計画委託年度契約書

(以下「甲」という。)と宮城県 所長(以下「乙」という。)は、土地改良事業等調査及び計画受託規則第5条の規定に基づき、
年度 事業の 地区の年度事業について、次のとおり契約を締結する。

(年度事業の内容)

第1条 乙の実施する 年度の年度事業は、別添事業計画書のとおりとする。

(年度事業の期間)

第2条 この契約の有効期間は、契約成立の日から 年 月 日までとする。

(年度事業費及び支払い方法)

第3条 年度事業費は、総額 円とし、甲及び乙はそれぞれ2分の1ずつ負担することとする。

2 甲は、前項の負担額について、乙の発行する納入通知書により速やかに納入するものとする。

(契約の変更)

第4条 この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。
(その他)

第5条 この契約書に定められた事項についての疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

年 月 日

甲 印

乙 宮城県 所長 印

- (注) 1 変更があった場合には、変更箇所のみ記載し、変更契約を作成すること。
2 変更契約を締結する場合には、別紙年度全体事業計画書の変更箇所を朱書きで下段に明記すること。

別紙

年度全体事業計画書

市町村名					事業名	事業				
地区名					委託申込月日	年 月 日				
調査期間	年度 ~ 年度				委託申込者					
全体調査費	千円（予定）				関係土地改良区					
年 度 割 計 画	全 体			年度		年度		年度		記 事
	項目	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
	事務費	%								
	計			計		計		計		

様式第4号（第6条関係）

土地改良事業等調査及び計画委託変更協議書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿
(委託者)

委託者 印
(宮城県知事)

年 月 日付け 第 号で 受託の通知があった（をした）県営土地改良事業 地区調査事業について、その内容を下記のとおり変更したいので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第6条の規定により協議します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由
- 3 変更内容

（注）変更内容は、事業計画書（様式第1号の別紙1）に変更事項を赤黒対照で示すこと。

様式第5号（第7条関係）

土地改良事業等調査及び計画委託廃止協議書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿
(委託者)

委託者 印
(宮城県知事)

年 月 日付け 第 号で 受託の通知があった（をした）県営土地改良事業 地区調査事業について、 下記のとおり廃止したいので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第7条の規定により協議します。

記

1 廃止理由

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所 長

年度土地改良事業等調査及び計画 について（報告）

このことについては、下記のとおりです。

記

- | | |
|---------|--------------------|
| 1 地区名 | 地区 |
| 2 施行地名 | |
| 3 年度事業費 | 千円 |
| 4 施行方法 | |
| 5 期間 | 自 年 月 日
至 年 月 日 |
| 6 結果 | 別紙のとおり |
| 7 記事 | |

- （注） 1 経過表（別紙1）及び位置図を添付すること。
2 調査事業の最終年度に係る報告については、個別表（別紙2）を添付すること。

別紙 1

経 過 表

調 査 受 託	1 委 託 申 込 年 月 日		年 月 日		5 地区計画 検討委員会 審査状況	幹 事 会		検 討 委 員 会		
	2 委 託 申 込 者					現地調査	年 月 日		年 月 日	
	3 調 査 事 業 同 意					第 1 回	年 月 日		年 月 日	
	4 受 託 年 月 日		年 月 日			第 2 回	年 月 日		年 月 日	
					6 地形図作成	作成年度	事 業 名	数 量	金 額	
調 査 計 画	1 期 間		年度～ 年度		7 そ の 他					
	2 全体調査計画費		千円							
	3 調査計画年度割	全 体		年度		年度		年度		
		項 目	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	
	計		計		計		計			
4 委 託 状 況	委 託 名									
	業 者 名									
	契 約 年 月 日									
	期 間									
	契 約 金 額									

別紙 2

個 別 表

事業名	事業				関係簿冊	事業計画書 事業計画概要書 事業計画参考資料 事業計画書添付図面					
地区名						関係簿冊					
受託年月日	年 月 日						関係簿冊				
事業費	百万円				関連事業			事業名	地名	面積	事業費 (進捗率%)
主要工事	工種	数量	工種	数量							
効果	総費用総便益比		$\frac{\text{千円}}{\text{千円}} =$		留意事項 その他						
	効果の内訳	その他効果		千円							
				千円							
				千円							
				千円							
				千円							
				千円							
関係団体	市町村名				留意事項 その他						
	改良区名										

第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

土地改良事業等調査及び計画の終了について（報告）

年 月 日付け〔 第 号〕で申し込みのありましたこのことについては，土地改良事業等調査及び計画受託規則第9条第4項（第10条）の規定により年度事業（調査事業受託）の結果（終了）を報告します。

記

- | | |
|---------|--------------------|
| 1 地区名 | 地区 |
| 2 施行地名 | |
| 3 調査事業費 | 千円 |
| 4 施行方法 | |
| 5 期間 | 自 年 月 日
至 年 月 日 |
| 6 結果 | 別紙のとおり |
| 7 記事 | |

- （注） 1 年度実績の報告については，調査事業費の欄に年度事業費を記入し，別紙資料として経過表（様式第6号の別紙1），位置図を添付すること。
- 2 調査事業の報告については，注1の資料に個別表（様式第6号の別紙2）を添付すること。

3) 宮城県農業農村整備事業等実施要綱

制定 平成20年4月1日農村第3号
最終改正 平成23年6月29日農村第158号

(趣旨)

第1 この要綱は、県が実施、受託、補助、助成等を行う農業農村整備事業等について、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、県営土地改良事業条例（昭和25年宮城県条例第67号）、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号）及び土地改良事業等調査及び計画受託規則（昭和48年宮城県規則5号。以下「受託規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の定義)

第2 農業農村整備事業等とは、農業生産基盤の整備、農村の生活環境整備及び農村の保全管理を目的として、法及びその他の法令並びに国の定める要綱等に基づき実施する事業のことをいう。

2 農業農村整備事業等は、施行主体により次のとおり区分する。

(1) 県営事業 県が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。

(2) 団体営事業 市町村及び土地改良区等が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。

(3) 国営事業 国が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。

(環境との調和への配慮)

第3 農業農村整備事業等の施行に当たっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号）等に基づく措置を講ずるものとする。

(県営事業の事業管理計画)

第4 県は、計画的な県営事業の推進を図るため、事業管理計画を毎年度策定することとし、その計画期間は、作成年度を初年度とした10年間とする。

2 事業管理計画は、県の予算確保の見通し等を総合的に勘案して策定するものとする。

3 事業管理計画には、当該計画を作成しようとする年度において事業実施中の地区及び当該計画の計画期間内に事業着手を予定する地区について策定するものとする。

4 事業管理計画は、前項の地区につき、事業種別、地区名、事業実施時期、事業量、概算事業費等を明らかにするものとする。

5 県は、事業管理計画の策定に当たり市町村、土地改良区等関係機関の意見を聴くものとする。

6 事業管理計画は、宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領に基づき策定するものとする。

(県営事業の地域整備構想の策定)

第5 事業管理計画に位置づけられた県営事業について、法第85条第1項、法第85条の2第1項、法第85条の3第1項若しくは第6項又は法第85条の4第1項の規定による申請を行おうとする者（以下「事業申請者」という。）は、地域整備構想を策定するものとする。

2 地域整備構想は、関係者の合意のもとで、地域の現状と課題を整理し、県営事業の実施によって目指す農村地域の将来構想等を明らかにするものとする。

(県営事業の計画概要の策定)

第6 事業申請者は、地域整備構想に基づき、県営事業として実施しようとする農業農村整備事業の計画の概要（以下「計画概要」という。）を策定するものとする。

2 計画概要は、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第6条の規定により作成するものとする。

(県営事業の土地改良法に基づく施行申請)

第7 事業申請者が、県営事業の施行を申請する場合には、第6の計画概要を添付しなければならない。

2 県が、前項の申請をうけ、法第86条第1項の規定により適否の決定を行う際の手続きについては、県営土地改良事業計画決定要領（以下「計画決定要領」という。）に基づくものとする。

3 前項の規定において、県は、社会経済の情勢から当該事業の実施が困難と認められた場合、適否の決定を留保することができるものとする。

（県営事業の事業計画書策定の受託）

第8 県は、第5の地域整備構想が策定された後に、受託規則に基づき、事業申請者からの申請により、事業計画書の策定を受託することができる。

2 県は、法に基づかない農業農村整備事業等（以下「予算補助事業」という。）について、市町村等からの申請により、各事業実施要綱及び要領等に基づく事業計画書の策定を受託することができる。

3 県は、前2項の申請があったときには、新規調査受託審査方針等に基づき内容を審査し、受託の可否を決定するものとする。

4 県は、受託して事業計画書を策定するときは、委託者その他の関係者と十分な連携を図るものとする。

（県営事業の事業計画書の検討）

第9 事業申請者又は予算補助事業の申請者（以下「事業申請者等」という。）は、県営事業の着手を希望する前年度の5月末日までに、地方振興事務所に事業計画書を提出するものとする。ただし、県が事業計画書を策定している場合は、この限りでない。

2 地方振興事務所長は、前項により提出された事業計画書について、内容を調査の上、必要があると認めるときに、事業申請者等に指導・助言するものとする。

3 県は、事業計画書が提出された場合又は県が策定した事業計画書について、国庫補助事業としての採択等の手続きを円滑に進めるために必要と認めるときは、あらかじめ国との調整を行うものとする。

（県営事業の国庫補助事業採択申請等）

第10 県は、県営事業の実施について法第86条第1項により適当と決定した後、当該事業について、国庫補助事業としての採択申請等の手続きを行うものとする。ただし、予算補助事業にあつては、宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領（以下「計画検討実施要領」という。）に基づき、内容を審査した後とする。

2 県は、国庫補助事業として円滑に事業を実施する上で止むを得ない理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、法第86条第1項の決定前に国庫補助事業の採択申請等の手続きに着手することができるものとする。

3 県は、前項の場合において、法第86条第1項の規定により適当ではないと決定されたときは、直ちに国庫補助事業として実施するための手続きを中止するものとする。

（県営事業の開始）

第11 県は、第7により県営事業の施行が適当であると決定したときは、法第87条第1項の規定により、県営事業の計画を策定するものとする。

2 県営事業の計画を策定する際の手続きについては、計画決定要領に基づくものとする。

3 県営事業の計画による工事に着手するときは、次の要件を満たさなければならない。

(1) 法第87条第6項の異議申立てがないとき、又は異議申立てがあった場合においてそのすべてについて同条第7項の規定により決定があり、事業計画が確定していること。

(2) 当該事業に要する経費について、県の予算が確保される見通しがあること。

(3) 国により、国庫補助事業としての採択等が決定していること。

4 予算補助事業に着手するときは、前項(2)及び(3)の規定を準用する。

（県営事業の計画の変更）

第12 県営事業の計画を変更するときは、法第87条の3の規定により県が変更後の事

業の計画（以下「変更計画」という。）を策定するものとする。

2 変更計画を策定する際の手続きについては、計画決定要領に基づくものとする。

3 当該変更計画に係る工事等への着手は、法第87条の3の規定により、変更後の事業計画が確定した後に行うものとする。

（県営事業の完了）

第13 県は、県営事業（予算補助事業を除く。）の工事を完了した場合には、法

第113条の2第3項の規定により公告しなければならない。

（団体営事業の事業管理計画）

第14 団体営事業の事業管理計画策定については、第4の規定を準用する。

（団体営事業の計画の策定と申請）

第15 団体営事業の計画の策定及び申請手続きについては第5から第7の規定を準用する。

（団体営事業の完了）

第16 団体営事業を行う者は、団体営事業（予算補助事業を除く。）の工事を完了した場合には、法第113条の2第1項の規定により、知事に届出をしなければならない。

（国営事業の事業管理計画）

第17 国営事業の事業管理計画策定については、第4の規定を準用する。

（国営事業の農林水産大臣との協議）

第18 県は、国営事業について、農林水産大臣から法第86条第2項又は法第87条の3第4項の協議があった場合には、事業管理計画への位置づけの有無を確認しなければならない。

2 前項の確認の結果、事業管理計画への位置づけがない場合には、事業管理計画の変更を行うものとする。そのときは、当該国営事業の必要性、緊急性、効果性、効率性等を十分に検討した上で、他の事業との調整を図るものとする。

3 前項の変更後の事業管理計画は、県の予算確保の見通し等を総合的に勘案して策定しなければならない。

4 第2項の検討及び調整の結果、当該国営事業を事業管理計画に位置づけるべきではないとの結論を得た場合には、法第86条第2項又は法第87条の3第4項の協議に対しては、その旨を回答するものとする。

（地区計画検討委員会）

第19 県は、次に掲げる事項について意見を聴くため、計画検討実施要領に基づき地区計画検討委員会を設置するものとする。

(1) 第3に規定する環境との調和への配慮

(2) 第4に規定する事業管理計画の決定

(3) 第8第2項に規定する受託の可否の決定

(4) 第9第2項に規定する事業計画書への指導・助言

(5) 第10第2項の国庫補助事業採択等手続きの着手

(6) 第12第1項の事業計画の変更

(7) 第14から第17の規定により準用される(2)及び(4)の事項

(8) 法第86条第1項の規定に基づく適否の決定

(9) 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱及び地域自主戦略交付金交付要綱に基づく機能保全計画策定の着手

（公共事業評価）

第20 県は、県営事業（第19第1項(9)の事業を除く。）について、「行政活動の評価に関する条例」及び「行政活動の評価に関する条例施行規則」に基づき、公共事業評価を実施しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

4) 宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領

制定 平成20年4月1日農村第3号
最終改正 平成23年6月29日農村第158号

(趣旨)

- 第1 本要領は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事業管理計画（以下「管理計画」という。）の策定に関して必要な事項を定めるものとする。
- なお、本要領に基づき策定する事業管理計画は、「農業農村整備事業管理計画について（平成3年6月24日付け3構改D第400号構造改善局長名通知）」との整合を図るものとする。

(管理計画の区分)

- 第2 実施要綱第4第3項に規定する対象地区を、事業要望管理、事業計画管理、事業進捗管理に区分する。
- 2 事業要望管理の対象は、地域整備構想の策定中であって、事業採択等を予定する年度の10年度前から5年度前までの地区とする。
- 3 事業計画管理の対象は、地域整備構想が策定され、事業採択等を予定する年度の4年度前から前年度までで、農業農村整備事業等の実施を県が妥当と判断した地区とする。
- 4 事業進捗管理の対象は、地域構想実現のために、事業実施の初年度から完了年度までの地区とする。

(管理計画の策定)

- 第3 管理計画は、地域構想の実現に向けて関連施策と十分な調整を行い、農業農村整備事業等の必要性、有効性及び緊急性を勘案し策定するものとする。なお、事業管理計画の区分に応じて、主に次に掲げる施策等との調整を図るものとする。
- (1) 事業管理計画全般
- イ) みやぎ農業農村整備基本計画
- ロ) 市町村農業振興地域整備計画
- ハ) その他関連する施策や事業
- (2) 事業要望管理
- イ) 市町村及び改良区等要望
- ロ) 県管内の整備状況
- (3) 事業計画管理
- イ) 農業水利施設のストックマネジメントに係る事業については、機能保全計画
- ロ) 経営体育成に係る事業については、営農に係る将来構想
- ハ) 農地等の防災に係る事業については、各種防災計画
- (4) 事業進捗管理
- イ) 事業地区計画
- ロ) 設定工期における年次施工計画
- 2 前項のほか、年度毎に別に定める事業管理計画策定方針に基づき計画するものとする。

(管理計画の決定)

- 第4 地方振興事務所長は、策定した管理計画を毎年度6月末日までに農村振興課に提出するものとする。各事務所からの提出された管理計画は、県の予算の見通しを踏まえ、地区計画検討委員会の意見を聴いて、農林水産部長が決定する。決定の時期は、毎年度8月末日を目標とする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 宮城県農業農村整備事業管理計画策定細則（平成12年4月1日施行）は、廃止する。

5) 宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領

制定	平成13年	2月	1日	農計第887号
改正	平成14年	1月	8日	農計第745号
	平成14年	4月	1日	農計第 2号
	平成16年	4月	30日	農計第 63号
	平成17年	4月	1日	農計第 1号
	平成19年	6月	15日	農村第141号
	平成20年	4月	1日	農村第 3号
	平成21年	10月	5日	農村第360号
	平成22年	4月	22日	農村第 49号
	平成23年	6月	29日	農村第158号
	平成23年	11月	7日	農村第298号

(趣旨)

第1 本要領は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、県が事業施行の主体又は支援の主体として、その計画の妥当性を判断し、また計画策定過程の透明性及び客観性を確保して、社会経済情勢に対応した事業執行を行うための検討に必要な事項を定める。

(検討対象)

第2 本要領で対象とする事業は、実施要綱第2に定める事業とする。
2 前項のうち、維持管理及び災害復旧に係る事業は除く。

(検討の時期と内容)

第3 事業計画の検討は、下記のとときに実施する。
(1) 事業管理計画を策定するとき（実施要綱第19第1項（2）、（7））
(2) 調査計画を受託するとき（実施要綱第19第1項（3）、（7））
(3) 別表1第1項に掲げる新規事業地区計画を策定するとき（実施要綱第19第1項（1）、（4）、（5）、（8）、（9））
(4) 別表1第2項に掲げる変更事業地区計画を策定するとき（実施要綱第19第1項（1）、（6））
(5) 上記のほか、農林水産部長が必要と認めるとき
2 前項のと看検討する項目は下記のとおりとし、その内容は別紙－1及び別紙－2に定める。
(1) 必要性
(2) 有効性
(3) 効率性
(4) 緊急性
(5) 熟度

(地区計画検討委員会の設置)

第4 第3の検討を行うため、地区計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2 委員会の効率的な運営を行うため、委員会に幹事会を設置する。
3 委員会の運営に関する事務は、農村振興課が行うものとする。
4 効率的・効果的な検討を図るため地方振興事務所に地方検討委員会を設置する。
5 地方検討委員会の構成及び運営については所長が別に定める。

(委員会の構成)

- 第5 委員会の構成は、別表2のとおりとする。
- 2 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
 - 3 委員会は、団体営事業の計画に関する検討を幹事会に委託する。
 - 4 委員会は、実施要綱第19第1項(9)に関する検討を幹事会に委託する。
 - 5 委員長は、必要に応じて検討に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
 - 6 委員長に事故がある時、又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代理する。

(幹事会の役割)

- 第6 幹事会は、委員会が行う第3の検討の事前検討の実施及び委員長が指示する検討を行う。
- 2 幹事会は、第5第3項の規定により団体営事業の計画に関する検討を行う。
 - 3 幹事会は、第5第4項の規定により実施要綱第19第1項(9)に関する検討を行う。

(幹事会の構成)

- 第7 幹事会の構成は、別表3のとおりとする。
- 2 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
 - 3 幹事長は、必要に応じて検討に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出や現地調査を求めることができる。
 - 4 幹事長に事故がある時、又は幹事長が欠けた時は、副幹事長がその職務を代理する。

(新規事業地区計画等策定時の事務手続き)

- 第8 地方振興事務所長は、新規事業地区の採択等を希望する年度の2年度前の11月末日までに様式第1号により、その次年度の地区計画検討の依頼予定について提出するものとする。
- 2 地方振興事務所長は、実施要綱第19第1項(9)を予定する年度の前年度の7月末日までに様式1号により、その年度の地区計画検討の依頼予定について提出するものとする。
 - 3 事業申請予定者等は、実施要綱第9第1項の規定により、新規事業地区の採択等を希望する年度の前年度の5月末日までに、事業計画書(実施要綱第19の第1項(9)を除く。)及び地区計画検討依頼(様式第2号)を提出するものとする。ただし、県が事業計画書を策定している場合は除く。
 - 4 地方振興事務所長は、前項の提出のあった場合又は事業計画書を策定した場合は、実施要綱第9第2項の規定による指導・助言ののち、様式第3号により地区計画検討書を別に指示する期限までに提出するものとする。
 - 5 地方振興事務所長は、第1項の規定により提出した内容について、止むを得ない事情により計画検討を延期または中止する地区が生じた場合には、地区計画検討年度の6月末日までに様式第7号により、変更内容を提出するものとする。

(変更事業地区計画策定時の事務手続き)

- 第9 地方振興事務所長は、実施要綱第12第2項の規定により、変更事業計画の決定を予定する前年度の11月末日までに、変更地区計画検討依頼(様式第4号)を提出するものとする。
- 2 地方振興事務所長は、変更地区計画検討書を様式第5号により、別に指示する期限までに提出するものとする。
 - 3 地方振興事務所長は、第1項の規定により提出した内容について、止むを得ない事情により計画検討を延期または中止する地区が生じた場合には、地区計画検討年度の6月末日までに様式第7号により、変更内容を提出するものとする。

(検討結果の通知)

第10 委員長は、委員会における意見を速やかに農林水産部長に報告する。

2 農林水産部長は、前項において報告された結果を、地方振興事務所長を経由し、検討を依頼した者に速やかに通知(様式第6号)する。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、農業農村整備事業地区計画検討に関して必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

2 予算補助事業により新規採択等を希望する地区計画検討の依頼予定については、第8の規定に関わらず、平成24年度新規地区に限り、提出は不要とする。

別紙－ 1 (第 3 関係・調査計画を受託するとき)

検討項目	内容	地区状況	判定
1 必要性	①地域整備構想は明確か。 ②社会経済情勢から見て必要か。 ③県の地域振興方向と合致するか。		
2 有効性	①各種政策との連携が図られているか。 ②地域課題解決のための合理的手法か。 ③事業主体、実施時期は適切か。 ④環境との調和に配慮できるものか。		
3 効率性	①社会経済情勢から見て効果的か。 ②整備水準は適切か。 ③早期に事業効果が発現されるか。		
4 緊急性	①関連施策や関連事業等があるか。 ②いま事業実施しない場合の影響はあるか。		
5 熟度	①受益者の同意状況。 ②地域整備構想の達成に向けた体制整備に計画的に取り組まれているか。		
6 検討結果	事業の実施を希望する地区として調査計画の受託が妥当か。	(意見)	

(注) 表中「内容」については、検討対象事業の特性に応じて、幹事会が変更することがある。

別紙－ 2 (第 3 関係・新規及び変更事業地区計画を策定するとき)

事務所名		事業名			地区名		関係市町村名		
関係土地改良地区名		受益面積 (ha)	全体事業費 (千円)		全体事業量	着工 (年度)	完了 (年度)		
前年度まで事業費 (千円)	前年度まで事業量		前年度事業費 (千円)	20年度要求額 (千円)		20年度事業量			
		評点	1	2	3	4	5	配分	評点X配分点
1. 必要性									
計画的な事業の推進			低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
町づくりへの支援			低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
農業の振興			低い				高い	5	
水田農業の均衡ある発展		%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
小 計									
2. 有効性									
農村の振興		%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
農家への支援		%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
環境保全への配慮			低い		普通		高い	5	
水田農業の推進		%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
小 計									
3. 効率性									
効果の早期発現		%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
10a当たりの事業費		千円	高い	やや高い	普通	やや安い	安い	5	
横断的な事業の推進		%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
小 計									
4. 緊急性									
農業経営の緊急強化					普通		高い	5	
事業の長期化		年	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
小 計									
5. 熟度									
受益者の意思			低い				高い	20	
計画の熟度			低い		普通		高い	5	
農地集積推進団体の有無及び活動状況			低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
各種協議の進捗			低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
小 計									
総合点									
コメント 1 <事務所>									
コメント 2 <市町村>									
コメント 3 <関係団体>									
コメント 4									
コメント 5 <平成19年度の事業内容>									

(注) 事業箇所評価実施要領第 2 に基づき定める各事業別の「農業農村整備事業箇所評価表」を使用するもの。上表は経営体育成基盤整備事業の例である。

別表1（第3（3）、（4）関係）

<p>1 土地改良法(以下「法」という。)第5条、法第48条、法第85条第1項、法第85条の2第1項、法第85条の3第1項若しくは第6項、法第85条の4第1項及び法第96条の2の事業計画を定める場合又は予算補助事業等で各事業の要綱、要領に基づく事業計画（実施要綱第19第1項(9)を除く。）を定める場合。</p> <p>2 法第87条の3又は法第96条の3の変更を行う場合又は予算補助事業等（実施要綱第19第1項(9)を除く。）の変更を行う場合。 ただし、その変更の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とするが、各事業の要綱、要領に定めがある場合はその定めによる。</p> <p>(1) 面積を変更する場合</p> <p>ア 事業施行に係る地域の変更であって、これに伴う受益面積の増又は減が10%以上となる場合。ただし、受益面積の増又は減が10haに満たない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 事業目的別面積又は造成面積の利用区分面積のそれぞれの増減が20%以上となる場合及びその位置が著しく変動する場合。ただし、それぞれの増減が受益面積全体の10%又は10haに満たない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 主要工事計画を変更する場合 平成18年9月25日農林水産省告示第1272号（土地改良施行規則第38条の2等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件。以下「告示」という。）第一号（一）イ（ア）か（ウ）まで、（二）イ（ア）及び（イ）、（三）イ（ア）及び（イ）、（四）イ並びに（五）イに掲げる変更を行う場合</p> <p>(3) 事業費の変動 告示第三号及び第四号に規定されているものについての変更を行う場合</p>
--

別表2（第5関係）

委員会の構成			
委員長	農林水産部次長		
副委員長	農林水産部次長（技術担当） [農業振興等担当] 農林水産部次長（技術担当） [農村振興等担当]		
委員	農林水産部技術参事	農林水産総務課長	農業振興課長
	農産園芸環境課長	農村振興課長	農村整備課長

別表3（第7関係）

幹事会の構成	
幹事長	技術副参事(事業管理計画担当)
副幹事長	技術副参事(施設管理指導担当)
幹事	農村振興課技術補佐(総括) 農村整備課技術補佐(総括) 技術補佐(農地集積指導担当) 技術補佐(農村交流対策担当)

様式第1号

番 年 月 号 日

農林水産部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地區計画検討の予定について（提出）
新規採択希望県営農業農村整備事業等のうち、平成 年度に地區計画検討の依頼を予定する地区について、下記のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千	
			ha 千	

様式第2号

番 年 月 号 日

地方振興事務所長 殿

施行申請予定者

宮城県農業農村整備事業等地區計画検討について（依頼）
平成 年度新規採択希望県営農業農村整備事業等の下記地区計画について、検討願います。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千	
			ha 千	

様式第3号

番 年 月 日 号

農林水産部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討書について（提出）
平成 年度地区計画検討の依頼があった，下記の県営農業農村整備事業等新規採択等
希望地区の計画検討書を別添のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市 町村名	地区面積 概算事業費	備考 (採択希望年度)
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第4号

番 年 月 日 号

農林水産部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等変更地区計画検討について（依頼）
平成 年度計画変更予定の県営農業農村整備事業等地区計画について，検討願います
。

記

事業名	地区名	関係市 町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 5 号

番 年 月 日 号

農林水産部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等変更地区計画検討書について（提出）
平成 年度計画変更を予定する下記の県営農業農村整備事業等地区の計画検討書を別添のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考 (変更予定年度)
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 6 号

番 年 月 日 号

検討依頼者 殿

農林水産部長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討の結果について（通知）
平成 年度県営農業農村整備事業等新規採択等希望地区（事業計画変更予定地区）について、計画検討委員会における検討の結果を下記のとおり通知します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	計画検討委員会の意見等
			ha 千円	
			ha 千円	

（〇〇地方振興事務所（農業農村整備部扱い）経由）

※検討依頼者が県関係機関以外の場合に、上記のとおり記載する。

農林水産部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地區計画検討予定の変更について（提出）
 平成 年 月 日付け 第 号で提出した平成 年度に地區計画検討を予定する地區について、下記のとおり変更しますので提出します。

記

1 変更後の地區計画検討予定地區

事業名	地區名	関係市町村名	地區面積 概算事業費	備考
			ha 千	
			ha 千	

（注）変更前の記載事項を見え消し線により削除すること。

2 変更の理由

3 添付資料

(2) 県営土地改良事業条例

昭和25年11月25日
宮城県条例第67号

改正 昭和31年3月31日条例第16号
昭和39年3月26日条例第29号
昭和40年5月31日条例第13号
昭和45年3月26日条例第13号
昭和62年12月24日条例第35号
平成2年10月12日条例第32号
平成4年3月27日条例第18号
平成6年3月29日条例第19号
平成12年3月28日条例第71号
平成13年3月23日条例第23号
平成22年3月24日条例第33号

県営土地改良事業条例をここに公布する。

県営土地改良事業条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に定めるもののほか、
県営土地改良事業（以下「事業」という。）の施行及び県と事業の施行によつて利益を受ける者（以下
「受益者」という。）との間における分担金その他必要な事項について定めるものとする。

（昭62条例35・一部改正）

(事業範囲)

第2条 事業は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条に定める要件に該当するもの及び
これに準ずるものとする。

（昭62条例35・一部改正）

(事業の施行)

第3条 事業は、受益者の申請によつて施行する。ただし、災害復旧（応急措置を含む。）事業、災害防
止事業、基幹水利施設管理事業その他知事が必要と認める事業については、この限りでない。

（平22条例33・一部改正）

(分担金の徴収)

第4条 受益者からは、事業の施行に係る各年度において、当該事業の施行に係る地域内にある土地に
つき分担金（第8条に規定するものを除く。以下第5条から第7条までにおいて同じ。）を徴収する。
ただし、前条ただし書の事業については、その受益者の意見を聴いて、その全部又は一部を免除する
ことができる。

2 前項の場合において、同項に掲げる受益者が当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とす
る土地改良区の組合員であるときは、その者に対する分担金に代えて、その土地改良区からこれに相
当する額の金銭を徴収する。

（昭45条例13・昭62条例35・一部改正）

(分担金の額)

第5条 前条第1項の規定により徴収する分担金の額は、その年度における当該事業に要する費用の額
から国から交付を受けるべき補助金の額を控除した額に100分の50以内の割合を乗じて得た額から法
第91条第6項の規定に基づき市町村に負担させる額（以下「市町村負担額」という。）を控除して得た

額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業に係る分担金の額は、その年度における当該事業に要する費用の額にそれぞれ当該各号に掲げる割合以内の割合を乗じて得た額から市町村負担額を控除して得た額とする。

- 1 災害復旧(応急措置を含む。)事業 100分の8
- 2 災害防止事業 100分の18
- 3 基幹水利施設管理事業 100分の40

(昭62条例35・全改, 平4条例18・平6条例19・平13条例23・平22条例33・一部改正)

(分担金の徴収方法)

第6条 分担金は、各年度内にその全部を一時に徴収する。ただし、受益者の申出があるときは、当該年度内に分割して徴収することができる。

(昭62条例35・全改)

(分担金の減免)

第7条 当該事業に対し、物件、労力又は金銭等の寄附があつたときは、その額に応じ、分担金の一部又は全部を免除することができる。

2 受益者が災害その他避けることのできない事情によつて分担金を納入する能力を失つたときは、その申立により、残余の分担金についてその一部又は全部を免除することができる。

(知事の指定する事業についての分担金の特例)

第8条 知事が別に指定する事業の施行については、当該事業の施行に係る地域内にある土地について受益者から、第4条の規定により徴収する分担金のほか、当該事業に要した費用の額から当該分担金の額を控除した額をその者が法第3条に規定する資格を有している当該地域内の土地の面積に割り振つて得られる額の範囲内で、当該土地の全部又は一部が当該事業の工事完了の公告の日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合に当該転用に係る土地の面積に応じた額(農地が農地以外が転用されることに伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額)を納付される旨の条件を付した分担金を徴収する。

2 知事は、前項の分担金を徴収する場合にあつては、当該事業に係る第4条の規定による徴収に係る決定通知を行う際にあわせてその通知を受ける者に前項の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金に関し必要な事項を定めてこれを通知しなければならない。

3 知事は、転用に係る土地の面積が知事の指定する面積をこえない場合その他知事が特に納付の必要がないものと認めたときは、第1項の分担金を免除することができる。

4 第4条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。

(昭45条例13・追加, 昭62条例35・一部改正)

(分担金の変更)

第9条 事業の計画変更その他の事情により事業に要する費用が増加し、分担金の額を増加しようとするときは、あらかじめその旨を受益者に通告し、その意見をきかなければならない。

(昭45条例13・旧第8条繰下)

(延滞金)

第10条 受益者が分担金を納入期日までに納入しないときは、延滞金を徴収する。

2 前項の規定による延滞金の額及びその徴収方法については、宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）の例による。

（昭45条例13・旧第9条繰下）

（納入期日の変更及び延滞金の減免）

第11条 分担金の納入につき考慮すべき事情があると認めるときは、分担金の納入期日を変更し又は延滞金の一部又は全部を免除することができる。

（昭45条例13・旧第10条繰下）

（施設の管理及び処分）

第12条 事業の施行によつて取得した施設は、当該事業に対する分担金及び延滞金の全額を完納したときに、受益者に有償又は無償で譲渡することができる。

2 事業が完了し、分担金及び延滞金の全額を完納しない場合における施設の管理及び処分については、別に定める規則による。

（昭39条例29・一部改正，昭45条例13・旧第11条繰下）

（罰 則）

第13条 受益者が詐欺その他不正の行為により分担金の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

（昭45条例13・旧第12条繰下，平成11条例71）

（施行規則）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（昭45条例13・旧第13条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この条例施行の期日は、知事が別に定める。但し、その期日は、昭和26年4月1日以降になることはない。（昭和26年3月31日規則第24号を以て昭和26年4月1日から施行する。）

（昭62条例35・旧附則・一部改正）

（分担金の額に関する特例）

2 農業用排水施設（ダムに限る。）の新設事業及び変更事業に係る第4条第1項の規定により徴収する分担金の額は、当分の間、第5条第1項の規定にかかわらず、その年度における当該事業に要する費用の額から国から交付を受けるべき補助金の額を控除した額に100分の20以内の割合を乗じて得た額から市町村負担額を控除して得た額とする。

（平2条例32・追加，平4条例18・一部改正）

3 前項の規定の適用がある場合における第5条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項及び附則第2項」とする。

（平2条例32・追加）

（分担金の額に関する読替え）

4 法附則第2項の規定により国から貸付けを受ける場合における第5条第1項及び附則第2項の規定の適用については、これらの規定中「交付を受けるべき補助金」とあるのは、「法附則第2項の規定により貸付けを受けるべき貸付金」とする。

（昭62条例35・追加，平2条例32・一部改正・旧第2項繰下）

附 則（昭和31年条例第16号）

この条例は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年条例第29号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、昭和39年1月1日から適用する。

附 則（昭和40年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の県営土地改良事業条例第8条の規定は、昭和44年度以降の新規着工（新規全体実施設計を含む。）に係る事業の分担金から適用し、同年度前の着工に係る事業の分担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項の規定は、昭和62年度の県営土地改良事業に係る分担金から適用する。

附 則（平成2年条例第32号）

この条例は、交付の日から施行し、改正後の県営土地改良事業条例の規定は、平成2年度の県営土地改良事業に係る分担金から適用する。

附 則（平成4年条例第18号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第71号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定は、平成13年度以後にその工事に着手した県営土地改良事業に係る分担金について適用し、平成12年度以前にその工事に着手した県営土地改良事業に係る分担金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第33号）

この条例中第3条ただし書の改正規定及び第5条第2項に1号を加える改正規定は平成22年4月1日から、その他の改正規定は平成23年4月1日から施行する。

(3) 国営土地改良事業負担金等徴収条例

昭和34年12月26日
宮城県条例第36号

改正 昭和42年3月22日条例第15号
昭和45年10月15日条例第36号
昭和53年10月20日条例第33号
昭和54年3月20日条例第13号
昭和61年12月19日条例第35号
昭和62年12月24日条例第36号
平成2年10月12日条例第33号
平成4年3月27日条例第19号
平成6年3月23日条例第3号
平成13年12月25日条例第76号
平成21年3月24日条例第32号
平成22年3月24日条例第34号
平成23年3月22日条例第37号

国営土地改良事業負担金徴収条例をここに公布する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例

(趣旨)

第1条 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第90条第2項の規定による負担金及び法第90条の2第1項の規定による特別徴収金の徴収に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(昭42条例15・平13条例76・一部改正)

(負担金の徴収)

第2条 県は、法第90条第1項の規定に基づき国営土地改良事業(法第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業(以下「埋立て又は干拓事業」という。))及び法第90条第8項に規定する国営市町村特別申請事業(以下単に「国営市町村特別申請事業」という。)を除く。以下この条から第4条までにおいて「事業」という。)に要する費用の一部を負担するときは、当該事業によつて利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの(以下「受益者」という。)及び法第90条第2項に規定する省令で定めるものから、負担金を徴収する。

2 前項に掲げる者が、当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、県は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区から、これに相当する額の金銭を徴収する。

(昭42条例15・昭53条例33・平13条例76・一部改正)

(負担金の額)

第3条 前条第一項の規定により県が徴収する負担金の総額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額(土地改良法施行令(昭和24政令第295号。以下「令」という。)第52条第1項の規定により農林水産大臣が定める額の加算がある場合にあつては、当該加算の額(以下「加算額」という。)を加えて得た額)とする。

一 令第52条第1項第1号又は第1号の2の規定の適用を受ける事業 法第90条第1項の規定に基づ

- き県が負担する負担金の額（当該負担金の額が他の法令の規定により軽減される場合にあつては、その軽減されることとなる額を控除した額。以下「県負担額」という。）から当該事業に要する費用の額（加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額）に100分の25以内で規則で定める割合を乗じて得た額（加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額）及び同条第9項の規定に基づき市町村に負担させる負担金の額（以下「市町村負担額」という。）を控除して得た額
- 二 令第52条第1項第3号の規定の適用を受ける事業 県負担額から当該事業に要する費用の額（加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額）に100分の27以内で規則で定める割合を乗じて得た額（加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額）及び市町村負担額を控除して得た額
- 三 前二号に掲げる以外の事業 県負担額（加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額）の2分の1に相当する額から市町村負担額を控除して得た額
- 2 前条第一項の規定により県が徴収する負担金の額は、次の各号に掲げる納入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 受益者 当該事業の施行に係る地域内にある受益者の土地の面積に応じて、第1項各号に掲げる額（次号に掲げる者がある場合にあつては、同号に定める負担金の合計額を控除した額）を割り振つて得られる額
- 二 法第90条第2項に規定する省令で定める者（次号に掲げる者を除く。） その受ける利益を限度として知事が定める額
- 三 令第52条第1項の規定により農林水産大臣の指定を受けた者 同項の規定により農林水産大臣の定めた額
- 3 第1項又は前項第1号の規定により算出して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

（昭42条例15・昭53条例33・昭54条例13・平2条例33・平4条例19・平6条例3・平13
条例76・平21条例32・一部改正）

（負担金の徴収方法）

- 第4条 第2条第1項の規定により県が徴収する負担金（第5項に規定するものを除く。）は、受益者にあつては元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該受益者の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法により、法第90条第2項に規定する省令で定める者にあつては知事が定める支払の方法により支払わせるものとする。
- 2 前項の元利均等年賦支払の場合における負担金の支払期間（据置期間を含む。）は、令第52条第1項第1号の2及び5号に掲げる事業にあつては15年、その他の事業にあつては17年とし、据置期間は、同項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては3年、その他の事業にあつては2年とする。
- 3 前項の支払期間は、当該事業が完了した年度（当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せて行つたときは、当該事業及び当該災害復旧のすべてが完了した年度）の翌年度から起算するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る支払期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。

- 一 事業が完了する以前において、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益のすべてが発生し、かつ、当該土地につき法第3条に規定する資格を有する者から当該土地に係る第1項の負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 その利益のすべてが発生した年度以後において知事の指定する年度
- 二 令第49条第1項第1号に掲げる事業が完了する以前において、指定工事(令第52条の2第4項第3号に規定する指定工事をいう。以下同じ。)が完了し、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者から指定事業費額(指定工事に係る事業の部分に要する費用の額をいう。)に係る第1項の負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 当該指定工事が完了した年度以後において知事の指定する年度
- 4 第一項の元利均等年賦支払の場合における負担金の利率は、年五パーセントとする。
- 5 第2条第1項の規定により県が徴収する負担金で令第52条第1項第2号の2及び第4号に掲げる事業に係るものは、令第52条の2第2項の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して知事が定める支払の方法により支払わせるものとする。
- 6 第1項の規定による据置期間中に各年度に係る利息の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(昭53条例33・全改, 昭61条例35・平2条例33・平13条例76・平21条例32・一部改正)

(特別徴収金)

- 第5条 県は、法第90条の2第1項の規定に基づき国営土地改良事業(埋立て又は干拓事業, 国営市町村特別申請事業及び法第88条第1項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この条において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき受益者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があつた日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営土地改良事業によつて受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨公告したときは、その公告した日)以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(令第53条の8又は令附則第11項で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権, 賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなっている場合及び令第53条の9各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から特別徴収金を徴収する。
- 2 前項の場合には、第2条第2項の規定を準用する。
 - 3 第1項の規定により県が徴収する特別徴収金の額は、国営土地改良事業につき法第90条第1項の規定により県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として令第53条の11第2項において準用する同条第1項の定めるところにより算定される額から、当該国営土地改良事業につき法第90条第2項, 第4項, 第5項又は第9項の規定により県が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として令第53条の11第2項において準用する同条第1項の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度として、知事が定める。

4 第1項の規定により県が徴収する特別徴収金は、一時支払の方法により支払わせるものとする。

(平13条例76追加・平21条例32・一部改正)

(延滞金)

第6条 知事は、第2条第1項の規定により県が徴収する負担金又は第5条第1項の規定により県が徴収する特別徴収金(第3項において「負担金又は特別徴収金」という。)を納入期日までに納入しない者があるときは、その者から延滞金を徴収する。

2 前項の規定による延滞金の額及びその徴収方法については、宮城県県税条例(昭和25年宮城県条例第42号)の例による。

3 知事は、負担金又は特別徴収金を納入しないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の一部又は全部を免除することができる。

(平13条例76・追加)

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平13条例76・旧第5条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 定川国営土地改良事業の負担金のうち、昭和34年度までに当該事業に要する費用に係る負担金の額は、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、当該費用に関し、法第90条第1項の規定に基づき県が負担する額の4分の1に相当する額とする。

(負担金の徴収方法の特例)

3 令附則第19項の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「15年」とあり、及び「17年」とあるのは、「25年を超えない範囲内で知事が定める期間」とする。

(平4条例19・追加 平21条例32・一部改正)

附 則〔昭和42年条例第15号〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例第4条第2項に規定する支払期間が昭和41年度以前の年度から起算される事業に係る負担金についての同項の規定の適用については、同項中「15年」とあるのは、「10年」とする。

附 則〔昭和45年条例第36号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和53年条例第33号〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の国営土地改良事業負担金徴収条例の規定に基づいて賦課された負担金については、なお従前に例による。

附 則〔昭和54年条例第13号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和61年条例第35号〕

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第4項の規定は昭和61年4月1日から、改正後の附則第3項の規定は昭和60年度に行われた国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則〔昭和62年条例第36号〕

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項の規定は昭和62年度の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則〔平成2年条例第33号〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第1項、第85条の2第1項若しくは第85条の3第1項若しくは第6項の規定による申請又は同法第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の作成（以下「申請等」という。）が行われた国営土地改良事業について適用し、施行日前に申請等が行われた国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第1項の規定に基づき県が費用の一部を負担する国営土地改良事業について適用し、施行日前に同項の規定に基づき県が費用の一部を負担した国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則（平成6年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第1項の規定は、平成5年度以後に施行される国営土地改良事業（平成4年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成5年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担に係る国営土地改良事業及び平成4年度以前の年度の国の歳出予算に係る国の負担で平成5年度以後の年度繰り越されたものに係る国営土地改良事業を除く。）について適用し、平成4年度以前に施行された国営土地改良事業、同年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成5年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担に係る国営土地改良事業及び平成4年度以前の年度の国の歳出予算に係る国の負担で平成5年度以後の年度に繰り越されたものに係る国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第76号）

この条例は、平成14年4月1日から施行し、改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に納入期日が到来する負担金及び特別徴収金について適用する。

附 則（平成21年条例第32号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例第3条第1項第2号の規定は、平成20年度以後の土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第52条第1項第3号の規定の適用を受ける国営土地改良事業に係る負担金について適用する。

（経過措置）

- 2 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則266条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「旧法」という。）第88条の2第1項及び特別会計に関する法律附則第383条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第88条の2第1項の規定によりその工事に係る事業費のうち同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもってその財源とする国営土地改良事業については、改正前の国営土地改良事業負担金等徴収条例第4条第4項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法第88条の2第1項」とあるのは「特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第266条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第88条の2第1項及び特別会計に関する法律附則第383条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第88条の2第1項」と、「にあつては令第53条第2項」とあるのは「にあつては土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第107号。以下この項において「改正令」という。）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の令（以下この項において「旧令」という。）第53条第2項」と、「令第52条第3項」とあるのは「改正令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第52条第3項」と、「令第52条の2第4項」とあるのは「改正令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第52条の2第4項」と、「につき令第53条第2項」とあるのは「につき改正令附則第2条の規定によりなおその効力を有する

こととされる旧令第53条第2項」とする。

附 則（平成22年条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(4) 国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則

平成 6年 3月23日

宮城県規則第5号

改正 平成13年 3月23日規則第33号

平成21年 3月24日規則第28号

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則をここに公布する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の額)

第2条 条例第3条第1項第1号及び第2号の規則で定める割合は、平成元年度以前に着手した国営土地改良事業については別表第1、平成2年度から平成4年度までに着手した国営土地改良事業については別表第2、平成5年度以後に着手した国営土地改良事業については別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、江合川国営土地改良事業に係る条例第3条第1項第1号及び第2号の規則で定める割合は、別表第2のとおりとする。（平成13年 3月23日改正）

3 条例第3条第1項第2号の規則で定める割合は、別表第四のとおりとする。（平成21年 3月24日追加）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年 3月23日改正）

この規則は、平成13年4月1日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則の規定は、平成5年度分の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則（平成21年 3月24日改正）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区 分		割 合
国営かんがい 排水事業	ダ ム	17/100
	頭 首 工	17/100
	排 水 機 場	17/100
	排 水 樋 門	
	排 水 路	17/100
	用 水 機 場	17/100
	用 水 路	17/100

別表第2 (第2条関係)

区 分		割 合	
国営かんがい 排水事業	ダ ム	末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。以下同じ。）がおおむね7,000ha（畑に係るものにあつては3,000ha）未満であり，かつ有効貯水量がおおむね1,000万 m^3 （畑に係るものにあつては300万 m^3 ）未満のもの	20/100
		末端支配面積がおおむね7,000ha（畑に係るものにあつては3,000ha）以上であり，かつ有効貯水量がおおむね1,000万 m^3 （畑に係るものにあつては300万 m^3 ）以上のもの	25/100
		かんがい排水事業以外の事業との共同事業で新設又は変更（新たに農業用水の開発を行うもので，開発に要する費用が当該ダムに要する費用の1/2以上のもの）されるもの	209/1,000
	頭 首 工	末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものにあつては300ha）未満のもの	17/100
		末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものにあつては300ha）以上おおむね3,000ha（畑に係るものにあつては1,000ha）未満のもの	19/100
		末端支配面積がおおむね3,000ha（畑に係るものにあつては1,000ha）以上おおむね7,000ha（畑に係るものにあつては3,000ha）未満のもの	234/1,000
		末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るもの	

排水機場	にあっては300ha) 未満のもの	17/100
排水樋門	末端支配面積がおおむね1,000ha (畑に係るものにあっては300ha) 以上おおむね 3,000ha (畑に係るものにあっては1,000ha) 未満のもの	19/100
排水路	末端支配面積がおおむね1,000ha (畑に係るものにあっては300ha) 未満のもの	17/100
	末端支配面積がおおむね1,000ha (畑に係るものにあっては300ha) 以上のもの	19/100
用水機場		17/100
用水路		17/100

別表第3 (第2条関係)

区 分		割 合	
国営かんがい 排水事業	ダム	末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあっては2,000ha) 以上であり, かつ有効貯水量がおおむね700万 m^3 (畑に係るものにあっては200万 m^3) 以上のもの	25/100
		その他の施設	17/100
	頭首工	末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあっては2,000ha) 未満のもの	17/100
		末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあっては2,000ha) 以上のもの	25/100
	排水機場	末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあっては300ha) 未満のもの	17/100
	排水樋門	末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあっては2,000ha) 以上のもの	25/100
	排水路		17/100
	用水機場		17/100
	用水路		17/100
	農業水利制御システム	末端支配面積がおおむね100ha未満のもの	25/100
末端支配面積がおおむね100ha以上のもの		17/100	
国営農地再編 整備事業	区画整理 開 畑	17/100	

別表第4（第2条関係）

区		分	割合
災害復旧事業	農業用施設	ため池，頭首工，水路，揚水機，堤防（海岸を含む。），道路，橋梁及び農地保全施設	27/100（当該事業に係る国の負担割合が65/100を超え80/100未満の場合にあつては1から当該国の負担割合及び8/100を控除した割合，当該事業に係る国の負担割合が80/100以上の場合にあつては1から当該国の負担割合を控除した割合に60/100を乗じて得た割合）

(5) 国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1 県は、国営土地改良事業（以下、「事業」という。）の公共性にかんがみ、事業施行地内農家全体の事業費負担の軽減を図るため、当分の間、地元負担団体である土地改良区等が償還する額について、予算の範囲内において国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の採択)

第2 事業の採択を申請する者は、交付初年度の前年度2月末日までに別記様式第1号に償還計画書を添え知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の申請があったときは、事業内容を審査し、適当と認められる場合は、別記様式第2号により申請者に事業採択を通知するものとする。

(交付対象等)

第3 交付対象となる事業は、国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始するかんがい排水事業及び農地再編整備事業とし、補助金の額は、当該事業に要した額に、別表第1、第2及び第3に定める率を乗じて得た額に、別表第4により算出した額を加えた額とする。

2 知事は、前項の規定により算出した補助金の額が、予算額を超える場合においては、その差額を、後年度に交付することができる。

3 前項の規定により各年度の補助金の額を変更する場合には、知事は、あらかじめ関係団体に通知することとする。

4 条例第2条の規定により徴収する負担金の額は、条例第3条に定める額とし、国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金の控除は行わない。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第3号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(補助金交付申請書)

第5 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 償還計画書

(2) 収支予算書（別記様式第4号）

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(実績報告書)

第7 規則第12条第1項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該地区に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第4項の規定に基づく負担金の納付を証する書面
- (2) 収支精算書（別記様式第6号）

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第15条ただし書の規定により概算払いにより交付するものとする。

(補助金の請求)

第9 補助金の請求は、別記様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出して行うものとする。

(書類の提出部数)

第10 この要綱により知事に提出する書類は、申請者の住所を所管区域とする地方振興事務所を経由するものとし、その提出部数は、各1部とする。

(その他)

第11 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年8月29日から施行し、平成12年度の予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 国営土地改良事業負担金償還助成措置要綱（平成2年11月9日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年7月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月27日から施行し、平成20年度交付分から適用する。
- 2 この要綱による交付対象は、平成18年度までに国営土地改良事業地区調査が着手された地区とする。

別表第1

国営基幹かんがい排水事業

(平成2年度以降開始した事業)

基 幹 工 種	助 成 率
1. ダム	
(1) 貯水量 700(1,000)万m ³ , 受益面積5,000(7,000)ha以上	—
(2) " 未満	* 2.0
(3) 共同ダム(農業用)	4.5
(4) " (その他)	6.4
(5) 一般	10.4
2. 頭首工	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	—
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	* 2.0
(3) 共同頭首工(農業用)	4.0
(4) " (その他)	4.0
(5) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(6) 受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3. 排水機場, 樋門	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	—
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	2.0
(3) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(4) 一般	4.0
4. 排水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
5. 用水機場, 樋門, 導水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
6. 用水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
7. 水管理制御システム	
(1) 受益面積 100ha以上	4.0
(2) 受益面積 100ha未満	5.0

- ・*印は、鳴瀬川地区及び江合川地区については、特例として4.0%とする。
- ・基幹工種欄の()内記載事項は、平成4年度まで設けられていた区分を示す。

別表第2

国営かんがい排水事業
(平成元年度までに開始した事業)

基 幹 工 種	助 成 率
1. ダム	
(1) 貯水量 700(1,000)万m ³ , 受益面積5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) " " 未満	10.4
(3) 共同ダム(農業用)	10.4
(4) " (その他)	—
(5) 一般	10.4
2. 頭首工	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3) 共同頭首工(農業用)	—
(4) " (その他)	—
(5) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(6) 受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3. 排水機場, 樋門	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(4) 一般	4.0
4. 排水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(2) 一般	4.0
5. 用水機場, 樋門, 導水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
6. 用水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0

・基幹工種欄の()内記載事項は、平成元年度まで設けられていた区分を示す。

別表第3

国営農地再編整備事業

基 幹 工 種		助 成 率
全 施 設		
1 一 般 型		4.0
2 中 山 間 地 域 型		4.0

別表第4

区 分	該 当 地 区	補助金の額（助成率）
県要件助成	国営土地改良事業負担金計画措置実施要領（昭和62年8月21日付け62構改B第1133号）の規定により、償還計画について構造改善局長の承認を受けた地区	<p>元利均等年賦支払以外の年賦支払の方法を併用する地区は、以下の算式により算定された額</p> $Y = \Sigma (X_i - \bar{X}) / 2$ <p>ただし、$X_i - \bar{X} < 0$ならば$X_i - \bar{X} = 0$とする。</p> <p>Y：補助金の額 X_i：i年度に地元が県に支払うべき負担金 i：償還期間中の各年度 \bar{X}：X_iの平均</p>

(別記様式第1号)

平成 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業採択申請書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所
申請者
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度新規国営土地改良事業負担金償還助成事業の採択をされたく、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
2 地区名
3 事業費(見込み) 億円
4 助成額(見込み) 単位:千円

施設区分	農家償還金		償還助成交付金	
	負担率	償還金計	助成率	交付額計
	%		%	
	%		%	
	%		%	
	%		%	
計				

- 5 償還期間(予定) 年 月から 年 月
添付資料 償還計画表

(別記様式第2号)

平成 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業採択通知書

番 号
年 月 日

土地改良区理事長 殿

宮城県知事

印

年 月 日付け 第 号で申請のありました下記地区について、国営土地改良事業負担金償還助成事業の実施地区として、採択しましたので通知します。

なお、国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において当該補助金を交付します。

記

1 事業名

2 地区名

3 事業費(見込み) 億円

4 助成額(見込み) 単位：千円

施設区分	農家償還金		償還助成交付金	
	負担率	償還金計	助成率	交付額計
	%		%	
	%		%	
	%		%	
	%		%	
計				

(別記様式第3号)

平成 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所
申請者
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金を交付されるよう補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の使途及び目的
- 2 補助金の算出の基礎

添付書類

- 1 償還計画書
- 2 収支予算書 (別添様式第4号)

(別記様式第4号)

収 支 予 算 書

1 収 入

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
県補助金	円	円	円	
計				

2 支 出

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

(別記様式第5号)

平成 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所

申請者

名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知があった国営土地改良事業負担金償還助成事業について、下記のとおり実施したので補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の使途及び目的
- 2 補助金の算出の基礎

添付書類

- 1 負担金納付を証する書面の写し
- 2 収支精算書（別添様式第6号）

(別記様式第6号)

収 支 精 算 書

1 収 入

区 分	本年度精算額	本年度予算額	増 減	備 考
県補助金	円	円	円	
計				

2 支 出

区 分	本年度精算額	本年度予算額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

(別記様式第7号)

平成 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所

申請者

名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知があった国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区 分	対象事業費	交付決定額	既 受 領 額	今回請求額	残 額
	円	円	円	円	円
計					

支払銀行名：

口座番号：

フリガナ
口座名義人：

(6) 国営土地改良事業負担金償還対策事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、国営土地改良事業（以下「国営事業」という。）の受益地内農家全体の国営事業の負担金の軽減を図るため、地元負担団体である土地改良区が償還する額について、当該土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第40条第1項の規定により区債を発行し、宮城県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）が金融機関から融資を受けて当該区債を購入し、及び県がその購入資金融資に関して支援する国営土地改良事業負担金償還対策事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(各機関の役割)

第2条 本事業における県の役割は次のとおりとする。

- (1) 本事業全体の管理に関すること。
- (2) 連合会、土地改良区及び金融機関との調整に関すること。
- (3) 連合会、土地改良区への指導及び助言に関すること。
- (4) 区債の購入資金に充てるために連合会が金融機関から融資を受ける際の損失補償に関すること。

2 本事業における連合会の役割は次のとおりとする。ただし、連合会は、本事業により利益を得ることはできない。

- (1) 本事業の実施細目の制定及び管理に関すること。
- (2) 実施細目に基づく本事業の実施に関すること。

3 本事業に係る土地改良区の役割は次のとおりとする。

- (1) 区債の発行及び償還に関すること。
- (2) 本事業の趣旨及び信義に基づく区債の償還等の確実な実施に関すること。

(支援対象等)

第3条 この要綱の対象となる国営事業は、国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始するかんがい排水事業及び農地再編整備事業とし、対象となる団体は、条例により県が国営事業の負担金を徴収し、かつ、県に国営事業の負担金の繰上償還を要望する土地改良区（以下「土地改良区」という。）とする。

第2章 事業の申請及び審査

(事業の申請)

第4条 土地改良区が本事業による支援を受けようとするときは、連合会に本事業の実施に関し承認の申請書を提出するものとする。

2 土地改良区は、前項の規定により提出した申請書の内容に変更があったときは、速やかに連合会に変更申請書を提出するものとする。

(審査委員会)

第5条 連合会は、本事業を適切に行うため、審査委員会を設置し、前条の規定による申請書及び変更申請書の案件ごとに審査の上、区債購入の適否を決定するとともに、その旨を土地改良区に通知するものとする。

第3章 損失補償

(損失補償)

第6条 連合会は、前条の規定により区債の購入が適当と認められた土地改良区が発行する区債の購入資金に充てるため、連合会が定める金融機関（以下「金融機関」という。）から融資を受けようとするときは、別記様式第1号により知事に損失補償を依頼するものとする。

2 知事は、前項の規定により連合会から損失補償の依頼があった場合は、あらかじめ宮城県議会で債務負担行為の議決を得た上で、金融機関との損失補償契約を締結するものとする。

3 知事は、前項の規定により宮城県議会の債務負担行為の議決を得た場合は、別記様式第2号により速やかに連合会にその旨を通知するものとする。

4 知事は、第2項の規定による宮城県議会の議決により損失補償の拒絶が決定されたときは、連合会に「損失補償拒絶書」（別記様式第3号）を送付するものとする。

5 知事は、金融機関が第2項の損失補償契約の日から30日を経過した後、なお正当な事由なくして融資の手続を完了しない場合は、当該損失補償契約を取り消すことができる。

6 損失補償の履行については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 損失補償の履行の時期は、次のとおりとする。

イ 金融機関は、連合会が最終償還期日又は期限の利益喪失日（以下「期限日」という。）を経過した後、なおその債務の全部又は一部を履行しない場合、知事と協議の上、期限日から90日を経過した後、知事に損失補償を請求するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

ロ イの損失補償の請求は、期限日の翌日から1年を経過した日以降においては、これを行うことができない。

(2) 金融機関は、前号に規定により損失補償の履行を請求する場合は、次の書類及び資料を提出しなければならない。

イ 損失補償請求書（別記様式第4号）

ロ その他知事が必要と認める書類又は資料

(3) 知事は、前号の規定により金融機関から損失補償請求書を受け取ったときは、遅滞なくその内容を審査するものとし、その内容が適当であると認めた場合は、宮城県議会の承認を得た上で損失補償の実施を決定し、別記様式第5号により当該金融機関に損失補償日、損失補償額及び交付方法を通知するとともに、別記様式第6号により速やかに連合会に通知するものとする。

- (4) 知事は、前号の損失補償日に損失補償を行い、金融機関から「損失補償領収書」(別記様式第7号)及び損失補償契約書の提出を求めるものとする。
- (5) 連合会は、知事が損失補償を履行した場合は、当該損失補償に係る区債及び回収した元利金を知事に譲渡するものとする。
- (6) 知事は、前項の規定により区債及び元利金の譲渡を受けた後に、土地改良区から元利金の支払を受けたときは、連合会が立替払を行っていた金融機関への手数料等について、連合会に交付するものとする。この場合、その交付の方法については、知事と連合会が協議の上、決定するものとする。

第4章 区債の購入及び償還等

(区債購入の決定)

第7条 連合会は、第6条第3号の規定により知事から宮城県議会の債務負担行為の議決の通知があり、金融機関から融資が行われることとなったときは、第4条の規定により申請のあった土地改良区に、区債の購入を通知するものとする。

(区債の発行)

第8条 土地改良区は、国営事業の負担金の繰上償還資金を調達するため、土地改良区総代会の議決を得た上で、土地改良法第40条第1項の規定により、区債を発行するものとする。

- 2 土地改良区が発行する区債の額は、県に国営事業の負担金の繰上償還を要望した額以内とする。
- 3 区債は、無担保とし、連帯保証人を徴するものとする。
- 4 区債の償還方法は、原則として、元金均等半年賦払とし、償還年数は最大15年とする。
- 5 土地改良区は、区債の発行に係る経費を負担するものとする。

(区債の購入)

第9条 本事業により土地改良区が発行する区債は、すべて連合会が購入するものとし、連合会は、その資金を調達するため、金融機関から融資を受けるものとする。

2 連合会は、本事業により土地改良区から購入した区債の転売はできない。

(区債の償還)

第10条 土地改良区は、区債発行の際に定める条件に従い、連合会に元金及び利息を支払うものとする。

第5章 実績報告

(実績報告)

第11条 土地改良区は、連合会に本事業の毎年度の実績報告書を提出するものとする。

2 連合会は、知事に本事業の毎年度の実績を報告するものとし、その報告期限は知事が別に定める日とする。

3 前項の規定による実績の報告に添付しなければならない書類は、次の各号のとおりとし、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 区債購入に係る実績の報告（別記様式第8号）

イ 土地改良区から提出のあった実績報告書及びその添付書類の写し

ロ 連合会と金融機関の融資契約書の写し

ハ その他必要な書類

(2) 金融機関への返済に係る実績の報告（別記様式第9号）

イ 収支精算書（別記様式第10号）

ロ その他必要な書類

第6章 雑則

（要綱の改正又は廃止）

第12条 知事は、本要綱を改正又は廃止しようとするときは、連合会と協議するものとする。

（相互協力）

第13条 県と連合会は、本事業の趣旨にのっとり、相互に必要な協力を行うものとする。

（体制整備）

第14条 連合会は、本事業の実施のために必要な体制の整備を行うものとする。

（委任）

第15条 本事業の実施細目については、この要綱に定めるもののほか、連合会が知事と協議の上、別に定めるものとする。実施細目を改正又は廃止する場合についても、同様とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めのない事項が生じたとき、又はこの要綱の各条項の解釈について疑義が生じたときは、事業の趣旨に照らして、知事、連合会、土地改良区及び金融機関が協議の上、誠意をもって解決するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月10日から施行する。

宮城県知事 殿

宮城県土地改良事業団体連合会
会長 印

国営土地改良事業負担金償還対策事業に係る損失補償について（依頼）
このことについて、下記の計画に対して損失補償を受けたいので、国営土地改良事業負担金償還対策事業実施要綱第 6 条の規定により依頼します。

記

1 区債購入計画

区債発行 土地改良区名	国営事業 地 区 名	区債購入計画		
		購入額 (千円)	購入 年月日	償還年数 (年)

2 区債購入資金借入計画

金融機関名	借入計画	
	借入金額 (千円)	返済年数 (年)

別記様式第2号

番 号
年 月 日

宮城県土地改良事業団体連合会
会長 殿

宮城県知事 印

国営土地改良事業負担金償還対策事業に係る損失補償について（通知）
年 月 日付け 第 号で依頼のありましたこのことについて、債務負担行為に係る宮城県議会の議決を得たので、国営土地改良事業負担金償還対策事業実施要綱（平成18年2月10日施行）第6条第3項の規定により通知します。

記

- 1 債務負担行為の期間
- 2 債務負担行為の限度額
- 3 債務負担行為に係る県議会の議決年月日

添付書類
県議会に上程した議案書の写し

別記様式第3号

損失補償拒絶通知書

番 号
年 月 日

宮城県土地改良事業団体連合会
会長 殿

宮城県知事 印

年 月 日付け 第 号で依頼のありました損失補償については、今回は貴意に応じかねますので、御了承願います。

損失補償請求書

年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
金融機関
代表者名 _____ 印

貴県の損失補償に基づく下記融資は、債務者から償還を受けることができず、また、今後回収困難と考えられますので、平成 年 月 日に締結した損失補償契約書第 の規定により、下記のとおり損失補償されるよう関係書類を添えて請求します。

被 保 証 人	住所 (所在地)		損失補償契約年月日	年 月 日
			融 資 金 額	年 月 日
	氏 名 (名称)		融 資 年 月 日	年 月 日
			最 終 償 還 日	年 月 日
代 表 者 名			期限の利益喪失日	年 月 日
融資の種類		請求金額 (損失補償金額)	元金 _____ 円 下記のとおり	
請求金額の算出根拠				
① 元 金 _____ 円				
② 利 息 _____ 円				
計 ①+② _____ 円				
回収未了の生じた理由等経過説明				
保全、取立状況、保証人の状況				
損失補償行為の振込口座				

別記様式第5号

番 号
年 月 日

金融機関 殿

宮城県知事 印

国営土地改良事業負担金償還対策事業に係る損失補償の実施について(通知)
年 月 日付け 第 号で請求のありました損失補償について、下記により実施することにしたので、国営土地改良事業負担金償還対策事業実施要綱(平成18年2月10日施行)第6条第6項の規定により通知します。

記

- 1 損失補償を実行する日
- 2 損失補償額
- 3 交付方法

添付資料
損失補償額の算定資料

宮城県土地改良事業団体連合会
会長 殿

宮城県知事 印

国営土地改良事業負担金償還対策事業に係る損失補償の実施について(通知)

このことについて、下記により実施することにしましたので、国営土地改良事業負担金償還対策事業実施要綱（平成18年2月10日施行）第6条第6項の規定により通知します。

なお、県の損失補償実行後、同規定に基づき、当該損失補償に係る区債及び回収した元利金を譲渡願います。

記

- 1 損失補償先
- 2 損失補償を実行する日
- 3 損失補償額
- 4 交付方法

損失補償領収書

年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
金融機関
代表者名 _____ 印

1 債務者名

2 損失補償契約年月日

3 損失補償代金 _____ 金 _____ 円

(注・金額欄は漢数字又はチェックライターで記入してください。)

上記金額は、貴県との約定に基づく損失補償金として正に受領しました。

(注・損失補償契約書を添付してください。)

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

宮城県土地改良事業団体連合会
会長 印

年度国営土地改良事業負担金償還対策事業実績報告書（区債購入）

年度国営土地改良事業負担金償還対策事業について、下記のとおり実施しましたので、国営土地改良事業負担金償還対策事業実施要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 区債購入実績

区債発行 土地改良区名	国営事業 地区名	区債購入実績				
		区債購入額 (千円)	区債購入 年月日	償還年数 (年)	金利 (%)	総償還額 (千円)

2 区債購入資金融資実績

金融機関名：

区債発行 土地改良区名	国営事業 地区名	融資実績				
		融資金額 (千円)	融資契約 年月日	返済年数 (年)	金利 (%)	総償還額 (千円)

添付書類

- 1 区債の写し
- 2 融資契約書の写し

別記様式第9号

年度国営土地改良事業負担金償還対策事業実績報告書（金融機関への返済）

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

宮城県土地改良事業団体連合会
会長 印

年度国営土地改良事業負担金償還対策事業について、下記のとおり実施しましたので、国営土地改良事業負担金償還対策事業実施要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

金融機関への返済実績

区債発行 土地改良区名	国営事業 地区名	金融機関への返済実績				
		融資額 (円)	平成○年度 返済額 (円)	返済 年月日	返済残金 (円)	返済 残年数 (年)

添付書類

収支精算書（別記様式第10号）

収支精算書

1 収 入

区債発行 土地改良区名	国営事業 地区名	区債購入に係る 年度収入実績				
		区債購入額 (円)	年度 収入額 (円)	収 入 年月日	次年度以降 収入予定額 (円)	残年数 (年)
計						

2 支 出

金融機関名：

区債発行 土地改良区名	国営事業 地区名	金融機関への返済実績				
		融資額 (円)	年度 返済額 (円)	返 済 年月日	返済残金 (円)	返 済 残年数 (年)
計						

3 収 支

区債発行 土地改良区名	国営事業 地区名	収 支			
		年度 収入額 (円)	年度 返済額 (円)	増 減	備 考
計					

(7) 補助金等交付規則

昭和五十一年三月三十一日
宮城県規則第三十六号

補助金等交付規則をここに公布する。
補助金等交付規則

(趣旨)

第一条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する給付金で次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 利子補給金
 - 三 知事が指定する負担金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金(知事が指定するものを除く。)
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
 - 3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
 - 4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
 - 5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
 - 6 この規則において、「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第三条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書(契約の申込にあつては、契約に関する書類)を知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 四 その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 事業計画書
 - 二 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
 - 三 工事の施行にあつては実施設計書
 - 四 その他知事が必要と認める書類
 - 3 前項の規定にかかわらず、知事は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることがある。

(補助金等の交付の決定)

第四条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付することが適当と認めるときは、速やかに、補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することがある。

(補助金等の交付の条件)

第五条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を付することがある。

3 知事は、前二項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことがある。

4 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前三項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を付したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を付さなければならない。

(決定の通知)

第六条 知事は、補助金等の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第七条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から十五日以内に、申請を取り下げることができる。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することがある。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第八条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合

二 補助事業者等又は間接補助事業者等が、補助事業等又は間接補助事業等を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつて賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事由による場合を除く。)

3 知事は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた次に掲げる経費について補助金等を交付することがある。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うために締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 第六条の規定は、第一項の規定により取消し、又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行等)

第九条 補助事業者等は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつていゝる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わせ、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつていゝる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減

を受けたことになることをいう。以下同じ。)をすることのないようにさせなければならない。

(状況報告)

第十条 知事は、補助事業者等に対し、その定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求めることがある。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十一条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対して、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることがある。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告)

第十二条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から一月を経過した日又は交付の決定のあつた日の属する県の会計年度の翌年度の四月二十日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(昭五二規則一・一部改正)

(補助金等の額の確定等)

第十三条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第十四条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して、命ずることがある。

2 第十二条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第十五条 知事は、第十三条の規定による補助金等の額の確定後において補助金等を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

(決定の取消し)

第十六条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十七条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長することがある。

(加算金及び延滞金)

第十八条 補助事業者等は、第十六条第一項の規定に基づく取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合については、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第十九条 知事は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することがある。

(理由の提示)

第十九条の二 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(平七規則八一・追加)

(帳簿及び書類の備付け等)

第二十条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え付け、これを当該補助事業等の完了又は廃止した年度の翌年度から五年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十一条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第五条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産及びその従物

二 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの

三 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(立入検査等)

第二十二条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をしてその事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(実施細目)

第二十三条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行し、昭和五十一年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則(昭和五二年規則第一号)

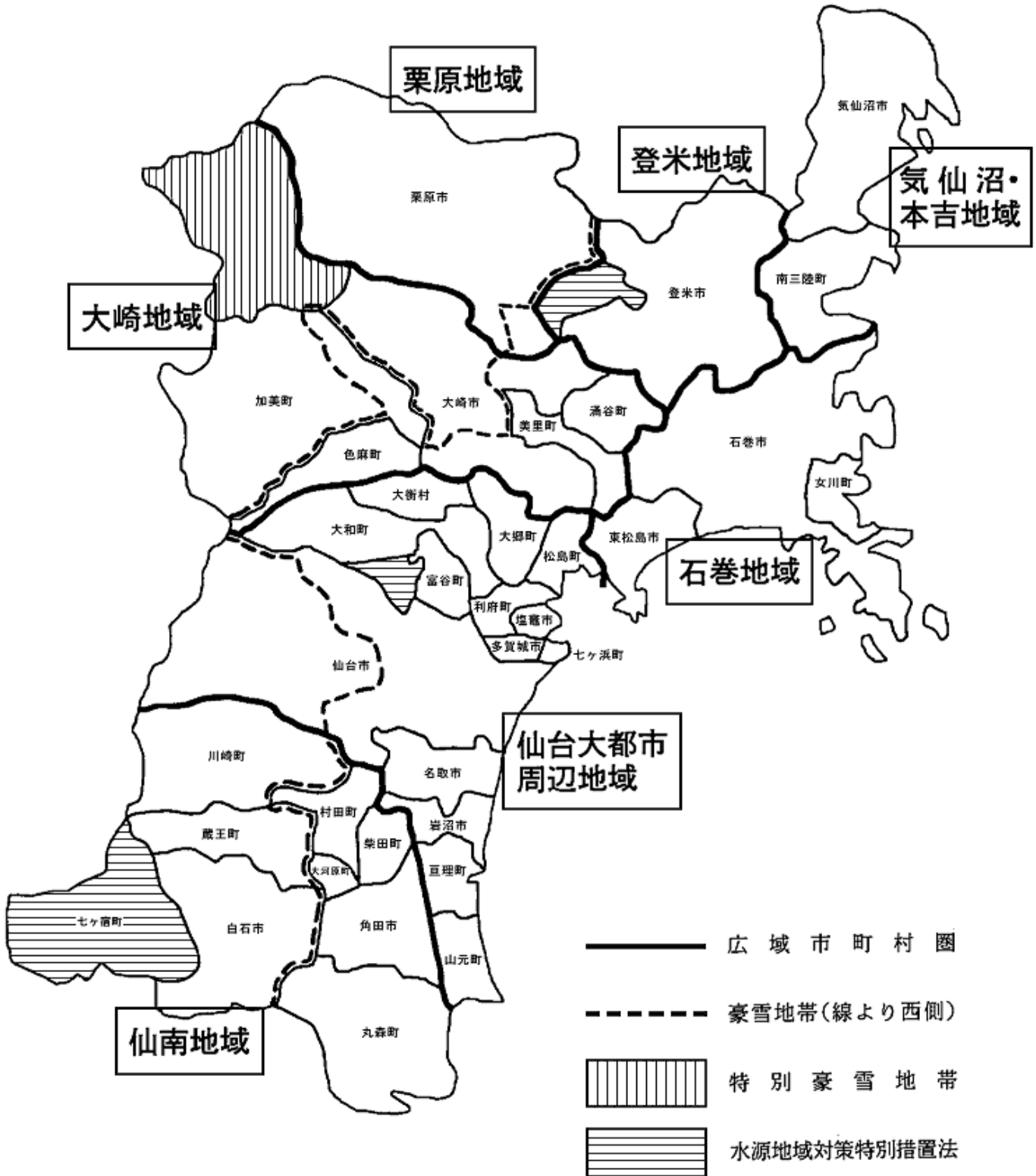
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年規則第八一号)

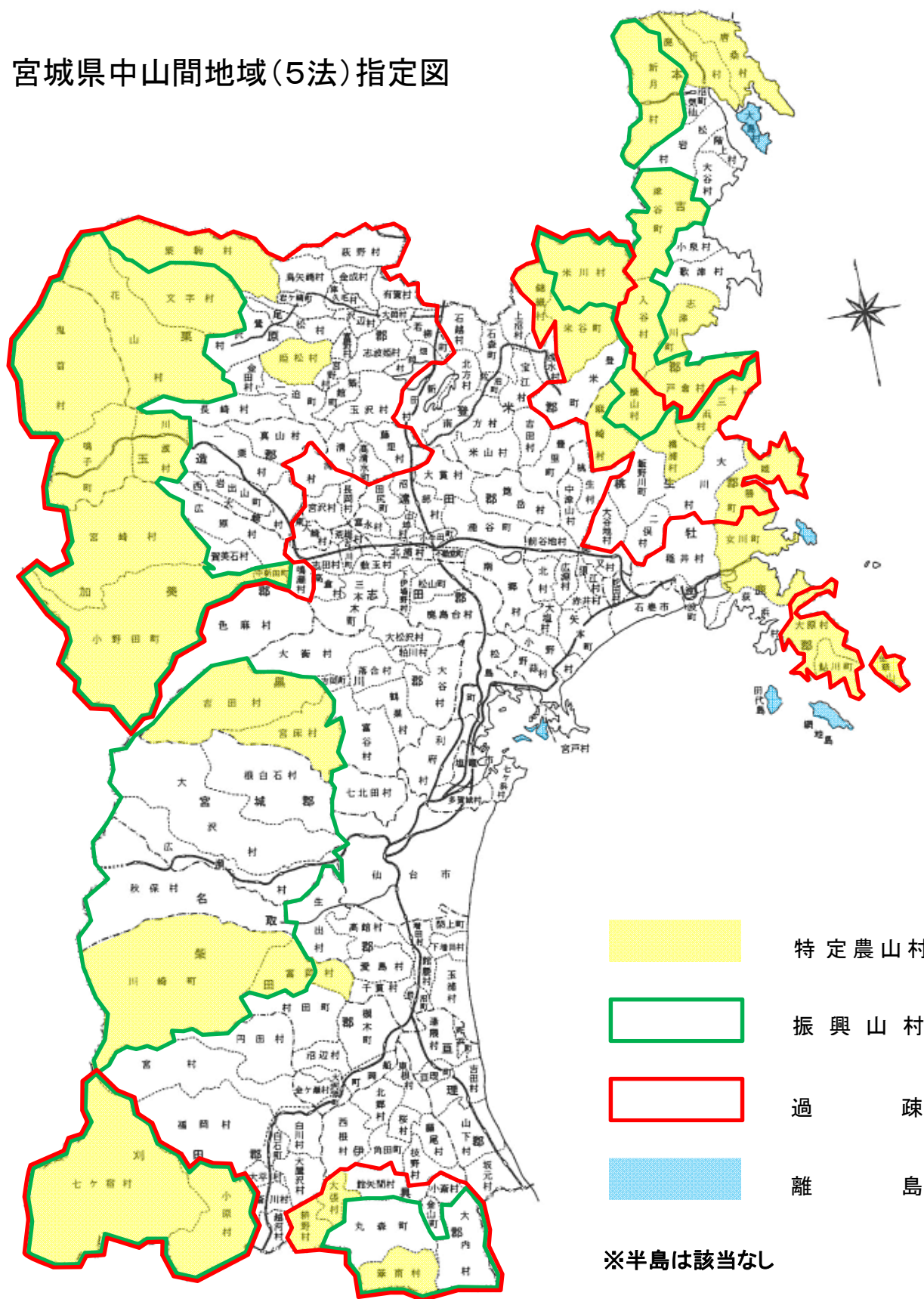
この規則は、平成七年十月一日から施行する。

(8) 宮城県地域指定図

宮城県市町村地域指定図 (豪雪, 水源地域)



宮城県中山間地域(5法)指定図



(9)事業目的別索引

◇安定した農業用水と効率的な排水を整備したい

事業名	担当班	掲載頁
国営かんがい排水事業	広域水利調整班	7
国営土地改良事業に係る調査計画制度	広域水利調整班	8
水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）	水利施設保全班	9
水利施設整備事業（排水対策特別型）	水利施設保全班	10
水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	水利施設保全班	11
水利施設整備事業（地域用水水利施設保全型）	水利施設保全班	13
水利施設整備事業（地域用水機能増進型）	水利施設保全班	15
広域農業用水適正管理対策事業	地域計画班	18
農業用水水源地域保全対策事業	広域水利調整班	20
地域水ネットワーク再生事業	広域水利調整班	21
水利区域内農地集積促進整備事業	水利施設保全班	23
集落基盤整備事業	農村環境整備班	46
ため池等整備事業	防災対策班	55
湛水防除事業	防災対策班	62
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備）	農村環境整備班	88

◇農作業が効率的に行えるように水田を整備したい

事業名	担当班	掲載頁
農地整備事業（経営体育成型）	ほ場整備班	24
農地整備事業（耕作放棄地解消・発生防止基盤整備）	ほ場整備班	32
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備）	農村環境整備班	88

◇農業水利施設の維持管理補修を行いたい

事業名	担当班	掲載頁
水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	水利施設保全班	11
水利施設整備事業（地域用水水利施設保全型）	水利施設保全班	13
土地改良施設維持管理適正化事業	水利施設保全班	73
特定農業用管水路等特別対策事業	防災対策班	79
土地改良施設機能診断事業	水利施設保全班	80

◇農業用施設の機能診断やデータ収集をして適正な管理を行いたい

事業名	担当班	掲載頁
基幹水利施設保全対策	水利施設保全班	74
基幹水利施設管理事業	水利施設保全班	75
国営造成施設管理体制整備促進事業	水利施設保全班	76
新農業水利システム保全対策事業	水利施設保全班	78

◇事業後の負担金を軽減してほしい

事業名	担当班	掲載頁
農家負担金軽減支援対策事業	指導班	35
国営土地改良事業負担金償還助成事業	広域水利調整班	39
国営土地改良事業負担金償還対策事業	広域水利調整班	41

○農業経営の規模の拡大、作付けの団地化などを行いたい

事業名	担当班	掲載頁
農地整備事業（耕作放棄地解消・発生防止基盤整備）	ほ場整備班	32
経営体育成促進事業	ほ場整備班	34

◆農道の拡幅・舗装をしたい

事業名	担当班	掲載頁
ふるさと農道緊急整備事業	農村環境整備班	44
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備）	農村環境整備班	88

◆集落の用排水整備や集落道路、コミュニティー施設など一体的に整備したい

事業名	担当班	掲載頁
集落基盤整備事業	農村環境整備班	46
豊かなふる里保全整備事業（市町村振興総合補助金メニュー事業）	農村環境整備班	83

◆農村の下水道を整備したい

事業名	担当班	掲載頁
農業集落排水事業	農村環境整備班	48
農業集落排水整備推進交付金事業	農村環境整備班	49

◆中山間地域の農業基盤・生活基盤を整備したり、地域を活性化させたい

事業名	担当班	掲載頁
集落基盤整備事業	農村環境整備班	46
中山間地域総合整備事業	農村環境整備班	53
中山間ふるさと・水と土保全対策事業	農村交流対策班	89
中山間地域等直接支払交付金事業	農村交流対策班	90

◆グリーン・ツーリズムなどの都市と農村の交流活動に取り組みたい。

事業名	担当班	掲載頁
みやぎグリーン・ツーリズムアドバイザー派遣事業	企画調整班	81
みやぎグリーン・ツーリズムモデル促進支援事業	企画調整班	84

◆地域活動を行いたいので支援してほしい。

事業名	担当班	掲載頁
みやぎの生き生き地域づくり支援事業（市町村振興総合補助金メニュー事業）	地域計画班	82
中山間ふるさと・水と土保全対策事業	農村交流対策班	89
中山間地域等直接支払交付金事業	農村交流対策班	90
農地・水保全管理支払交付金事業	農村交流対策班	91

◆事業に取り組みたいので計画をつくりたい

事業名	担当班	掲載頁
農業農村整備事業実施計画費	地域計画班	45
農村環境計画策定事業	地域計画班	54
みやぎの生き生き地域づくり支援事業（市町村振興総合補助金メニュー事業）	地域計画班	82

■農村の豊かな環境・景観を保全したい

事業名	担当班	掲載頁
地域水ネットワーク再生事業	広域水利調整班	21
地域用水環境整備事業	水利施設保全班	50
農村環境計画策定事業	地域計画班	54
水質保全対策事業（一般型）	水利施設保全班	63
豊かなふる里保全整備事業（市町村振興総合補助金メニュー事業）	農村環境整備班	83
農地・水保全管理支払交付金事業	農村振興対策班	91

■農地、農業用施設の災害を未然に防止したい

事業名	担当班	掲載頁
ため池等整備事業	防災対策班	55
地域ため池総合整備事業	防災対策班	58
地すべり対策事業	防災対策班	59
海岸保全施設整備事業	防災対策班	60
農村地域環境保全整備事業	防災対策班	66
障害防止対策事業	防災対策班	67
農村災害対策整備事業	防災対策班	69

■災害を受けたので直したい

事業名	担当班	掲載頁
防災ダム事業	防災対策班	65
農村災害対策整備事業	防災対策班	69
農地・農業用施設災害復旧事業	防災対策班	70
直轄災害復旧事業	広域水利調整班	72

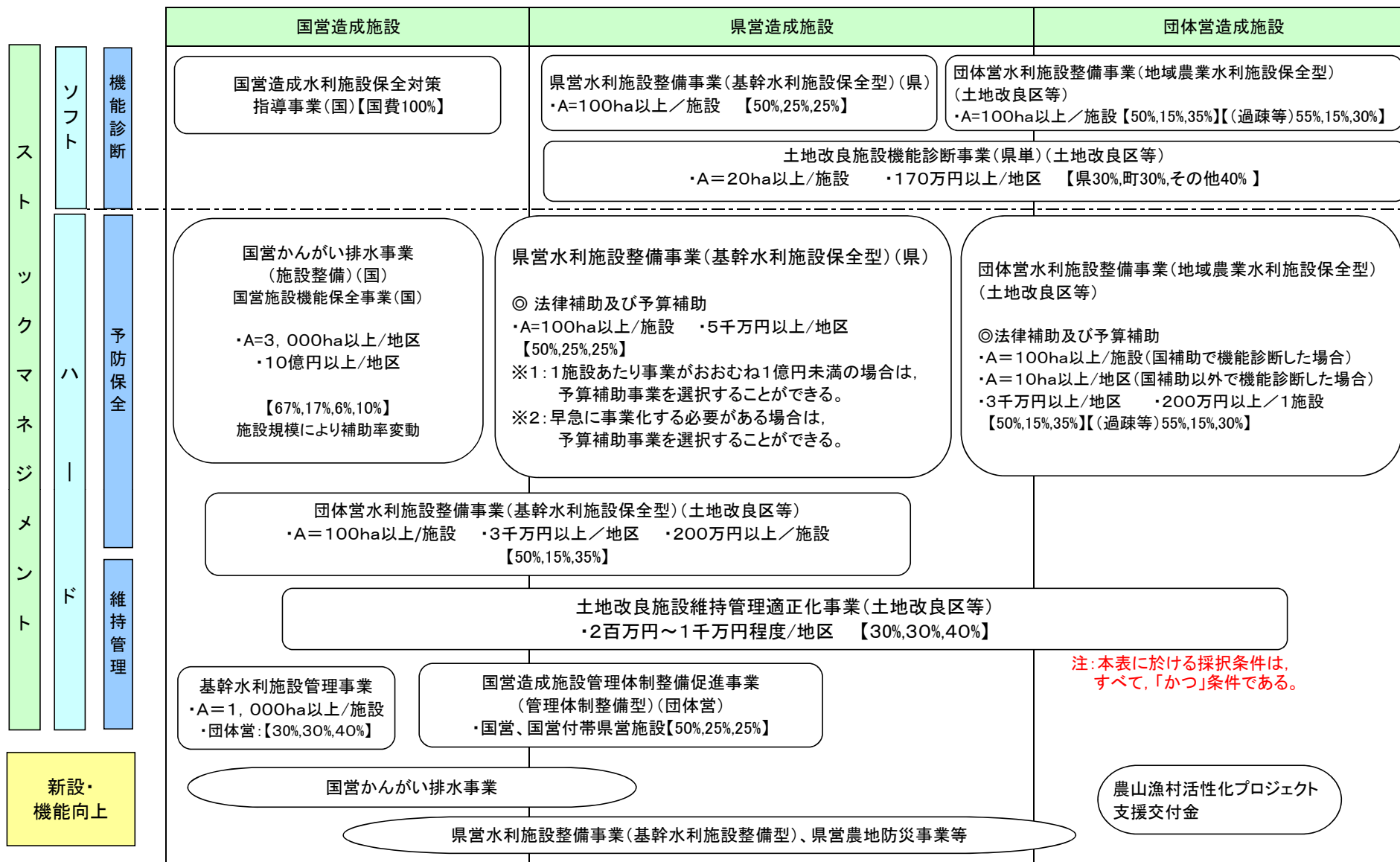
■防衛施設周辺の農業用施設を整備したい

事業名	担当班	掲載頁
障害防止対策事業	防災対策班	67

★東日本大震災復興交付金に係る事業

事業名	担当班	掲載頁
農地整備事業（経営体育成型）	ほ場整備班	24
農山漁村地域復興基盤総合整備事業（水利施設整備事業）	地域計画班	94
農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）	地域計画班	95
農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業）	地域計画班	96

(10) 農業水利施設ストックマネジメント対策関連事業概念図



注:本表に於ける採択条件は、すべて、「かつ」条件である。

※ストックマネジメント事業は平成23年度より交付金事業等となり名称が変更されている。

【旧事業名】		【新事業名(地域自主戦略交付金)】
かんがい排水事業	⇔	水利施設整備事業(基幹水利施設整備型)
基幹水利施設ストックマネジメント事業	⇔	“(基幹水利施設保全型)”
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	⇔	“(地域農業水利施設保全型)”

※ その他の事業やお問い合わせ先がわからない場合は、農村振興課企画調整班（TEL 022-211-2863、
e-mail:nosonshinp@pref.miyagi.jp）までお問い合わせください。

* * * お問い合わせ ・ 相談窓口 * * *

宮城県農林水産部 農村振興課 (宮城県庁11階)	指導班	TEL 022-211-2861	e-mail: nosonshins@pref.miyagi.jp
	企画調整班	TEL 022-211-2863	e-mail: nosonshinp@pref.miyagi.jp
	地域計画班	TEL 022-211-2862	e-mail: nosonshinc@pref.miyagi.jp
	技術管理班	TEL 022-211-2865	e-mail: nosonshing@pref.miyagi.jp
	広域水利調整班	TEL 022-211-2864	e-mail: nosonshink@pref.miyagi.jp
	農村交流対策班	TEL 022-211-2866	e-mail: nosonshinnt@pref.miyagi.jp
宮城県農林水産部 農村整備課 (宮城県庁11階)	事業経理班	TEL 022-211-2871	e-mail: nosonseij@pref.miyagi.jp
	換地・用地班	TEL 022-211-2872	e-mail: nosonseik@pref.miyagi.jp
	ほ場整備班	TEL 022-211-2873	e-mail: nosonseih@pref.miyagi.jp
	農村環境整備班	TEL 022-211-2874	e-mail: nosonsein@pref.miyagi.jp
	防災対策班	TEL 022-211-2875	e-mail: nosonseib@pref.miyagi.jp
	水利施設保全班	TEL 022-211-2876	e-mail: nosonseis@pref.miyagi.jp

大河原地方振興事務所	農業農村整備部	TEL 0224-53-3111	e-mail: oknbnkt@pref.miyagi.jp
仙台地方振興事務所	農業農村整備部	TEL 022-275-9111	e-mail: sdsst@pref.miyagi.jp
北部地方振興事務所	農業農村整備部	TEL 0229-91-0701	e-mail: nh-nbnkt@pref.miyagi.jp
北部地方振興事務所栗原地域事務所	農業農村整備部	TEL 0228-22-2111	e-mail: nh-khnr-ma@pref.miyagi.jp
東部地方振興事務所	農業農村整備部	TEL 0225-95-1411	e-mail: et-ss-kt@pref.miyagi.jp
東部地方振興事務所登米地域事務所	農業農村整備部	TEL 0220-22-6111	e-mail: et-tmnbnkt@pref.miyagi.jp
気仙沼地方振興事務所 南三陸支所	農業農村整備班	TEL 0226-29-6046	e-mail: ksmsrsnn@pref.miyagi.jp

平成25年3月 発行
宮城県農林水産部
農村振興課
TEL 022-211-2863
FAX 022-211-2890